君津市地域防災計画
（令和５年度修正案）

新旧対照表

＜目　次＞

総 則 編　第１章　総則　1
風水害編　第１章　災害予防計画　20
風水害編　第２章　災害応急対策計画　59
風水害編　第３章　災害復旧計画　142
震 災 編　第１章　震災予防計画　155
震 災 編　第２章　震災応急対策計画　190
震 災 編　第３章　震災復旧計画　261
震災編附編（※全面修正のため非掲載）
大規模事故編　第１章　計画の方針　272
大規模事故編　第２章　計画の内容　273

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

総則編　第１章　総則

修正案	現行
第１節　計画の方針 第１　計画の目的 （略） 第２　計画の性格及び範囲 １　計画の性格 (1)～(3)（略） ２　この計画で扱う災害の範囲 （略） 第３　他の計画との関係 １　君津市基本構想・まちづくり計画との関係 （略） ２　防災基本計画、千葉県地域防災計画、防災業務計画との関係 （略） ３　君津市消防計画との関係 （略） ４　地区防災計画との関係等 （略） 第４　計画の修正 （略）	第１節　計画の方針 第１　計画の目的 （略） 第２　計画の性格及び範囲 １　計画の性格 (1)～(3)（略） ２　この計画で扱う災害の範囲 （略） 第３　他の計画との関係 １　君津市基本構想・まちづくり計画との関係 （略） ２　防災基本計画、千葉県地域防災計画、防災業務計画との関係 （略） ３　君津市消防計画との関係 （略） ４　地区防災計画との関係等 （略） 第４　計画の修正 （略）
第２節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略）	第２節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略）

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
第１　市 1～15（略） 第２　千葉県 1～19（略） （君津地域振興事務所） (1)～(4)（略） （君津健康福祉センター） (1)～(5)（略） （君津土木事務所） (1)～(5)（略） （木更津港湾事務所） （略） （君津農業事務所） (1)～(3)（略） （南房総教育事務所） (1)（略） （君津警察署） (1)～(5)（略） 第３　指定地方行政機関 １　関東管区警察局 (1)～(5)（略） ２　関東財務局（千葉財務事務所） (1)～(4)（略） ４　関東農政局 (1)～(10)（略） ５　関東森林管理局	第１　市 1～15（略） 第２　千葉県 1～19（略） （君津地域振興事務所） (1)～(4)（略） （君津健康福祉センター） (1)～(5)（略） （君津土木事務所） (1)～(5)（略） （木更津港湾事務所） （略） （君津農業事務所） (1)～(3)（略） （南房総教育事務所） (1)（略） （君津警察署） (1)～(5)（略） 第３　指定地方行政機関 １　関東管区警察局 (1)～(5)（略） ２　関東財務局（千葉財務事務所） (1)～(4)（略） ４　関東農政局 (1)～(10)（略） ５　関東森林管理局

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
(1)～(2)（略） **6　関東経済産業局** (1)～(3)（略） **7　第三管区海上保安本部（千葉海上保安部木更津海上保安署）** (1)～(5)（略） **8　東京管区気象台（銚子地方気象台）** (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表伝達及び解説に関すること (3) 災害発生時に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関することに関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること **9　関東東北産業保安監督部** (1)～(2)（略） **10　関東運輸局** (1)～(5)（略） **11　関東総合通信局** (1) 非常通信の確保及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する	(1)～(2)（略） **6　関東経済産業局** (1)～(3)（略） **7　第三管区海上保安本部（千葉海上保安部木更津海上保安署）** (1)～(5)（略） **8　東京管区気象台（銚子地方気象台）** (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること （新規） （新規） **9　関東東北産業保安監督部** (1)～(2)（略） **10　関東運輸局** (1)～(5)（略） **11　関東総合通信局** (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること (3) 災害時における非常通信の確保に関すること (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
こと	
12　千葉労働局（木更津公共職業安定所）	12　千葉労働局（木更津公共職業安定所）
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
13　関東地方整備局	13　関東地方整備局
(1) 災害予防	(1) 災害予防
①～⑤（略）	①～⑤（略）
⑥　大規模地震対策の港湾施設による緊急輸送体系に関すること	【⑥新設】
⑦　豪雪害の予防に関すること	【⑦設】
(2) 災害応急対策	(2) 災害応急対策
①～⑧（略）	①～⑤（略）
(3) 災害復旧	(3) 災害復旧
（略）	（略）
14　関東地方整備局千葉国道事務所	14　関東地方整備局千葉国道事務所
（略）	（略）
15　関東地方測量部	15　関東地方測量部
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
第４　自衛隊	第４　自衛隊
１　災害派遣の準備	１　災害派遣の準備
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) 君津市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること	(4) 君津市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること
２　災害派遣の実施	２　災害派遣の実施
(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること	(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
(2) 災害派遣時の救助活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること	(2) 災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与譲与に関すること

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
第５　指定公共機関 １　日本郵便株式会社（君津郵便局） (1)～(3)（略） （削除） ２　東日本電信電話株式会社千葉支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (1)～(3)（略） ３　ＫＤＤＩ株式会社（東京支社） (1)～(3)（略） ４　ソフトバンク株式会社 (1)～(3)（略） ５　日本赤十字社千葉県支部 (1)～(6)（略） ６　日本放送協会千葉放送局 (1)～(4)（略） ７　東日本高速道路株式会社関東支社 (1)～(3)（略） ８　東日本旅客鉄道株式会社千葉支社「君津駅」「久留里駅」 (1)～(3)（略） ９　東京ガスネットワーク株式会社千葉導管ネットワークセンター (1) ガス供給施設の建設及び安全確保に関すること (2) ガスの供給に関すること 10　日本貨物鉄道株式会社 (1)（略） 11　日本通運株式会社千葉支店 (1)（略）	第５　指定公共機関 １　日本郵便株式会社（君津郵便局） (1)～(3)（略） (4) 郵便事業の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請のあった場合の取扱いに関すること ２　東日本電信電話株式会社千葉支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (1)～(3)（略） ３　ＫＤＤＩ株式会社（東京支社） (1)～(3)（略） ４　ソフトバンク株式会社 (1)～(3)（略） ５　日本赤十字社千葉県支部 (1)～(6)（略） ６　日本放送協会千葉放送局 (1)～(4)（略） ７　東日本高速道路株式会社関東支社 (1)～(3)（略） ８　東日本旅客鉄道株式会社千葉支社「君津駅」「久留里駅」 (1)～(3)（略） ９　東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター (1) ガス施設の防災対策及び災害時におけるガス供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること 10　日本貨物鉄道株式会社 (1)（略） 11　日本通運株式会社千葉支店 (1)（略）

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
12　東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社 (1)～(2)（略） 第６　指定地方公共機関 １　公益社団法人千葉県エルピーガス協会 （略） ２　一般社団法人千葉県医師会 (1)～(2)（略） ３　一般社団法人千葉県歯科医師会 (1)～(2)（略） ４　一般社団法人千葉県薬剤師会 (1)～(3)（略） ５　一般社団法人千葉県バス協会／一般社団法人千葉県トラック協会（君津支部） （略） ６　千葉テレビ放送株式会社／株式会社ニッポン放送／株式会社ベイエフエム (1)～(3)（略） ７　公益社団法人千葉県看護協会 (1)～(2)（略） 第７　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者 １　君津商工会議所 (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 災害時における物価安定への協力 (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (4) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ２　病院等医療関係施設	12　東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社 (1)～(2)（略） 第６　指定地方公共機関 １　一般社団法人千葉県エルピーガス協会 （略） ２　一般社団法人千葉県医師会 (1)～(2)（略） ３　一般社団法人千葉県歯科医師会 (1)～(2)（略） ４　一般社団法人千葉県薬剤師会 (1)～(3)（略） ５　一般社団法人千葉県バス協会／一般社団法人千葉県トラック協会（君津支部） （略） ６　千葉テレビ放送株式会社／株式会社ニッポン放送／株式会社ベイエフエム (1)～(3)（略） ７　公益社団法人千葉県看護協会 (1)～(2)（略） 第７　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者 １　君津商工会議所 (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 災害時における物価安定への協力 (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (4) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ２　病院等医療関係施設

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案	現行
(1)～(4)（略） ３　一般社団法人君津木更津医師会 (1)～(2)（略） ４　一般社団法人君津木更津歯科医師会 (1)～(2)（略） ５　NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会 (1)～(2)（略） ６　かずさエフエム株式会社 (1)～(3)（略） ７　社会福祉施設 (1)～(2)（略） ８　社会福祉法人君津市社会福祉協議会 (1)～(3)（略） ９　君津市農業協同組合 (1)～(5)（略） 10　千葉県森林組合（君津支所） (1)～(2)（略） 11　君津建設業協同組合 （略） 12　君津市管工事業協同組合 （略） 13　君津造園建設業協同組合 （略） 14　千葉県石油商業協同組合君津支部 （略） 15　かずさ水道広域連合企業団 （略）	(1)～(4)（略） ３　一般社団法人君津木更津医師会 (1)～(2)（略） ４　一般社団法人君津木更津歯科医師会 (1)～(2)（略） ５　NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会 (1)～(2)（略） ６　かずさエフエム株式会社 (1)～(3)（略） ７　社会福祉施設 (1)～(2)（略） ８　社会福祉法人君津市社会福祉協議会 (1)～(3)（略） ９　君津市農業協同組合 (1)～(5)（略） 10　千葉県森林組合（君津支所） (1)～(2)（略） 11　君津建設業協同組合 （略） 12　君津市管工事業協同組合 （略） 13　君津造園建設業協同組合 （略） 14　千葉県石油商業協同組合君津支部 （略） 15　かずさ水道広域連合企業団 （略）

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

第８　市民及び事業所等

１　市民

(1)～(2)（略）

２　事業所

(1)～(4)（略）

３　自主防災組織等

(1)～(5)（略）

第３節　本市の地勢概要

第１　自然的特性

１　位置及び地勢

本市は、東京の 50km 圏内にあり、千葉県の中南部に位置し、東京湾に面している。東部は市原市、大多喜町、西部は富津市、南部は鴨川市、北部は木更津市に隣接している。周囲は 118.2km、面積 318.78km² に及ぶ広大な市域を有し、東部及び中央部に源を発する小櫃川（77.0km）と小糸川（65.3km）がそれぞれ東京湾に流入している。東南部地帯は、房総の屋根を代表する鹿野山、清澄山系の元清澄山などの山脈が連なり、山と谷の壮大な展望が見られ、中部地帯は平坦な沃野で水利に恵まれ、県下でも有数な穀倉地帯で豊かな緑の田園風景がひらけている。東京湾に面した北西地域には京葉臨海工業地帯の南部拠点の役割を担っている製鉄所と、整然と区画された市街地が広がっている。

■地勢概要

位置		面積	標高		広ぼう		周囲	海岸線
東経	北緯		最高	最低	東西	南北		
139° 54′ 09″	35° 19′ 50″	km² 318.78	m 379.0	m 0.5	km 27.3	km 22.6	km 118.2	km 9.0

（令和３年９月現在）

■位置図

（図略）

現行

第８　市民及び事業所等

１　市民

(1)～(2)（略）

２　事業所

(1)～(4)（略）

３　自主防災組織等

(1)～(5)（略）

第３節　本市の地勢概要

第１　自然的特性

１　位置及び地勢

本市は、東京の 50km 圏内にあり、千葉県の中南部に位置し、東京湾に面している。東部は市原市、大多喜町、西部は富津市、南部は鴨川市、北部は木更津市に隣接している。周囲は 118.2km、面積 318.81km² に及ぶ広大な市域を有し、東部及び中央部に源を発する小櫃川（77.0km）と小糸川（65.3km）がそれぞれ東京湾に流入している。東南部地帯は、房総の屋根を代表する鹿野山、清澄山系の元清澄山などの山脈が連なり、山と谷の壮大な展望が見られ、中部地帯は平坦な沃野で水利に恵まれ、県下でも有数な穀倉地帯で豊かな緑の田園風景がひらけている。東京湾に面した北西地域には京葉臨海工業地帯の南部拠点の役割を担っている製鉄所と、整然と区画された市街地が広がっている。

■地勢概要

位置		面積	標高		広ぼう		周囲	海岸線
東経	北緯		最高	最低	東西	南北		
139° 54′	35° 19′	km² 318.81	m 379.0	m 0.5	km 27.3	km 22.6	km 118.2	km 9.0

（平成 30 年４月現在）

■位置図

（図略）

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

２　地形・地質

（略）

３　気象

（略）

(1) 降雨・降水量

降雨量は約 2,100（坂畑地域気象観測所）㎜と多く（2013 年から 2022 年のデータを平均した。）、その季節的変化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

(2) 風速・風向

秋から冬にかけては北東寄りの風が多く、春になると、南西風の割合が増え、夏は南西風が支配的になる。

（略）

４　本市周辺の活断層分布

（略）

■市周辺の活断層分布

（図略）

第２　社会環境

１　人口及び世帯数

（略）

■世帯数及び人口の推移表

年	世帯数	人　口	増　減　数	
			世帯数	人　口
（削除）				
平成２年	27,313 世帯	89,242 人	＋ 2,882 世帯	＋ 4,932 人

現行

２　地形・地質

（略）

３　気象

（略）

(1) 降雨・降水量

降雨量は約 2,100 ㎜と多く、その季節的変化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

(2) 風速・風向

秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配される。

（略）

４　本市周辺の活断層分布

（略）

■市周辺の活断層分布

（図略）

第２　社会環境

１　人口及び世帯数

（略）

■世帯数及び人口の推移表

年	世帯数	人　口	増　減　数	
			世帯数	人　口
昭和 60 年	24,431 世帯	84,310 人	+2,785 世帯	＋ 7,024 人
平成２年	27,313 世帯	89,242 人	+2,882 世帯	＋ 4,932 人

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

平成７年	30,433 世帯	93,216 人	＋ 3,120 世帯	＋ 3,974 人
平成 12 年	31,031 世帯	92,076 人	＋ 598 世帯	－ 1,104 人
平成 17 年	32,364 世帯	90,977 人	＋ 1,333 世帯	－ 1,099 人
平成 22 年	33,908 世帯	89,168 人	+1,544 世帯	－ 1,809 人
平成 27 年	34,447 世帯	86,033 人	＋559 世帯	－ 3,135 人
令和２年	35,266 世帯	82,206 人	＋819 世帯	－ 3,827 人

資料：総務省統計局　国勢調査報告

■年齢別人口

年　　齢	総　　数	
０歳～14 歳	8,427 人	10.3%
15 歳～64 歳	45,829 人	55.7%
65 歳以上	26,366 人	32.1%
総　　計	82,206 人	100.0%

資料：総務省統計局　国勢調査報告（令和２年 10 月１日）

総計には、年齢不詳を含む。

２　土地利用

（略）

第３　災害特性

（略）

１　山地・丘陵・台地

（略）

■市域の主要山岳

山岳名	標高（m）	山岳名	標高（m）
鹿野山	379.0	大塚山	279.7

現行

平成７年	30,433 世帯	93,216 人	+3,120 世帯	＋ 3,974 人
平成 12 年	31,031 世帯	92,076 人	+598 世帯	－ 1,104 人
平成 17 年	32,364 世帯	90,977 人	+1,333 世帯	－ 1,099 人
平成 22 年	33,908 世帯	89,168 人	+1,544 世帯	－ 1,809 人
平成 27 年	34,447 世帯	86,033 人	＋559 世帯	－ 3,135 人
（新規）				

資料：総務省統計局　国勢調査報告

■年齢別人口

年　　齢	総　　数	
０歳～14 歳	9,845 人	11.5%
15 歳～64 歳	51,359 人	60.0%
65 歳以上	24,339 人	28.5%
総　　計	86,033 人	100.0%

資料：総務省統計局　国勢調査報告（平成 27 年 10 月１日）

総計には、年齢不詳を含む。

２　土地利用

（略）

第３　災害特性

（略）

１　山地・丘陵・台地

（略）

■市域の主要山岳

山岳名	標高（m）	山岳名	標高（m）
鹿野山	379.0	大塚山	279.7

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

石尊山	347.8	富士山	285.0
八良塚	342.0	三石山	282.0
高宕山	330.0		

２　河川

（略）

３　臨海部

（略）

第４　災害履歴

１　地震災害

（略）

千葉県でも死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 270 人、建物全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（消防庁による。令和 5 年 3 月 7 日現在）。

（略）

■本市の地震災害履歴

（表略）

２　風水害

■本市の風水害履歴

（表略）

■千葉県に接近・上陸した台風（平成元年以降）

（表略）

■千葉県に災害をもたらした近年における顕著な事例（台風以外）

西 暦	和 暦	月 日	事例名称	状 況 等
1970 年	昭和 45 年	6 月 30 日 ～7 月 1 日	梅雨前線による豪雨	千葉県南部の大多喜町で 1 時間に 116㎜、総雨量 438㎜の大雨。がけ崩れ 17,300 箇所など千葉県最大級の大雨災害。

現行

石尊山	347.6	富士山	285.0
八良塚	342.0	三石山	282.0
高宕山	330.0		

２　河川

（略）

３　臨海部

（略）

第４　災害履歴

１　地震災害

（略）

千葉県でも死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 261 人、建物全壊 801 棟、半壊 10,152 棟などの被害が発生した（消防庁による。平成 30 年 3 月 1 日現在）

（略）

■本市の地震災害履歴

（表略）

２　風水害

■本市の風水害履歴

（表略）

■千葉県に接近・上陸した台風（平成元年以降）

（表略）

■千葉県に災害をもたらした近年における顕著な事例（台風以外）

西 暦	和 暦	月 日	事例名称	状 況 等
1970 年	昭和 45 年	6 月 30 日 ～7 月 1 日	梅雨前線による豪雨	千葉県南部の大多喜町で 1 時間に 116㎜、総雨量 438㎜ の大雨。がけ崩れ 17,300 箇所など千葉県最大級の大雨災害。

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

1990 年	平成 2 年	12 月 11 日	茂原竜巻	千葉県茂原市を中心に大被害。藤田スケールで「F3」と推定された竜巻は日本最大級。
1999 年	平成 11 年	10 月 27 日	佐原豪雨	千葉県佐原市(現在の香取市)で 1 時間に 153mmの記録的な大雨。気象庁観測記録 1 位。
2000 年	平成 12 年	5 月 24 日	千葉県北部の降雹	千葉県北部でみかん大（佐倉市）からピンポン玉大の降雹（ひょう）。住家被害約 3 万戸、負傷者 130 人。
2019 年	令和元年	10 月 25 日	豪雨	低気圧の影響により、大雨による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、土砂災害、浸水害、洪水害が発生した。
2021 年	令和 3 年	6 月 30 日～7 月 4 日	令和３年７月１日からの大雨	6 月 30 日 0 時から 7 月 4 日 24 時までの総降水量が勝浦で 369.5mm、木更津で 359.0mm、舘山で 344.5mm、銚子で 297.5mmを観測するなど記録的な大雨となった。

資料：銚子地方気象台

（略）

第４節　地震・津波・風水害の想定

第１　地震被害想定

平成 19 年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H19)」という。)、平成 24 年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（H24)」という。)、平成 26・27 年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」

現行

1990 年	平成 2 年	12 月 11 日	茂原竜巻	千葉県茂原市を中心に大被害。藤田スケールで「F3」と推定された竜巻は日本最大級。
1999 年	平成 11 年	10 月 27 日	佐原豪雨	千葉県佐原市で 1 時間に 153mm の記録的な大雨。気象庁観測記録 1 位。
2000 年	平成 12 年	5 月 24 日	千葉県北部の降雹	千葉県北部でみかん大（佐倉市）からピンポン玉大の降雹（ひょう）。住家被害約 3 万戸、負傷者 130 人。
2019 年	令和元年	10 月 25 日	豪雨	低気圧の影響により、大雨による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、土砂災害、浸水害、洪水害が発生した。
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

資料：銚子地方気象台

（略）

第４節　地震・津波・風水害の想定

第１　地震被害想定

平成 19 年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H19)」という。）及び平成 24 年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（H24)」という。)、平成 26・27 年度の「千葉県地震被害想定調査報告

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

（略称、「県（H26・27)」という。）、令和３年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（R3)」という。）によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりである。

■想定地震

想定地震	君津市直下（相模トラフ）地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
モーメントマグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3
調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	県（H26・27） 市（R3）

（注）東京湾北部地震は、県（H19）を踏まえて市（H24）で、千葉県北西部地震は、県（H26・H27）を踏まえて市（R3）で、それぞれ詳細に調査した。

（略）

帰宅困難者数は、千葉県東方沖地震を含む全ての地震で１千人以上となり、千葉県北西部直下地震では約７千人、君津市直下地震及び東京湾北部地震では７千人を超えると予測される。

（略）

現行

書」（略称、「県（H26・27)」という。）によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりである。

■想定地震

想定地震	君津市直下（相模トラフ）地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
モーメントマグニチュード	7.9	7.	6.8	6.9	7.3
調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	県（H26・27）

（注）東京湾北部地震は、県（H19）を踏まえて市（H24）で詳細に調査した。

（略）

帰宅困難者数は、千葉県東方沖地震を含む全ての地震で１千人以上となり、千葉県北西部直下地震では１万４千人、君津市直下地震及び東京湾北部地震では７千人を超えると予測される。

（略）

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

■予測被害量一覧

被害区分			君津市直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
調査者（調査年次）			市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	市（R3）
人口（人）			89,139	89,139	90,977	90,977	82,273
建物棟数	計		51,307	51,307	40,959	40,959	34,518
	木造		42,151	42,151	28,276	28,276	29,019
	非木造		9,156	9,156	12,683	12,683	5,499
上水道導管・配水管延長			94km	94km	－	－	－
下水道汚水管・雨水管延長			367km	367km	－	－	－
建物全壊棟数 原因別	計		3,500	2,897	3	255	881
	揺れ		3,257	2,658	0	229	858
	液状化		18	14	2	13	16
	急傾斜地崩壊等		225	225	1	14	7
火災	炎上出火件数		24	20	0	2	1
	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	70
		全壊建物を含まない	－	－	0	36	－
ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	－	－	－
		断水世帯数（直後）	28,504	31,479	－	－	－
		断水人口（直後）	－	－	－	－	49,683
		断水率（直後）	－	－	－	－	61.0%
	下水道	被害箇所数	16	15	－	－	－
		影響世帯数	1,729	1,544	－	－	－
		支障人口（直後）	－	－	－	－	2,602
		支障率（直後）	－	－	－	－	3.2%
	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	－	－	7,949
		停止率	100%	100%	－	－	46.4%

現行

■予測被害量一覧

被害区分			君津市直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
調査者（調査年次）			市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	県(H26・27)
人口（人）			89,139	89,139	90,977	90,977	89,200
建物棟数	計		51,307	51,307	40,959	40,959	41,300
	木造		42,151	42,151	28,276	28,276	33,600
	非木造		9,156	9,156	12,683	12,683	7,700
上水道導管・配水管延長			94km	94km	－	－	－
下水道汚水管・雨水管延長			367km	367km	－	－	－
建物全壊棟数 原因別	計		3,500	2,897	3	255	1,300
	揺れ		3,257	2,658	0	229	1,200
	液状化		18	14	2	13	20
	急傾斜地崩壊		225	225	1	14	－
火災	炎上出火件数		24	20	0	2	－
	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	90
		全壊建物を含まない	－	－	0	36	－
ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	－	－	－
		断水世帯数（直後）	28,504	31,479	－	－	－
	下水道	被害箇所数	16	15	－	－	－
		影響世帯数	1,729	1,544	－	－	－
	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	－	－	－
		停止率	100%	100%	－	－	－

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案								現行							
	ＬＰガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	22,038		ＬＰガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	－
		漏えい件数	1,340	1,727	0	274	2,106			漏えい件数	1,340	1,727	0	274	－
	電力	電柱被害本数	14	11	－	－	－		電力	電柱被害本数	14	11	－	－	－
		影響世帯数	6,070	4,983	－	－	30,565			影響世帯数	6,070	4,983	－	－	－
	電話	電話柱被害本数	477	389	－	－	－		電話	電話柱被害本数	477	389	－	－	－
ライフライン被害	橋梁被害	大規模	111	95	－	－	21	ライフライン被害	橋梁被害	大規模	111	95	－	－	－
		中規模	141	155	－	－	37			中規模	141	155	－	－	－
		小規模	42	44	－	－	230			小規模	42	44	－	－	－
		軽　微	0	0	－	－	50			軽　微	0	0	－	－	－
		無被害	0	0	－	－	－			無被害	0	0	－	－	－
	鉄道被害		43	47	－	－	30		鉄道被害		43	47	－	－	－
人的被害	死者（人）	計	192	158	0	5	24	人的被害	死者（人）	計	192	158	0	5	10
		建物被害	176	143	0	3	15			建物被害	176	143	0	3	10
		火災	4	3	0	0	6			火災	4	3	0	0	－
		急傾斜地崩壊等	12	12	0	1	0			急傾斜地崩壊	12	12	0	1	－
		屋内収容物の転倒等	－	－	－	－	3			屋内収容物の転倒等	－	－	－	－	－
		ブロック塀等の転倒	－	－	0	1	0			ブロック塀等の転倒	－	－	0	1	－
		屋外落下物	0	0	0	0	－			屋外落下物	0	0	0	0	－
	負傷者（人）	計	1,168	1,040	6	359	549		負傷者（人）	計	1,168	1,040	6	359	830
		建物被害	981	852	2	301	476			建物被害	981	852	2	301	770
		火災	9	8	0	2	3			火災	9	8	0	2	－
		急傾斜地崩壊等	149	150	1	12	0			急傾斜地崩壊	149	150	1	12	－
		屋内収容物の転倒等	22	23	1	21	60			屋内収容物の転倒等	22	23	1	21	50
		ブロック塀等の転倒	－	－	3	23	10			ブロック塀等の転倒	－	－	3	23	－
		屋外落下物	7	7	0	0	－			屋外落下物	7	7	0	0	－
	うち重	計	60	50	2	26	81		うち重	計	60	50	2	26	150
		建物被害	54	44	0	5	64			建物被害	54	44	0	5	140
		火災	－	－	0	1	1			火災	－	－	0	1	－

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案								現行							
			急傾斜地崩壊等	－	－	0	6	0				急傾斜地崩壊	－	－	0	6	－
			屋内収容物の転倒等	6	6	0	6	12				屋内収容物の転倒等	6	6	0	6	10
			ブロック塀等の転倒	－	－	1	9	4				ブロック塀等の転倒	－	－	1	9	－
			屋外落下物	0	0	0	0	－				屋外落下物	0	0	0	0	－
避難者（人）	直　後		合計	14,744	12,432	18	3,285	2,914	避難者（人）	直　後		合計	14,744	12,432	18	3,285	－
			建物	14,744	12,432	18	3,285	－				建物	14,744	12,432	18	3,285	
			断水	0	0	0	0	－				断水	0	0	0	0	－
			エレベータ停止	0	0	0	0	－				エレベータ停止	0	0	0	0	30
	1日後		合計	42,504	42,800	43	25,406	2,914		1日後		合計	42,504	42,800	43	25,406	4,200
			建物	14,744	12,432	18	3,285	－				建物	14,744	12,432	18	3,285	－
			断水	27,718	30,321	0	22,063	－				断水	27,718	30,321	0	22,063	－
			エレベータ停止	42	42	25	58	－				エレベータ停止	42	42	25	58	－
	4日後		合計	34,087	37,641	23	9,952	5、301		4日後		合計	34,087	37,641	23	9,952	－
			建物	14,744	12,432	18	3,285	－				建物	14,744	12,432	18	3,285	－
			断水	19,343	25,209	0	6,619	－				断水	19,343	25,209	0	6,619	－
			エレベータ停止	0	0	5	48	－				エレベータ停止	0	0	5	48	－
	30日後		合計	14,744	12,432	18	3,285	13,162		30日後		合計	14,744	12,432	18	3,285	11,400
			建物	14,744	12,432	18	3,285	－				建物	14,744	12,432	18	3,285	－
			断水	0	0	0	0	－				断水	0	0	0	0	－
			エレベータ停止	0	0	0	0	－				エレベータ停止	0	0	0	0	－
帰宅困難者（人）			合計	7,394	7,394	6,943	5,358	6,985	帰宅困難者（人）			合計	7,394	7,394	6,943	5,358	14,200
			県内市町村	5,615	5,615	5,164	3,656	－				県内市町村	5,615	5,615	5,164	3,656	－
			都内	1,453	1,453	1,453	1,453	－				都内	1,453	1,453	1,453	1,453	－
			他県	326	326	326	249	－				他県	326	326	326	249	－
滞留者（人）				29,674	29,674	－	－	4,441	滞留者（人）				29,674	29,674	－	－	－
救出者（人）			要救出者	1,906	1,555	－	－	163	救出者（人）			要救出者	1,906	1,555	－	－	－
			救出対象者	572	467	－	－	33				救出対象者	572	467	－	－	－
			必要救出所要時間	2,035	1,866	－	－	505				必要救出所要時間	2,035	1,866	－	－	－

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

	最短救出所要時間	9	8	－	－	3
応急医療（人）	要転院患者数	71	75	－	－	46
	医療受給過不足量	−25	−99	－	－	−17
避難行動要支援者死者数（人）		－	－	0	1	－
自力脱出困難者数（人）		－	－	0	51	163
エレベータ閉じ込め台数		－	－	30	103	－
震災廃棄物発生量（万ｔ）		－	－	0	3	－

（略）

第２　津波浸水想定

令和３年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市における津波被害は以下のとおりである。

なお、算出にあたっては、千葉県が作成した津波浸水予測図（H23 年度）及び津波浸水想定図（H30 年度）のデータ等を基に被害量を予測している。

■津波による被害棟数

被害	L1 想定		L2 想定	
	木造	非木造	木造	非木造
全壊	0	―	0	―
半壊	0	―	87	―
床上浸水	0	6	123	60
床下浸水	25	13	90	57
小計	25	19	300	117
計	44		417	

※L1：最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの

現行

	最短救出時間時間	9	8	－	－	－
応急医療（人）	要転院患者数	71	75	－	－	－
	医療受給過不足量	−25	−99	－	－	－
避難行動要支援者死者数（人）		－	－	0	1	－
自力脱出困難者数（人）		－	－	0	51	90
エレベータ閉じ込め台数		－	－	30	103	40
震災廃棄物発生量（万ｔ）		－	－	0	3	20

（略）

第２　津波浸水想定

千葉県は、平成 24 年４月に千葉県浸水予測図を公表（平成 25 年３月一部修正）し、君津市付近の沿岸部については、1703 年の元禄地震が発生した場合及び平成 25 年３月から気象庁が運用を開始した津波警報等の発表を想定した浸水深を予測している。

■津波警報等のレベルに応じた想定津波の概要

津波予報区	想定津波高（注）	警報レベル
千葉県九十九里・外房 千葉県内房	おおむね１～３ｍ	津波警報３ｍ
	おおむね３～５ｍ	大津波警報５ｍ
	おおむね５～10ｍ	大津波警報 10ｍ
東京湾内湾	東京湾口（房総半島南端）で約 10ｍ	津波警報３ｍ

本市の沿岸では、東京湾口で 10ｍの津波が発生した場合（以下、「東京湾口 10ｍ」という。）又は、元禄地震規模の津波（以下、「元禄地震」という。）が発生した場合、小糸川や国道 16 号沿いの水路を津波が遡上すると予測される。

さらに、東京湾口 10ｍのケースでは中央岸壁の一部の陸地部分で 50㎝以

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

修正案

大きな被害をもたらす津波。

※L2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。

第３　風水害の想定

１　被害想定

令和３年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市の風水害発生時に予測される被害は以下のとおりである。

なお、算出にあたっては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のデータ等を基に被害量を予測している。

■予測被害一覧

被害区分		洪水	土砂災害
調査者（調査年次）		R3	
人口（人）		82,273	
建物棟数	計	7,432※	1,746※
	床下浸水	1,253	－
	床上浸水	6,023	－
	家屋倒壊	421	－
	急傾斜地	－	1,173
	土石流	－	705
避難者数	計	19,688	3,019
	立退き避難	4,057	3,019
	垂直避難可	15,631	
上水道	被害人口数	1,242	－
下水道	被害人口数	6,974	－
電力	影響人口数	14,496	－
固定電話	影響人口数	14,372	－

現行

下の浸水が予測されるほか、小糸川河口付近の人見地区等で同じく 50cm 以下の浸水が予測される。なお、防潮施設等の防御効果が見込まれない場合は、防御効果が見込まれる場合よりも陸地部分の浸水範囲が広いと予測される。

第３　風水害の想定

本市においては、平成 19 年３月に、現在の河川の整備状況に基づき、小糸川水系（小糸川、派川江川、江川、郡川、宮下川、馬登川、沢巻川、梨の木沢川、鹿野沢川）と小櫃川水系（小櫃川、七曲川、御腹川、大森川、大阪川）のはん濫を想定した君津市洪水ハザードマップを公表している。

君津市洪水ハザードマップでは、河川がはん濫した場合の浸水の範囲及び深さと、関連流域における土砂災害発生の可能性が高い区域とを想定・表示している。

千葉県では平成 27 年５月に改正された水防法に基づき、近年多発する甚大な浸水被害への対応として、1000 年に１度程度の豪雨を想定最大規模とした「洪水浸水想定区域図」を新たに作成し、小糸川の浸水想定区域図を令和２年３月 30 日、小櫃川の浸水想定区域図を令和２年５月 28 日に公表した。本市では、県の洪水浸水想定区域図を基に、令和２年度中に洪水ハザードマップの更新を予定しており、本計画は、これらの災害想定を前提条件とする。

君津市地域防災計画案【総則編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>都市ガス</td><td>影響人口数</td><td>6,109</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ＬＰガス</td><td>影響人口数</td><td>4,082</td><td>－</td></tr>
</table>
※各項目の和から重複を除いた値である。

■洪水浸水想定の条件
（表略）

第５節　防災ビジョン

第１　計画の理念
（略）
こうした考え方に基づき、君津市地域防災計画の理念と基本目標を、以下のとおり定める
（略）

第２　計画の理念の実現のための重点施策
（略）
第３　災害対策の基本的視点
（略）
</td><td>
■災害想定のための条件
（表略）

第５節　防災ビジョン

第１　計画の理念
（略）
こうした考え方に基づき、君津市地域防災計画の理念と基本目標を、以下のとおり定める。
（略）

第２　計画の理念の実現のための重点施策
（略）
第３　災害対策の基本的視点
（略）
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

第１章　災害予防計画

修正案

第１節　水害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　河川・ダム対策等水害予防対策の推進	建設部建設計画課・管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課・東部土木事務所、君津富津広域下水道組合、県
第２　森林の保全	建設部農林土木課、森林組合
第３　農作物等の水害予防対策	建設部農林土木課、君津市農業協同組合
第４　高潮対策	建設部管理課、道路維持課
第５　道路の災害防止	建設部管理課・道路維持課・道路整備課
第６　災害に強いまちづくりの推進	建設部建設計画課

第１　河川・ダム対策等水害予防対策の推進

１　河川対策の推進

（略）

■水害危険区域

（表略）

２　ダム放流時の対応

（略）

■ダムの概要

（表略）

３　雨水排除対策の推進

（略）

現行

第１節　水害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　河川・ダム対策等水害予防対策の推進	建設部建設計画課・管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課・東部土木事務所、君津富津広域下水道組合、県
第２　森林の保全	経済部農林整備課、森林組合
第３　農作物等の水害予防対策	経済部農林整備課、君津市農業協同組合
第４　高潮対策	建設部管理課、道路維持課
第５　道路の災害防止	建設部管理課・道路維持課・道路整備課
（新規）	（新規）

第１　河川・ダム対策等水害予防対策の推進

１　河川対策の推進

（略）

■水害危険区域

（表略）

２　ダム放流時の対応

（略）

■ダムの概要

（表略）

３　雨水排除対策の推進

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
４　浸水想定区域の把握・周知 (1) 浸水想定区域の把握 （略） (2) 洪水ハザードマップの周知 管理課、道路維持課は、小糸川及び小櫃川の洪水ハザードマップ（洪水避難地図）について、今後とも転入者への配布、市のホームページや広報紙への掲載を継続的に実施し、市民に対し浸水想定区域や指定避難所、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。 (3) 災害危険区域の指定 県及び市は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。	**４　浸水予想区域の把握・周知** (1) 浸水予想区域の把握 （略） (2) 洪水ハザードマップの周知 管理課、道路維持課は、小糸川及び小櫃川の洪水ハザードマップ（洪水避難地図）について、今後とも転入者への配布、市のホームページや広報紙への掲載を継続的に実施し、市民に対し浸水予想区域や指定避難所、土砂災害危険区域等の周知徹底を図る。 （新規）
第２　森林の保全 山地に起因する災害から市民の生命・財産を保護するため、農林土木課及び森林組合は、水源のかん養のほか土砂災害流出防止等の機能を高められるよう森林の保全に努める。	**第２　森林の保全** 山地に起因する災害から市民の生命・財産を保護するため、農林整備課及び森林組合は、水源のかん養のほか土砂災害流出防止等の機能を高められるよう森林の保全に努める。
第３　農作物等の水害予防対策 水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、農業に対する被害としては、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山くずれによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。農政課、農林土木課及び君津市農業協同組合は、農作物等の水害による被害の軽減を図るための指導を行う。	**第３　農作物等の水害予防対策** 水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、農業に対する被害としては、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山くずれによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。農政課、農林整備課及び君津市農業協同組合は、農作物等の水害による被害の軽減を図るための指導を行う。
第４　高潮対策	**第４　高潮対策**

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>東京湾内に高潮の発生が予想される場合、又は発生した場合は、管理課、道路維持課は、万が一の事態に備え、臨海地域の事業所等と連携しパトロールを実施する。

第５　道路の災害防止
本市には、令和４年４月１日現在、国道４路線約 79km、県道 16 路線約 152km、市道 2,122 路線約 832kmの道路がある。国道、県道については整備が進んでいるが、市道については改良率が７割にとどまっている。
（略）

第６　災害に強いまちづくりの推進
市（建設計画課）は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
また、県及び市町村は土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第２節　土砂災害予防計画

（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>第１　危険箇所の調査把握</td><td>総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築課、消防本部・消防署、県</td></tr><tr><td>第２　急傾斜地崩壊対策</td><td>総務部危機管理課、建設部管理課・道</td></tr></table></td>
<td>本市の臨海地域は高潮等により被害を受ける危険のある区域とはされていないが、東京湾内に高潮の発生が予想される場合、又は発生した場合は、管理課、道路維持課は、万が一の事態に備え、臨海地域の事業所等と連携しパトロールを実施する。

第５　道路の災害防止
本市には、平成 30 年４月１日現在、国道４路線約 82km、県道 16 路線約 142km、市道 2,116 路線約 832kmの道路がある。国道、県道については整備が進んでいるが、市道については改良率が７割にとどまっている。
（略）

（新規）

第２節　土砂災害予防計画

（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>第１　危険箇所の調査把握</td><td>総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築指導課、消防本部・消防署、県</td></tr><tr><td>第２　急傾斜地崩壊対策</td><td>総務部危機管理課、建設部管理課・道</td></tr></table></td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

	路維持課・道路整備課、消防本部・消防署
第３　土石流対策	県
第４　山地災害対策	県
第５　宅地造成地災害対策	建設部建設計画課
第６　盛土の崩落を防ぐ安全対策	県及び市
第７　孤立化対策	総務部危機管理課
第８　土・石・砂利採取場災害対策	県
第９　ため池等災害対策	建設部農林土木課、県
第 10　土砂災害危険箇所に対する警戒避難体制の整備	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、県
第 11　防災知識の普及・啓発	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、県

第１　危険箇所の調査把握

１　土砂災害危険箇所の調査把握

（略）

２　土砂災害警戒区域等の公表・周知

（略）

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

（削除）

３　がけ近接危険住宅への防災知識の普及

建築課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。

現行

	路維持課・道路整備課、消防本部・消防署
第３　土石流対策	県
第４　山地災害対策	県
第５　宅地造成地災害対策	建設部建設計画課
第６　孤立化対策	総務部危機管理課
第７　土・石・砂利採取場災害対策	県
第８　ため池等災害対策	経済部農林整備課、県
第９　土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、県
第 10　防災知識の普及・啓発	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、県

第１　危険箇所の調査把握

１　土砂災害危険箇所の調査把握

（略）

２　土砂災害危険箇所の公表・周知

（略）

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされてない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に応じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

３　がけ近接危険住宅への防災知識の普及

建築指導課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
※資料編　土砂災害危険箇所一覧 ４　避難確保計画の促進 （略） 第２　急傾斜地崩壊対策 １　急傾斜地崩壊危険区域の指定 （略） ■急傾斜地崩壊危険区域指定基準 （略） ２　行為の制限 （略） ３　防止工事の実施 （略） ４　情報の伝達 機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難指示等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。 ５　警戒避難体制の充実 （略） ■通報体制 （図略） 第３　土石流対策 （略） 第４　山地災害対策 （略）	※資料編　土砂災害危険箇所一覧 ４　避難確保計画の促進 （略） 第２　急傾斜地崩壊対策 １　急傾斜地崩壊危険区域の指定 （略） ■急傾斜地崩壊危険区域指定基準 （略） ２　行為の制限 （略） ３　防止工事の実施 （略） ４　情報の伝達 危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。 ５　警戒避難体制の充実 （略） ■通報体制 （図略） 第３　土石流対策 （略） 第４　山地災害対策 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第５　宅地造成地災害対策 　宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発事業指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。	第５　宅地造成地災害対策 　宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。
第６　盛土の崩落を防ぐ安全対策 　県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	（新規）
第７　孤立化対策 　（略）	第６　孤立化対策 　（略）
第８　土・石・砂利採取場災害対策 　（略）	第７　土・石・砂利採取場災害対策 　（略）
第９　ため池等災害対策 　(1) 県は、市（農林土木課）と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。 　（略）	第８　ため池等災害対策 　(1) 県は、市（農林整備課）と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。 　（略）
第 10　土砂災害に対する警戒避難体制の整備	第９　土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
1　土砂災害危険箇所の点検 （略） **2　警戒・避難・救護等の対策に関する体制整備** (1) 土砂災害に関する情報の収集 県及び市（管理課・道路維持課・道路整備課）は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。 (2) 警戒避難体制の整備等 （略） ① 市は、土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者及び要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。 ② 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある地域（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定した上で、的確に緊急安全確保、避難指示高齢者等避難等を発令する。 特に高齢者等避難は、避難行動要支援者及び要配慮者が避難を開始するための情報であることから、市は、当該避難行動要支援者及び要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。 また、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるも	**1　土砂災害危険箇所の点検** （略） **2　警戒・避難・救護等の対策に関する体制整備** (1) 土砂災害に関する情報の収集 県及び市（管理課・道路維持課・道路整備課）は、平常時から土砂災害危険個所や砂防施設等を巡視することにより、危険個所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。 (2) 警戒避難体制の整備等 （略） ① 市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者及び要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。 ② 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある地域（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。 特に避難準備・高齢者等避難開始は、避難行動要支援者及び要配慮者が避難を開始するための情報であることから、市は、当該避難行動要支援者及び要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
のとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。 ③　市は、土砂災害警戒区域内において避難行動要支援者及び要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における住宅の避難行動要支援者及び要配慮者に対する避難支援体制を確立する。 また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるほか、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。 ④　市は、土砂災害警戒区域に指定がされていない土砂災害危険箇所についても、警戒避難体制の整備に努める。 **３　土砂災害警戒情報の発表** 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と市民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。 県及び気象台は、市に対して次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。 市（危機管理課）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺の市民に対し周知徹底するとともに、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。 また、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、	また、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。 ③　市は、土砂災害警戒区域内において避難行動要支援者及び要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における住宅の避難行動要支援者及び要配慮者に対する避難支援体制を確立する。 （新規） ④　市は、土砂災害警戒区域に指定がされていない土砂災害危険箇所についても、警戒避難体制の整備に努める。 **３　土砂災害警戒情報の発表** 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と市民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。 県及び気象台は、市に対して次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。 市（危機管理課）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺の市民に対し周知徹底するとともに、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 また、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

発表基準：２時間先までの予測で土壌雨量指数等がＣＬ（クリティカルライン：土砂災害発生危険基準線）を超過するとき。実況でＣＬを超過するとき。

※情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

(2)（略）

第 11　防災知識の普及・啓発

１　防災知識の普及・啓発

（略）

２　土砂災害危険箇所の公表

県は、土砂災害による被害を未然に防ぐ、あるいは、被害を最小限におさえるため、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民の防災知識の普及・啓発に努める。

第３節　風害等及び雪害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　風害等防止対策	経済環境部農政課、君津市農業協同組合等、電力事業者、通信事業者等
第２　雪害等防止対策	経済環境部農政課、建設部管理課・道路維持課・農林土木課・東部土木事務所、君津市農業協同組合等、電力事業者、通信事業者、防災関係機関

現行

警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

発表基準：２時間先までの予測雨量がＣＬ（クリティカルライン：土砂災害発生危険基準線）を超過するとき。実況でＣＬを超過するとき。

※情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

(2)（略）

第 10　防災知識の普及・啓発

１　防災知識の普及・啓発

（略）

２　土砂災害危険箇所の公表

県は、土砂災害による被害を未然に防ぐ、あるいは、被害を最小限におさえるため、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、市は、上記個所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民の防災知識の普及・啓発に努める。

第３節　風害等及び雪害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　風害等防止対策	経済部農政課、君津市農業協同組合等、電力事業者、通信事業者等
第２　雪害等防止対策	経済部農政課・農林整備課、建設部管理課・道路維持課・東部土木事務所、君津市農業協同組合等、電力事業者、通信事業者、防災関係機

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
	関
第１　風害等防止対策 １～３（略）	第１　風害等防止対策 １～３（略）
第２　雪害等防止対策 １　道路雪害等防止対策 本市の年間降雪量は極めて少ないため特別な施設事業はないが、管理課、道路維持課、東部土木事務所及び農林土木課は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。 また、積雪の状況に応じ、管理課、道路維持課東部土木事務所及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。 なお、県及び市（管理課・道路維持課・東部土木事務所）は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努める。 さらに、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。	第２　雪害等防止対策 １　道路雪害等防止対策 本市の年間降雪量は極めて少ないため特別な施設事業はないが、管理課、道路維持課、東部土木事務所及び農林整備課は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。 また、積雪の状況に応じ、管理課、道路維持課東部土木事務所及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。 （新規）
２　農作物等の雪害等防止対策 市（農政課）及び君津市農業協同組合等は、農作物等の雪害等（雪害、霜害、冷害等）防止のための事前及び事後対策について常時指導し、被害の軽減を図る。	２　農作物等の雪害等防止対策 農政課及び君津市農業協同組合等は、農作物等の雪害等（雪害、霜害、冷害等）防止のための事前及び事後対策について常時指導し、被害の軽減を図る。
３　電力施設雪害防止対策 （略）	３　電力施設雪害防止対策 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

４　通信施設雪害防止対策

（略）

第４節　防災体制の確立

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災組織の整備	各部各課、各事業所
第２　防災訓練の充実	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消防本部・消防署
第３　防災知識の普及	総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育部学校教育課、消防本部・消防署

第１　防災組織の整備

１　君津市

(1) 防災体制の整備

プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、災害対応業務のデジタル化を進めるなど、体制を整備する。

（略）

(2) 業務継続計画の策定

（略）

現行

４　通信施設雪害防止対策

（略）

第４節　防災体制の確立

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災組織の整備	各部各課、各事業所
第２　防災訓練の充実	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消防本部・消防署
第３　防災知識の普及	総務部危機管理課、保健福祉部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署

第１　防災組織の整備

１　君津市

(1) 防災体制の整備

発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、体制を整備する。

（略）

(2) 業務継続計画の策定

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■業務継続計画策定に係る重要６要素（１１項目）

（略）

２　防災関係機関

（略）

３　自主防災組織等

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

（略）

■自主防災組織の活動形態

平常時	（略）
災害時	○　出火防止及び初期消火の実施 ○　地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○　救出救護の実施及び協力 ○　集団避難の実施 ○　避難所の運営

(2) 要配慮者の支援体制の充実

危機管理課、公共施設マネジメント課、市民活動支援課、厚生課、こども政策課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課の各課は、災害時におい

現行

■業務継続計画策定に係る重要６要素（１１項目）

（略）

２　防災関係機関

（略）

３　自主防災組織等

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

（略）

■自主防災組織の活動形態

平常時	（略）
発災時	○　出火防止及び初期消火の実施 ○　地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○　救出救護の実施及び協力 ○　集団避難の実施 ○　避難所の運営

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

危機管理課、公共施設マネジメント課、市民生活課、厚生課、子育て支援課、高齢者支援課及び障害福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障害

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
て、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の要配慮者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。 ４　事業所 (1)～(3)（略）	者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。 ４　事業所 (1)～(3)（略）
第２　防災訓練の充実 （略） 実施に当たっては、災害内容及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。 １　総合防災訓練 （略） (1)～(2)（略） (3) 参加機関 市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等 (4)（略） ２　地域別防災訓練 （略） (1)～(2)（略） ３　水防訓練	第２　防災訓練の充実 （略） 実施に当たっては、災害内容及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。 １　総合防災訓練 （略） (1)～(2)（略） (3) 参加機関 市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等 (4)（略） ２　地域別防災訓練 （略） (1)～(2)（略） ３　水防訓練

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

（略）

４　消防訓練

（略）

５　職員の参集訓練

（略）

(1)～(2)（略）

６　無線通信訓練

（略）

(1) 実施方法

【予知対応型訓練】
（略）

【発災対応型訓練】
○　災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難指示等伝達訓練

(2)～(3)（略）

第３　防災知識の普及

１　市民への防災知識の普及

(1) 多様な媒体の活用による防災知識の普及

（略）

このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、洪水ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を用いて防災知識の普及と啓発に努める。

（略）

■広報媒体と内容

媒　体	対　象	内　容
広報紙	市民	◇地域防災計画の概要

現行

（略）

４　消防訓練

（略）

５　職員の参集訓練

（略）

(1)～(2)（略）

６　無線通信訓練

（略）

(1) 実施方法

【予知対応型訓練】
（略）

【発災対応型訓練】
○　災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難勧告等伝達訓練

(2)～(3)（略））

第３　防災知識の普及

１　市民への防災知識の普及

(1) 多様な媒体の活用による防災知識の普及

（略）

このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、洪水ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体を用いて防災知識の普及と啓発に努める。

（略）

■広報媒体と内容

媒　体	対　象	内　容
広報紙	市民	◇地域防災計画の概要

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇各防災機関の風水害対策 ◇風水害に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ◇通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 （略） ◇発生した災害の情報及び市の対応 ◇避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や５段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容 ◇飼い主による家庭動物との同伴避難や指定避難所での飼養についての準備 ◇家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動　他

(2)～(4)（略）

２　市職員等に対する防災知識の普及と防災行動力の向上

（略）

(1)～(3)（略）

第５節　火災予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　出火の防止	（略）

現行

講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇各防災機関の風水害対策 ◇風水害に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器 ◇警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明 （略） ◇発災した災害の情報及び市の対応 ◇避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や５段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容　等

(2)～(4)（略）

２　市職員等に対する防災知識の普及と防災行動力の向上

（略）

(1)～(3)（略）

第５節　火災予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　出火の防止	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

第２　初期消火	（略）
第３　消防力の強化	（略）
第４　建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・建築課、教育部生涯学習文化課
第５　延焼の防止	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課・農林土木課
第６　市街地の整備	（略）
第７　林野火災の予防対策	総務部危機管理課、建設部農林土木課、消防本部・消防署、森林組合、森林所有者
第８　船舶及び危険物製造所・貯蔵所・取扱所の防火対策	（略）
第９　火災予防についての啓発	（略）
第10　危険物施設等の安全化	（略）

第１　出火の防止

１　一般家庭に対する指導

（略）

２　住宅用防災警報器設置の遵守

（略）

３　防災・防火管理体制の強化

（略）

また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、災害時には連携した対応がとれるよう指導する。

４　立入検査の強化指導

（略）

５　化学薬品等の出火防止

（略）

現行

第２　初期消火	（略）
第３　消防力の強化	（略）
第４　建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・建築指導課、教育委員会生涯学習文化課
第５　延焼の防止	経済部農林整備課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課
第６　市街地の整備	（略）
第７　林野火災の予防対策	総務部危機管理課、経済部農林整備課、消防本部・消防署、森林組合、森林所有者
第８　船舶及び危険物製造所・貯蔵所・取扱所の防火対策	（略）
第９　火災予防についての啓発	（略）
第10　危険物施設等の安全化	（略）

第１　出火の防止

１　一般家庭に対する指導

（略）

２　住宅用防災警報器設置の遵守

（略）

３　防災・防火管理体制の強化

（略）

また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、発災時には連携した対応がとれるよう指導する。

４　立入検査の強化指導

（略）

５　化学薬品等の出火防止

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
６　消防同意制度の活用 （略） ７　火災予防についての啓発 （略） ８　石油コンビナートの事故防止対策 （略） 第２　初期消火 （略） 第３　消防力の強化 １　常備消防の強化 （略） ２　消防団の強化 （略） ■消防団員の確保のため留意すべき事項 （表略） ３　消防水利の整備 （略） ４　空中消火基地の維持 災害時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、林野火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。 また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。 ５　広域消防応援体制への対応 （略）	６　消防同意制度の活用 （略） ７　火災予防についての啓発 （略） ８　石油コンビナートの事故防止対策 （略） 第２　初期消火 （略） 第３　消防力の強化 １　常備消防の強化 （略） ２　消防団の強化 （略） ■消防団員の確保のため留意すべき事項 （表略） ３　消防水利の整備 （略） ４　空中消火基地の維持 発災時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、山林火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。 また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。 ５　広域消防応援体制への対応 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第４　建築物不燃化の促進 １　防火、準防火地域の指定 （略） ■火地区・準防火地区の指定の現況 （表略） ２　屋根不燃化区域の指定 建築課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。 ３　文化財の防火対策 （略）	第４　建築物不燃化の促進 １　防火、準防火地域の指定 （略） ■火地区・準防火地区の指定の現況 （表略） ２　屋根不燃化区域の指定 建築指導課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。 ３　文化財の防火対策 （略）
第５　延焼の防止 １　農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、建設計画課、公園緑地課は、各種優遇制度の活用や適正な土地利用を促すなどして、防災空間としての農地・緑地の保全を図る。 また、農林土木課は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。 ２　都市公園の整備 （略） ３　道路の整備 （略）	第５　延焼の防止 １　農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・林地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、農林整備課は、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行うなどして、防災空間としての農地・林地の保全を図る。また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。 ２　都市公園の整備 （略） ３　道路の整備 （略）
第６　市街地の整備 （略）	第６　市街地の整備 （略）
第７　林野火災の予防対策	第７　林野火災の予防対策

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
危機管理課、農林土木課、消防本部・消防署、森林組合、森林の所有者は、次の林野火災予防対策を行う。 １　警戒措置 (1)（略） (2) 火入れの防止 農林土木課は、気象の状況が火災の予防上危険な状態であると認めるときには、期間を限って、一定区域内における火入れ等の制限を図る。 ２　広報 （略） ３　林野等の整備 （略） 第８　船舶及び危険物製造所・貯蔵所・取扱所の防火対策 １　船舶の防火対策 （略） ２　危険物製造所等の防火対策 （略） 第９　火災予防についての啓発 １　火災予防についての啓発 （略） 第１０　危険物施設等の安全化 １　危険物施設等の保安監督の指導 （略） 第６節　防災施設・救援救護体制整備計画 （略）	危機管理課、農林整備課、消防本部・消防署、森林組合、森林の所有者は、次の林野火災予防対策を行う。 １　警戒措置 (1)（略） (2) 火入れの防止 農林整備課は、気象の状況が火災の予防上危険な状態であると認めるときには、期間を限って、一定区域内における火入れ等の制限を図る。 ２　広報 （略） ３　林野等の整備 （略） 第８　船舶及び危険物製造所・貯蔵所・取扱所の防火対策 １　船舶の防火対策 （略） ２　危険物製造所等の防火対策 （略） 第９　火災予防についての啓発 １　火災予防についての啓発 （略） 第１０　危険物施設等の安全化 １　危険物施設等の保安監督の指導 （略） 第６節　防災施設・救援救護体制整備計画 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案		現行	
項　　目	担　　当	項　　目	担　　当
第１　防災拠点の整備	総務部危機管理課	第１　防災拠点の整備	総務部危機管理課
第２　備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済環境部経済振興課	第２　備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済部経済振興課
第３　消防設備等の整備	消防本部・消防署	第３　消防設備等の整備	消防本部・消防署
第４　水防用資機材の整備	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消防本部・消防署	第４　水防用資機材の整備	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消防本部・消防署
第５　給水体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、かずさ水道広域連合企業団	第５　給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
第６　救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども政策課・保育課、消防本部・消防署	第６　救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課、消防本部・消防署
第７　応急医療体制の整備	健康こども部健康づくり課	第７　応急医療体制の整備	保健福祉部健康づくり課
第８　避難施設の整備	総務部危機管理課、各施設管理者	第８　避難施設の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画課、各施設管理者
第９　安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民生活部市民活動支援課、建設部建築課、消防本部・消防署、消防団	第９　安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民環境部市民生活課、建設部建築指導課、消防本部・消防署、消防団
第 10　陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画調整課、経済環境部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課	第 10　陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画課、経済部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署	第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第 12　防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課	第 12　防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

第 13　帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第 14　燃料対策	総務部管財課、経済環境部環境グリーン推進課

第１　防災拠点の整備

（略）

第２　備蓄体制の整備

（略）

１　備蓄品の整備

危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。また、君津市への影響が大きく、３０年以内の発生確率が高い千葉県北西部直下地震が発生した際の避難者数（７日間累計値）等を基準に以下の備蓄に努める。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。

現行

第 13　帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第 14　燃料対策	総務部管財課、市民環境部環境保全課

第１　防災拠点の整備

（略）

第２　備蓄体制の整備

（略）

１　備蓄品の整備

危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。

なお、「平成 24 年度君津市防災アセスメント調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は 42,800 人と想定されており、千葉県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の３日分を目標として以下の備蓄に努める。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■品目ごとの備蓄目標

品　目	計算式	目標量	備　考
食料（一般向け）	44,265　人 × 70%×3　食 × 0.733	68,200 食	3～69 歳人口比 73.3% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
食料（要配慮者）	44,265　人 × 70%×3　食 × 0.267	24,900 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者の人口比 26.7% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
飲料水	44,265　人 × 70%×3ℓ	93,000ℓ	１日につき 500ml ペットボトル 6 本 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
毛布	44,265　人 × 50%×1 枚	22,200 枚	避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
簡易トイレ	61 避難所×4 基	250 基	スフィア基準（20 人当たり 1 基かつ男女比 1:3（最低 4 基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算
トイレ用消臭袋・凝固剤	8,742 人×5 回	43,800 枚 43,800 個	1 日 5 回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算

現行

■品目ごとの備蓄目標

品　目	計算式	目標量	備　考
食料（一般向け）	4.28　万 人 × 70%×2　食×3 日×0.79	142,000 食	3～69 歳人口比 79% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
食料（要配慮者）	4.28　万 人 × 70%×2　食×3 日×0.21	37,700 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者の人口比 21% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
飲料水	4.28　万 人 × 70%×1ℓ×3 日	89,900ℓ	１日につき 500ml ペットボトル 2 本 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
毛布	4.28　万 人 × 50%×1 枚	21,400 枚	避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
トイレ	4.28　万　人 ÷60×0.954	680 基	簡易トイレを 60 人につき 1 基
（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

生理用品	44,265 人 × 50%×6 枚 × 0.048125	6,400 枚	12～51 歳女性の人口比 19.25%÷4 ≒4.8125%相当 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（乳幼児）	44,265 人 × 50% × 6 枚 × 0.023	3,100 枚	0～3 歳人口比 2.3% 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）	44,265 人 × 50% × 2 枚 × 0.0209	1,000 枚	要介護 3 以上人口比 2.09% おむつ 1 日につき 2 枚 パッド 1 日につき 6 枚（セット） 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
尿取りパッド（大人）	44,265 人 × 50% × 6 枚 × 0.0209	2,800 枚	

〈参考〉

ブルーシート（防水シート）	44,265 人 ÷ 300×50 枚	7,400 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

※目標量は、百の位未満を切り上げて処理（簡易トイレは十の位未満を切り上げ）。

※備蓄品について、網羅的に記載したものではない。

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

2　備蓄庫等の整備

（略）

3　緊急調達体制の整備

（略）

さらに、「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、

現行

生理用品	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.054	20,800 枚	12～51 歳女性の人口比 21.4%÷4 ≒5.4%相当 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（乳幼児）	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.028	10,800 枚	0～3 歳人口比 2.8% 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）パンツ	4.28 万人 × 50%×2 枚×3 日×0.012	1,500 枚	要介護 3 以上人口比 1.2% パンツ 1 日につき 2 枚 パット 1 日につき 6 枚（セット） 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）尿漏れパット	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.012	4,600 枚	

〈参考〉

ブルーシート（防水シート）	4.28 万人 ÷ 300×50 枚	7,100 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

（新規）

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

2　備蓄庫等の整備

（略）

3　緊急調達体制の整備

（略）

さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
備蓄等の活用を図る。 （略） **第３　消防設備等の整備** （略） **第４　水防用資機材の整備** （略） **第５　給水体制の整備** 危機管理課及び企画調整課は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、市民の生命維持の上から最小限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、最低限必要な生活用水の確保と給水体制等の整備について、万全を期するものとする。 （略） **１　貯水槽、災害対策用井戸の整備・指定** （略） **２　ろ過浄水機等給水用資機材の配備** （略） **３　給水用資機材の整備** （略） **４　協力体制の整備** （略） ○　家族数にあわせて、最低１人１日３ℓの飲料水を、最低３日、推奨１週間分備えておく （日頃、こまめに取り替える）。 ○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。 （略）	蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。 （略） **第３　消防設備等の整備** （略） **第４　水防用資機材の整備** （略） **第５　給水体制の整備** 危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、市民の生命維持の上から最小限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、最低限必要の生活用水の確保と給水体制等の整備について、万全を期するものとする。 （略） **１　貯水槽、災害対策用井戸の整備・指定** （略） **２　ろ過浄水機等給水用資機材の配備** （略） **３　給水用資機材の整備** （略） **４　協力体制の整備** （略） ○　家族数にあわせて、最低１人１日３ℓの飲料水を、３～５日分18ℓのポリタンクの容器に備えておく （日頃、こまめに取り替える）。 ○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用でるようにしておく。 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第６　救急・救助体制の整備 １　救急・救助体制の整備 （略） ２　消防団の応急救護活動能力向上の推進 （略） ３　市民指導の推進 （略） ４　要配慮者に対する救護体制の整備 危機管理課、企画調整課、厚生課、こども政策課、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。	第６　救急・救助体制の整備 １　救急・救助体制の整備 （略） ２　消防団の応急救護活動能力向上の推進 （略） ３　市民指導の推進 （略） ４　避難行動要支援者に対する救護体制の整備 危機管理課、政策推進課、厚生課、子育て支援課、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。
第７　応急医療体制の整備 （略） １　初動医療体制の整備 (1)～(2)（略） ２　医療器具及び医薬品の確保 （略） ■応急医療救護の流れ （図略）	第７　応急医療体制の整備 （略） １　初動医療体制の整備 (1)～(2)（略） ２　医療器具及び医薬品の確保 （略） ■応急医療救護の流れ （図略）
第８　避難施設の整備 １　避難場所等の指定、整備 危機管理課は、災害対策基本法第 49 条の４～８により、防災施設の整備の状	第８　避難施設の整備 １　避難場所等の指定、整備 危機管理課は、災害対策基本法第 49 条の４～８により、防災施設の整備の状

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「指定緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。加えて、市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと及び指定避難所の場所、収容人数等について、日頃から周知徹底に努めるものとする。 なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略） （略） ○　避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 ○　福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 ○　女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 （略） ２　避難所予定施設の鍵の保管等 （略） 第９　安全な避難の確保 １　避難路及び避難場所の周知 （略） ２　標識等の整備	況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から周知徹底に努めるものとする。 （新規） （略） （略） ○　避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 （新規） ○　女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 （略） ２　避難所予定施設の鍵の保管等 （略） 第９　安全な避難の確保 １　避難路及び避難場所の周知 （略） ２　標識等の整備

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民活動支援課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。 (2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。 (3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。 **３　避難誘導体制の整備** 危機管理課、市民活動支援課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。 **４　避難道路の安全化** 危機管理課、建築課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。	(1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民生活課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。 (2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民生活課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。 (3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民生活課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。 **３　避難誘導体制の整備** 危機管理課、市民生活課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。 **４　避難道路の安全化** 危機管理課、建築指導課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■災害時の避難誘導体制の概念

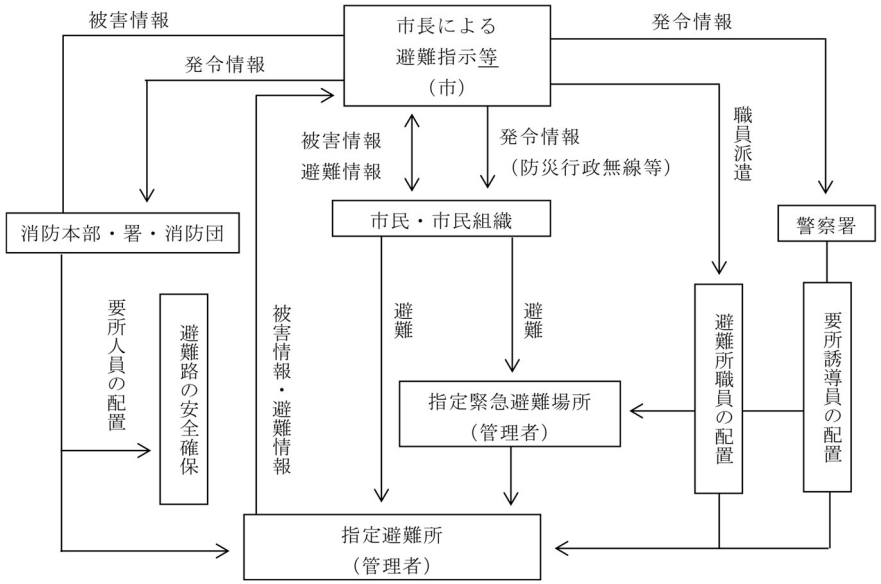

第 10　陸上緊急輸送の環境整備

1　緊急輸送道路の整備

（略）

■緊急輸送道路（市道）

○　市道伽藍・大和田線（中野～大和田）	○　市道中野・坂田線（中野～坂田）
○　市道外箕輪・人見線（中野～人見）	○　市道久保山・久保線（陽光台～久保）
○　市道北子安・貞元線（北子安～貞元）	○　市道君津・清和線（中野～内箕輪）
○　市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）	○　市道六手・貞元線（六手～貞元）
○　市道君津駅前線（中野～下湯江）	

2　集積場所・輸送拠点の指定

（略）

現行

■災害時の避難誘導体制の概念

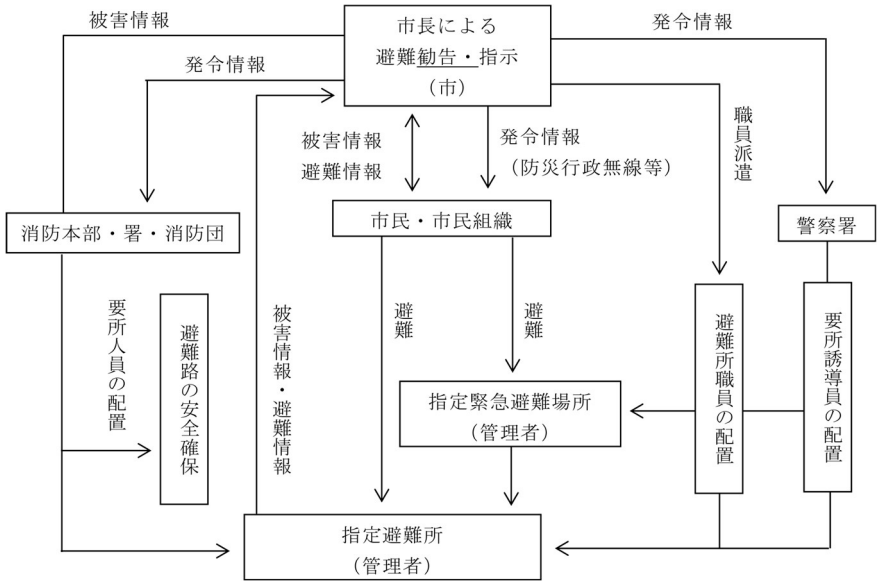

第 10　陸上緊急輸送の環境整備

1　緊急輸送道路の整備

（略）

■緊急輸送道路（市道）

○　市道伽藍大和田線（中野～大和田）	○　市道中野坂田線（中野～坂田）
○　市道外箕輪人見線（中野～人見）	○　市道久保山久保線（陽光台～久保）
○　市道北子安貞元線（北子安～貞元）	○　市道君津清和線（中野～内箕輪）
○　市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）	○　市道六手貞元線（六手～貞元）
○　市道君津駅前線（中野～下湯江）	

2　集積場所・輸送拠点の指定

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
３　民間との協定締結の推進 　管財課・企画調整課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。 第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保 （略） ■ヘリコプター臨時離発着場の指定基準 （表略） 第 12　防災ボランティア活動の環境整備 １　ボランティア受入れ体制の整備 　企画調整課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。 ２　ボランティアの防災対応力の向上 　危機管理課、企画調整課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。 ３　ボランティア活動の普及・啓発 　危機管理課及び企画調整課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 　（略） 第 13　帰宅困難者対策の推進 １　帰宅困難者対策の周知、普及・啓発	３　民間との協定締結の推進 　管財課・企画課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。 第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保 （略） ■ヘリコプター臨時離発着場の指定基準 （表略） 第 12　防災ボランティア活動の環境整備 １　ボランティア受入れ体制の整備 　政策推進課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。 ２　ボランティアの防災対応力の向上 　危機管理課、政策推進課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。 ３　ボランティア活動の普及・啓発 　危機管理課及び政策推進課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 　（略） 第 13　帰宅困難者対策の推進 １　帰宅困難者対策の周知、普及・啓発

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） ２　事業所等への要請 （略） ３　一時滞在施設の確保と周知 （略） ４　帰宅支援対策の準備 （略） 第 14　燃料対策 １　燃料供給体制の整備 （略） ２　省エネルギー・太陽光発電等の推進 環境グリーン推進課は、災害時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。 （略） 第７節　情報連絡体制・確保計画 （略） 第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備 （略） 第２　警察通信施設使用への備え （略） 第３　災害通信施設の整備等 危機管理課は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による緊急地震情報、津波情報等の伝達をはじめ、大規模災害時に市民等への情報提供や被害情報	（略） ２　事業所等への要請 （略） ３　一時滞在施設の確保と周知 （略） ４　帰宅支援対策の準備 （略） 第 14　燃料対策 １　燃料供給体制の整備 （略） ２　省エネルギー・太陽光発電等の推進 環境保全課は、災害時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。 （略） 第７節　情報連絡体制・確保計画 （略） 第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備 （略） 第２　警察通信施設使用への備え （略） 第３　災害通信施設の整備等 危機管理課は、国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による緊急地震情報、津波情報等の伝達をはじめ、大規模災害時に市民等への情報提供や被害情報等の

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
等の収集伝達が的確かつ円滑に行われるよう、市防災行政無線等の整備拡充に努める。 （略） 第４　非常通信体制の整備強化 １　非常通信体制の整備強化 （略） ２　非常通信訓練の実施 （略） 第５　その他の通信手段の活用 １　アマチュア無線の活用 （略） ２　その他通信網の確保 危機管理課は、安心・安全メール、ＳＮＳ等、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。 ■非常通信ルート （図略） 第８節　要配慮者の安全確保対策 近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。 項　　目　　担　　当	収集伝達が的確かつ円滑に行われるよう、市防災行政無線等の整備拡充に努める。 （略） 第４　非常通信体制の整備強化 １　非常通信体制の整備強化 （略） ２　非常通信訓練の実施 （略） 第５　その他の通信手段の活用 １　アマチュア無線の活用 （略） ２　その他通信網の確保 危機管理課は、防災情報メール、安心・安全メールの登録推進及び緊急速報メール（エリアメール）活用呼びかけなどを通じて、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。 ■非常通信ルート （図略） 第８節　要配慮者の安全確保対策 近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震災においても多くの避難行動要支援者及び要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から避難行動要支援者及び要配慮者要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。 項　　目　　担　　当

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課
第２　福祉施設における防災対策	各施設管理者
第３　外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課
第４　災害遺児対策	健康こども部こども家庭センター・保育課

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応

危機管理課、厚生課、こども家庭センター、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。

（略）

避難支援等関係者の範囲	（削除） ○　自治会、自主防災組織　　○　消防団 ○　民生委員・児童委員　　○　君津市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会） ○　警察署　○　君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第１章第３に定める。
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。
名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第２章２（１）に定める。 ○　行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○　民生委員・児童委員等の収集情報を活用
名簿の提供、更	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第２章２及

現行

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課
第２　福祉施設における防災対策	各施設管理者
第３　外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画課、政策推進課、公共施設マネジメント課
第４　災害遺児対策	保健福祉部子育て支援課・保育課

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応

危機管理課、厚生課、子育て支援課、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。

（略）

避難支援等関係者の範囲	君津市避難行動要支援者避難支援計画第３章第２に定める。 ○　自治会、自主防災組織　　○　消防団 ○　民生委員・児童委員　　○　社会福祉協議会等の関係機関・団体 （新規）
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な高齢者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者
名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・第１に定める。 ○　行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○　民生委員・児童委員等の収集情報を活用
名簿の提供、更	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・第

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

新	び３に定める。 （削除）
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	本項１の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第２章４に定める。 ○　名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実かつ速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。
避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の７に定める。
避難支援等関係者の安全措置	本項の２に定める。

１　避難行動要支援者の把握

災害による犠牲者となりやすい要介護者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えておく。

なお、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等

日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がど

現行

新	２に定める。 ○　避難支援等関係者への名簿の提供を同意する方に対し、同意申請書の提出を求める。 ○　自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、把握する要支援者に登録申請を働きかける。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	本項１の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・第３～第４に定める。 ○　名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実かつ速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。
避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の６に定める。
避難支援等関係者の安全措置	本項の２に定める。

１　避難行動要支援者の把握

災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えておく。

その際、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等

日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がど

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
こに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第49条の10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握に努める。 (2) （略） **２　支援体制の整備** （略） なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性の役割を位置付ける。 また、避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。 **３　個別避難計画の策定** (1) 個別避難計画の作成 ア　作成に係る方針及び体制等 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成する。 イ　個別避難計画の記載事項 個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。 ①　避難支援等を行う地域支援者（複数名） ②　災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域） ③　避難支援等の方法や避難経路、避難場所 ④　避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等） ⑤　本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等） ⑥　その他避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項	こに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第49条の10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握しておく。 (2) （略） **２　支援体制の整備** （略） なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性の役割を位置付ける。 また、避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。 （新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
ウ　個別避難計画のバックアップ 庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、地域支援者、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。 エ　個別避難計画情報の適正管理 国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」 の遵守を徹底する。 (2) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供 個別避難計画は市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有する。 (3) 個別避難計画の更新 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を考慮し、適宜、個別避難計画を更新する。 (4) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に 実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。 **4　防災設備等の整備** （略） **5　避難施設等の整備** （略） ○　トイレ、車椅子、簡易ベット等の障害者・高齢者用備品 ○　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等 ○　間仕切り等プライバシー保護のための設備 （略）	**3　防災設備等の整備** （略） **4　避難施設等の整備** （略） ○　トイレ、車椅子、簡易ベット等の障害者・高齢者用備品 ○　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等 ○　間仕切り等プライバシー保護のための設備 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
６　防災知識の普及、防災訓練の充実 （略） ７　避難指示等の情報伝達 要介護者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図れるようにしておく。 ８　避難計画 (1)～(2)（略） (3) 避難後の対応 要介護者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第２章 第８節 第４の３参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 （略） (4)（略） 第２　福祉施設における防災対策 １　施設の安全対策 （略） ２　組織体制の整備 （略） ３　防災教育・防災訓練の充実 （略） また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。 ４　浸水想定区域内等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 （略）	５　防災知識の普及、防災訓練の充実 （略） ６　避難指示（緊急）等の情報伝達 高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図れるようにしておく。 ７　避難計画 (1)～(2)（略） (3) 避難後の対応 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第２章 第８節 第４の３参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 （略） (4)（略） 第２　福祉施設における防災対策 １　施設の安全対策 （略） ２　組織体制の整備 （略） ３　防災教育・防災訓練の充実 （略） また、施設職員や入所者が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。 ４　浸水想定区域内等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達 （略） 情報伝達系統図は以下のとおりとし、防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心安全メール、ＳＮＳ等を用いて、情報を伝達する。 （図略）	(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達 （略） 情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、ＦＡＸ、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を用いて、河川水位情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告情報などの防災情報を伝達する。 （図略）
第３　外国人に対する対策 **１　防災知識の普及・防災訓練の充実** 危機管理課、企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。 ○　多言語による広報の充実 ○　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○　外国人を含めた防災訓練・防災教育 ○　翻訳機器の配置やアプリの活用など	**第３　外国人に対する対策** **１　防災知識の普及・防災訓練の充実** 危機管理課、企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。 ○　多言語による広報の充実 ○　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○　外国人を含めた防災訓練・防災教育
２　避難場所等における対応 企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。 （略）	**２　避難場所等における対応** 企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。 （略）
第４　災害遺児対策 こども家庭センター、保育課は、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。	**第４　災害遺児対策** 子育て支援課、保育課は、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第９節　調査研究計画 （略） 第１　防災に関する図書・資料等の収集・整理 （略） 第２　防災計画及び防災対策等にかかわる情報交換 （略） 第３　専門的調査・研究への協力 （略）	第９節　調査研究計画 （略） 第１　防災に関する図書・資料等の収集・整理 （略） 第２　防災計画及び防災対策等にかかわる情報交換 （略） 第３　専門的調査・研究への協力 （略）
第 10 節　石油コンビナート地帯等産業災害対策計画 （略） 第１　石油コンビナート地帯の状況 （略） １　共同防災組織の資材機材等の現況 （表略） ２　共同防災組織構成事業所名 （略） 第２　市及び消防本部・消防署の役割 １　君津市の役割 （略） ○　災害広報 ○　避難指示、避難路、避難場所の確立、誘導 ○　負傷者の救助救護、応急手当 ○　被害箇所等の応急工事、資機材の調整	第 10 節　石油コンビナート地帯等産業災害対策計画 （略） 第１　石油コンビナート地帯の状況 （略） １　共同防災組織の資材機材等の現況 （表略） ２　共同防災組織構成事業所名 （略） 第２　市及び消防本部・消防署の役割 １　君津市の役割 （略） ○　災害広報 ○　避難勧告、指示、避難路、避難場所の確立、誘導 ○　負傷者の救助救護、応急手当 ○　被害箇所等の応急工事、資機材の調整

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
○　現地本部の設営 ○　石油コンビナート等防災訓練の推進 ２　君津市消防本部・消防署の役割 （略）	○　現地本部の設営 ○　石油コンビナート等防災訓練の推進 ２　君津市消防本部・消防署の役割 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

第２章　災害応急対策計画

修正案

第１節　災害応急活動体制

（略）

第１　職員の動員・配備

（略）

■配備基準

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
注意体制	注意配備	１　次のいずれかに該当し、市長が必要と認めたとき。 ①大雨注意報　②高潮注意報 ③洪水注意報　④強風注意報 ⑤大雪注意報　⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 ２　その他災害の発生が予想されるとき。	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第１配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員
警戒体制	第1配備	１　気象庁において、次のいずれかを発表したとき。 ①大雨警報　②高潮警報 ③洪水警報　④暴風警報 ⑤大雪警報　⑥暴風雪警報 【自動配備】 ２　深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認めたとき。 ３　次のいずれかに該当し、市長が必要と認めたとき。 (1)　本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。 (2)　その他災害の発生が予想されるとき。	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、農林土木課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所

現行

第１節　災害応急活動体制

（略）

第１　職員の動員・配備

（略）

■配備基準

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
注意体制	注意配備	１　次のいずれかに該当し、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報　②高潮注意報 ③洪水注意報　④強風注意報 ⑤大雪注意報　⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 ２　その他災害の発生が予想されるとき	防災気象情報等を監視し、状況に応じて第１配備等へ移行できる体制とする。	あらかじめ指名された危機管理課の職員
警戒体制	第1配備	１　気象庁において、次のいずれかを発表したとき ①大雨警報　②高潮警報 ③洪水警報　④暴風警報 ⑤大雪警報　⑥暴風雪警報 【自動配備】 ２　深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、市長が必要と認めたとき ３　次のいずれかに該当し、市長が必要と認めたとき (1)　本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (2)　その他災害の発生が予想されるとき	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案					現行				
		第2配備	1　市内の大部分において、土砂災害の危険度分布が警戒（赤）表示になったとき。 2　市内の河川水位が氾濫注意水位に達したとき。 3　気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が 70%以上）とき。 4　深夜から明け方に3の情報の発表が予想され、市長が必要と認めたとき。 5　局地的な浸水等の被害が発生したとき。 6　その他の状況により必要と認められるとき。	第１配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等１名以上の職員		第2配備	1　市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。（新規） 2　気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が 70%以上）とき。 3　深夜から明け方に１又は２の情報の発表が予想され、市長が必要と認めたとき。 4　局地的な浸水等の被害が発生したとき 5　その他の状況により必要と認められるとき	第１配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課１名以上の職員。
災害対策本部体制		第3配備	1　市内に土砂災害警戒情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 2　市内の河川水位が氾濫危険水位に達したとき。 3　次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 (1)　特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2)　大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき。 4　本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※) ※本市が暴風域に入るまでに配備するものとする。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第４配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）	災害対策本部体制	第3配備	1　市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く）。 ①大雨特別警報　②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報　④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報 （新規） 2　次のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 (1)　特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (2)　大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき 3　本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。(※) ※本市が暴風域に入るまでに配備するものとする。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第４配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

		5　市域の複数箇所で被害が発生したとき。 6　その他、市長が必要と認めたとき。		
	第4配備	1　市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く）。 ①大雨特別警報　②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報　④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報 2　市内の河川水位が計画高水位に達したとき。 3　次のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 (1)　広範囲にわたる災害が発生したとき。 (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき。 (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。 4　その他、市長が必要と認めたとき。	第３配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第５配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
	第5配備	1　市全域に甚大な被害が発生したとき。 2　局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。 3　大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。 4　その他、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全　員

※配備時期については、各項目のいずれかの場合とする。

1　配備体制

（略）

2　動員・配備の方法

(1)　自動配備による参集

（削除）

現行

		4　市域の複数箇所で被害が発生したとき 5　その他、市長が必要と認めたとき		
	第4配備	（新規） 1　次のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 (1)　広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき 2　その他、市長が必要と認めたとき	第３配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第５配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
	第5配備	1　市全域に甚大な被害が発生したとき 2　局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき 3　大規模の災害発生を免れないと予想されるとき 4　その他、市長が必要と認めたとき	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全　員

（新規）

1　配備体制

（略）

2　動員・配備の方法

(1)　自動配備による参集

風水害時における職員の動員は、原則として気象情報等による配備とする。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
警戒体制の第一配備は、原則として気象情報等による自動配備とする。 なお、各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集する。 (2) 自動配備以外の参集 風水害時における職員の動員は、原則として気象情報等による配備とする。 災害対策本部体制における動員による参集は、次のような手順で行う。ただし、警戒体制のときは、総務部長が配備指示の責任者となる。 ■動員の経路 【勤務時間内】 ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。 ↓ ○ 本部会議（関係部長会議）を開催する。 ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 ↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 ↓ ○ 人事班（人事課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する。 ↓ ○ 各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する。 ↓ ○ 各部内各課長等から、各班員へ動員配備を指示する。	なお、警戒体制の第一配備は、原則として気象情報等による自動配備とする。 各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集する。 (2) 動員による参集 （新規） 災害対策本部体制における動員による参集は、次のような手順で行う。ただし、警戒体制のときは、総務部長が配備指示の責任者となる。 ■動員の経路 【勤務時間内】 ○ 計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する ↓ ○ 本部会議（関係部長会議）を開催する ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する ↓ ○ 本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） ↓ ○ 副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する ↓ ○ 人事班（職員課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する ↓ ○ 各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する ↓ ○ 各部内各課長等から、各班員へ動員配備を指示する

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
【勤務時間外】 ○　守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する。 ↓ ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。 ↓ ○　総務部長は、内容により協議の必要を認めたときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する。 ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）を開催する。 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 ↓ ○　人事班（人事課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する。 ↓ ○　各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する。 【職員動員連絡網により参集する場合】 ○　各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う。	【勤務時間外】 ○　守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する ↓ ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する ↓ ○　総務部長は、内容により協議の必要を認めたときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）の開催する 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する ↓ ○　人事班（職員課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する ↓ ○　各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する 【職員動員連絡網により参集する場合】 ○　各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う
３　各部の措置 （略） **４　各部の留意事項** （略）	**３　各部の措置** （略） **４　各部の留意事項** （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

（略）
○　各部長は、各配備体制とも災害の状況等により各部において人員の増減を行うことができる（交代要員の確保を想定した増減を含む。）。

（略）

５　職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（人事課長）に報告する。

報告を受けた人事班（人事課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。

※資料編　君津市様式２　職員動員報告

６　夜間・休日等における留意事項

本　　庁	（略）
市民センター	○　広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　本庁及び各市民センター等との連絡 （略）

７　職員の服務

（略）

第２　注意・警戒体制

１　注意・警戒体制の確立

（略）

２　警戒体制の内容

（略）

３　警戒体制における活動内容

（略）

現行

（略）
○　各部長は、各配備体制とも災害の状況等により各部において人員の増減を行うことができる。

（略）

５　職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（職員課長）に報告する。

報告を受けた人事班（職員課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。

※資料編　君津市様式２　職員動員報告

６　夜間・休日等における留意事項

本　　庁	（略）
行政センター	○　広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　本庁及び各センター等との連絡 （略）

７　職員の服務

（略）

第２　注意・警戒体制

１　注意・警戒体制の確立

（略）

２　警戒体制の内容

（略）

３　警戒体制における活動内容

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第３　災害対策本部体制 １　設置基準 （略） ２　本部の設置 （略） ３　本部の廃止 （略） ４　設置（又は廃止）の報告又は通知 （略） ５　組織・運営等 (1)（略） (2)本部の運営 ①　本部会議の開催 ア（略） イ　協議事項 ○　災害対策の基本方針に関すること ○　具体的な災害対策や活動体制に関すること ○　本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること ○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること （削除） ○　その他災害対策の重要事項に関すること ②～④（略）	第３　災害対策本部体制 １　設置基準 （略） ２　本部の設置 （略） ３　本部の廃止 （略） ４　設置（又は廃止）の報告又は通知 （略） ５　組織・運営等 (1)（略） (2)本部の運営 ①　本部会議の開催 ア（略） イ　協議事項 （新規） ○　本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること ○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること ○　災害対策経費の処理に関すること ○　災害救助法の適用の意見に関すること ○　その他災害対策の重要事項に関すること ②～④（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

(3)組織編成

現行

(3)組織編成

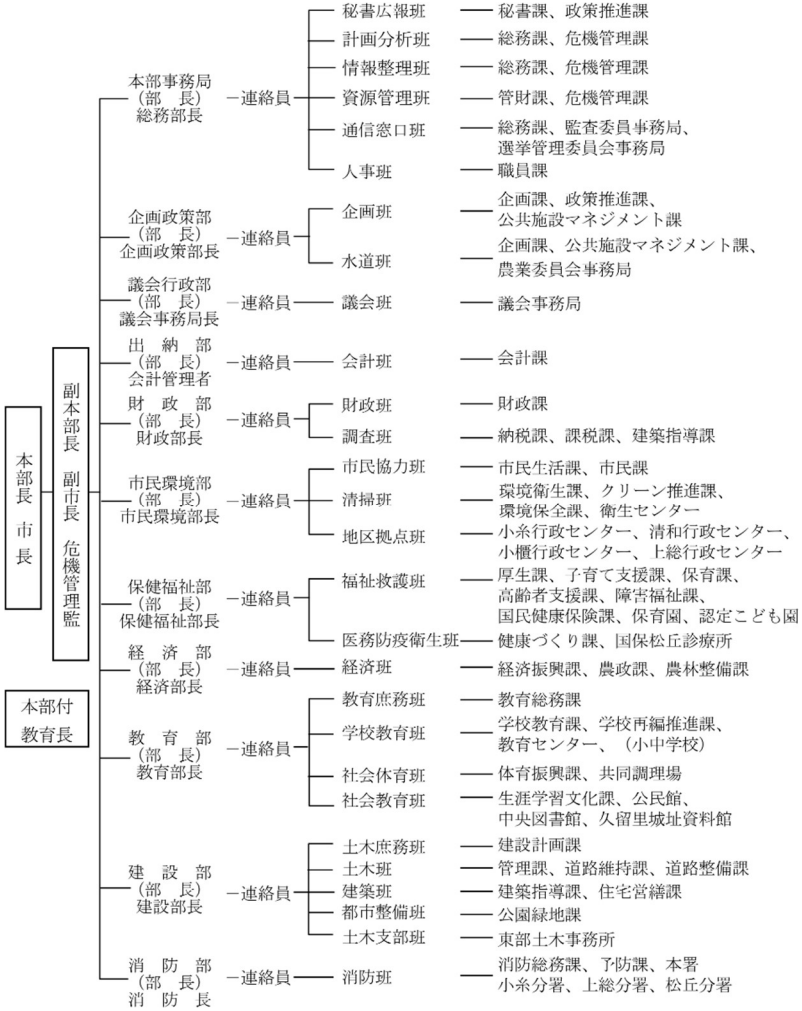

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

(4) 本部事務分掌

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
本　部 事務局 (総務部) (企画政策部)	秘　書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)
	計　画 分析班	総務課 危機管理課	(1)～(2)　(略) (3) 避難情報の発令に関すること (4)～(7)　(略)
	情　報 整理班	危機管理課 ＤＸ推進課	(略)
	資　源 管理班	管財課 危機管理課	(削除) (1) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関すること (2) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関すること (3) 庁舎の警備に関すること
	通　信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)
	人事班	人事課	(略)
企　画 政策部 (農業委員会事務局)	企画班	企画調整課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課	(略)
	水道班	企画調整課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 農業委員会事務局	(略)
議　会 行政部	議会班	議会事務局	(略)

現行

(4) 本部事務分掌

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
本　部 事務局	秘　書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)
	計　画 分析班	総務課 危機管理課	(1)～(2)　(略) (3) 避難に関する発令に関すること (4)～(7)　(略)
	情　報 整理班	総務課 危機管理課	(略)
	資　源 管理班	管財課 危機管理課	(1) 市有財産の被害調査に関すること (2) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関すること (3) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関すること (4) 庁舎の警備に関すること
	通　信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)
	人事班	職員課	(略)
企　画 政策部	企画班	企画課 政策推進課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課	(略)
	水道班	企画課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 農業委員会事務局	(略)
議　会 行政部	議会班	議会事務局	(略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

出納部	会計班	会計課	(略)
財政部 (建設部)	財政班	財政課	(略)
	調査班	納税課 課税課 建築課	(略)
市民生活部	市　民 協力班	市民活動支援課 市民課 清和地区拠点施設整備推進室	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)
	地　区 拠点班	小糸地域市民センター 清和地域市民センター 小櫃地域市民センター 上総地域市民センター	(略)

現行

出納部	会計班	会計課	(略)
財政部	財政班	財政課	(略)
	調査班	納税課 課税課 建築指導課	(略)
市民環境部	市　民 協力班	市民生活課 市民課	(略)
	清掃班	環境衛生課 ｸﾘｰﾝ推進課 環境保全課 衛生センター	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 災害地のごみ収集に関すること (3) 災害地のし尿収集処理に関すること (4) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (5) 環境汚染の防止に関すること (6) ペット等動物対策に関すること
	地　区 拠点班	小糸行政センター 清和行政センター 小櫃行政センター 上総行政センター	(略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案				現行			
福祉部 (健康こども部) (市民生活部)	福　祉 救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 高齢者支援課 障害福祉課 介護保険課 こども政策課 こども家庭センター (こども家庭相談室) 保育課 保育園 認定こども園 国保年金課	(略) (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関すること (削除) (3) 義援金の配分・支給に関すること (4) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (6) 遺体の収容及び処理に関すること (7) 災害時の応急保育に関すること (8) 避難行動要支援者に関すること (9) ボランティアに関すること	保　健 福祉部	福　祉 救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 子育て支援課 保育課 高齢者支援課 障害福祉課 国民健康保険課 保育園 認定こども園	(略) (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関すること (3) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (4) 義援金の配分・支給に関すること (5) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (6) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (7) 遺体の収容及び処理に関すること (8) 災害時の応急保育に関すること (9) 避難行動要支援者に関すること (10) ボランティアに関すること
健康こども部 (市民生活部)	医務防疫 衛生班	健康づくり課 こども家庭センター (すこやか親子推進室) 国保松丘診療所	(略)	保　健 福祉部	医務防疫 衛生班	健康づくり課 国保松丘診療所	(略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案				現行			
経　済 環境部	経済班	経済振興課 農政課	（削除） (1) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (2) 観光施設の被害調査に関すること (3) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (4) 食料及び生活必需品の調達に関すること (5) 義援品及び救援物資の受入・管理に関すること (6) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (7) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること （削除） (8) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること	経済部	経済班	経済振興課 農政課 農林整備課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (3) 観光施設の被害調査に関すること (4) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (5) 食料及び生活必需品の調達に関すること (6) 義援品及び救援物資の受入・管理に関すること (7) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (8) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること (9) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること (10) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	清掃班	環境衛生課 環境保全課 環境ｸﾞﾘｰﾝ推進課	(1) 災害地のごみ収集に関すること (2) 災害地のし尿収集処理に関すること (3) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (4) 環境汚染の防止に関すること (5) ペット等動物対策に関すること		（新規）	（新規）	（新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案				現行			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	教育部	教育庶務班	教育総務課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (3) 教育関係施設の災害復旧に関すること
	(削除)	(削除)	(削除)		学校教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター（小・中学校）	(1) 児童・生徒の避難計画に関すること (2) 災害時の応急教育に関すること (3) 災害時における学校の保健衛生に関すること (4) 教職員の動員に関すること (5) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	(削除)	(削除)	(削除)		社会体育班	体育振興課 共同調理場	(1) 体育関係施設の災害対策に関すること (2) 炊き出し設備の確保及び給食センターに関すること (3) 臨時ヘリポート、物資集積所の開設協力に関すること (4) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	(削除)	(削除)	(削除)		社会教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 社会教育施設の災害対策に関すること (3) 文化財の被害調査及び災害復旧に関すること

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案				現行			
建設部	土　木 庶務班	建設計画課	（削除） (1) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (2) 被災宅地の危険度判定に関すること	建設部	土　木 庶務班	建設計画課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (3) 被災宅地の危険度判定に関すること
	土木班	管理課 道路維持課 道路整備課 農林土木課	（略） (9) 障害物の除去に関すること (10) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること		土木班	管理課 道路維持課 道路整備課	（略） (9) 障害物の除去に関すること （新規）
	建築班	公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 建築課	（略）		建築班	建築指導課 住宅営繕課	（略）
	都　市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること		都　市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること
	土　木 支部班	東部土木事務所	（略） (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること （削除） (4) 水防に関すること (5) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (6) 障害物の除去に関すること		土　木 支部班	東部土木事務所	（略） (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (4) 宅地の危険度判定に関すること (5) 水防に関すること (6) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (7) 障害物の除去に関すること

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案				現行			
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び報告に関すること (2) 消防活動に関すること (3) 救急・救助に関すること (4) 消防団員の動員に関すること (5) 行方不明者の捜索に関すること (6) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (7) 消防の相互応援に関すること (8) 気象情報の収集に関すること
教育部（健康こども部）	教育庶務班	教育総務課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 教育関係施設の災害復旧に関すること	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
	学校教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター （小・中学校）	(1) 児童・生徒の避難計画に関すること (2) 災害時の応急教育に関すること (3) 災害時における学校の保健衛生に関すること (4) 教職員の動員に関すること (5) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること		（新規）	（新規）	（新規）
	社会体育班	スポーツ推進課 共同調理場	(1) 体育関係施設の災害対策に関すること (2) 炊き出し設備の確保及び給食センターに関すること (3) 臨時ヘリポート、物資集積所の開設協力に関すること (4) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること		（新規）	（新規）	（新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

	社会教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 社会教育施設の災害対策に関すること (3) 文化財の被害調査及び災害復旧に関すること
消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 消防活動に関すること (2) 救急・救助に関すること (3) 消防団員の動員に関すること (4) 行方不明者の捜索に関すること (5) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (6) 消防の相互応援に関すること (7) 気象情報の収集に関すること
各部・各班共通		各課等	(1) 職員の安否、参集状況、参集時の被害状況の報告に関すること (2) 所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること

※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務については、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること。

第２節　情報の収集・伝達計画

（略）

第１　情報連絡体制

１　災害時優先電話・連絡責任者の指定

（略）

２　本部連絡員の派遣

（略）

現行

	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)		(新規)	(新規)

（新規）

第２節　情報の収集・伝達計画

（略）

第１　情報連絡体制

１　災害時優先電話・連絡責任者の指定

（略）

２　本部連絡員の派遣

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

３　非常・緊急電報

（略）

４　有線通信が途絶した場合の措置

（略）

■通信連絡系統

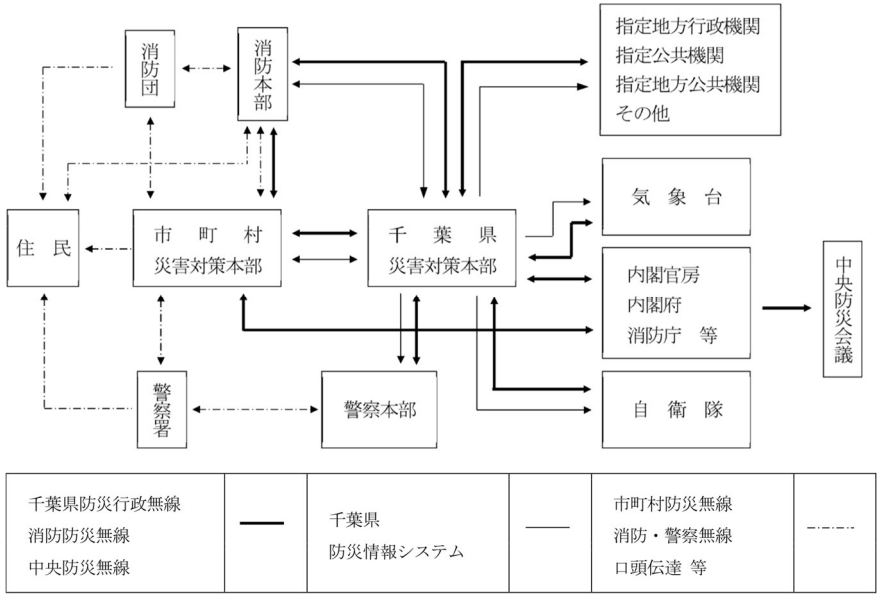

第２　気象情報等の収集・伝達

（略）

１　警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる５段階の警戒レベルも併せて提供する。

２　特別警報・警報・注意報

現行

３　非常・緊急電報

（略）

４　有線通信が途絶した場合の措置

（略）

■通信連絡系統

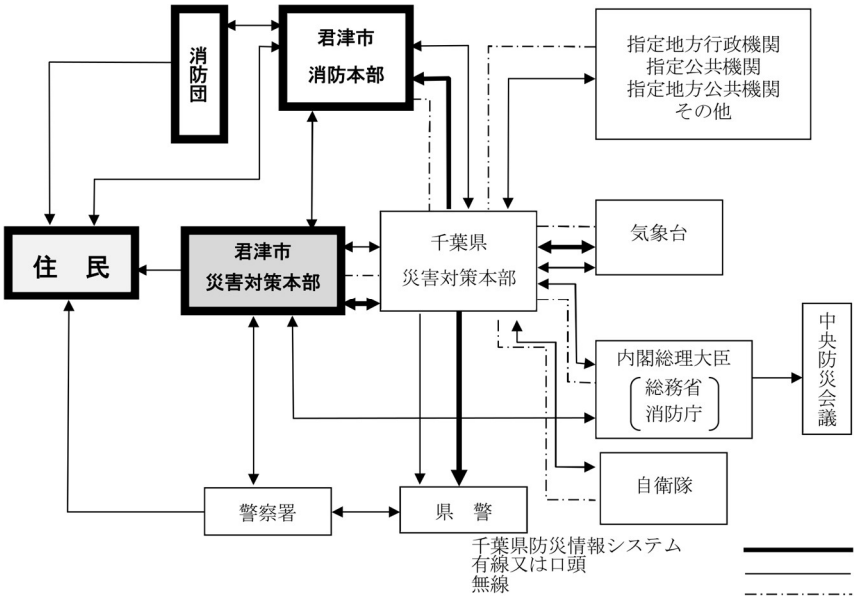

第２　気象情報等の収集・伝達

（略）

１　警戒レベル

避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる５段階の警戒レベルも併せて提供される。

２　特別警報・警報・注意報

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

（中略）

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

（削除）

① 注意報

注意報の種類	概要
強　風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）
風　雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 （削除）
波　浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）
高　潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動

現行

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

（中略）

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

銚子地方気象台が君津市に発表する特別警報、警報、注意報、その他気象情報の基準は以下のとおりである。

① 注意報の基準

注意報の種類	発表基準
強　風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速が、陸上　13m/秒以上　海上　13m/秒以上
風　雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 平均風速が、陸上　13m/秒以上（雪を伴う） 海上　13m/秒以上（雪を伴う
波　浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が1.5m以上
高　潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案		現行	
	の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 （削除）		の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 潮位が1.8m以上
大　雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 （削除）	大　雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 表面雨量指数基準が11以上 土壌雨量指数基準が107以上
洪　水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 （削除）	洪　水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 流域雨量指数基準が、小糸川流域15.5、小櫃川流域23.2、笹川流域6.5、御腹川流域10.2、宮下川流域5.2以上 又は、小糸川流域で表面雨量指数基準が5、流域雨量指数基準が15.5、小櫃川流域で表面雨量指数基準が8、流域雨量指数基準が18.6以上
大　雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）	大　雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが5㎝以上
雷	（略）	雷	（略）
乾　燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 （削除）	乾　燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 最小湿度30%で、実効湿度60%以下
濃　霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）	濃　霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 （削除）	霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ４月１日から５月31日の期間に最低気温３℃以下
低　温	（略）	低　温	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

着氷・着雪	（略）

② 警報

警報の種類	概要
暴　風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）
暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 （削除）
波　浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）
高　潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 （削除）
大　雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 （削除）
洪　水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 （削除）

現行

着氷・着雪	（略）

② 警報の基準

警報の種類	発表基準
暴　風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速が、陸上で20m/秒以上　　海上で25m/秒以上
暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速が、陸上で20m/秒以上（雪を伴う）、海上で25m/秒以上（雪を伴う）
波　浪	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が3.0m以上
高　潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 潮位が2.9m以上
大　雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 表面雨量指数基準が21以上 土壌雨量指数基準が129以上
洪　水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 流域雨量指数が、小糸川流域で27.6、小櫃川流域で29、笹川流域で8.2、御腹川流域で12.8、宮下川流域で6.5以上

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

大　雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （削除）

③　特別警報

特別警報の種類	概要
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当。
暴風	（略）
高潮	（略）
波浪	（略）
暴風雪	（略）
大雪	（略）

④　その他気象情報

記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（警報の危険度分布）で確認する必要がある。

現行

	又は、小糸川流域で表面雨量指数基準が８、流域雨量指数基準が24.8、小櫃川流域で表面雨量指数基準が８、流域雨量指数基準が26.7以上
大　雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、10㎝以上

③　特別警報の基準

特別警報の種類	発表基準
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当。
暴風	（略）
高潮	（略）
波浪	（略）
暴風雪	（略）
大雪	（略）

④　その他気象情報

記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に100㎜以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

竜巻注意情報	(略)

(削除)

3　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	(略)
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして

現行

竜巻注意情報	(略)

■土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等

銚子地方気象台は、防災対策により効果的に利用できる警報等の発表のため、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、タイトルの後に重要変更という字句を挿入し、警報を切り替えて発表する。また、警報等の見出しや本文に「ここ数年でもっとも土砂災害の危険性が高くなっています」等具体的な表現を用いることにより、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

3　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (新規) ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	(略)
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5 段階に色分けして

修正案		現行	
	示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」(紫):避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。		示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (新規) ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄):避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	(略)	流域雨量指数の予測値	(略)

４　早期注意情報（警報級の可能性）

(略)

５　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

(略)

６　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的とする。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺の市民に対し周知徹底

４　早期注意情報（警報級の可能性）

(略)

５　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

(略)

６　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援することを目的とする。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺の市民に対し周知徹底

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>することともに避難情報、避難指示の判断を行う。

(2)～(3) (略)
(4) 発表基準
① 警戒基準
大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合
② 警戒解除基準
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。

(削除)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。 （略） ８　河川情報 (1)～(2)（略） ■基準水位 （表略） ９　線状降水帯に関する各種情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（府県気象情報の一種）が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。 なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル４相当以上の状況となる。 10　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の活用 （略） 11　特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 （略）	（略） ８　河川情報 (1)～(2)（略） ■基準水位 （表略） （新規） ９　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の活用 （略） 10　特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

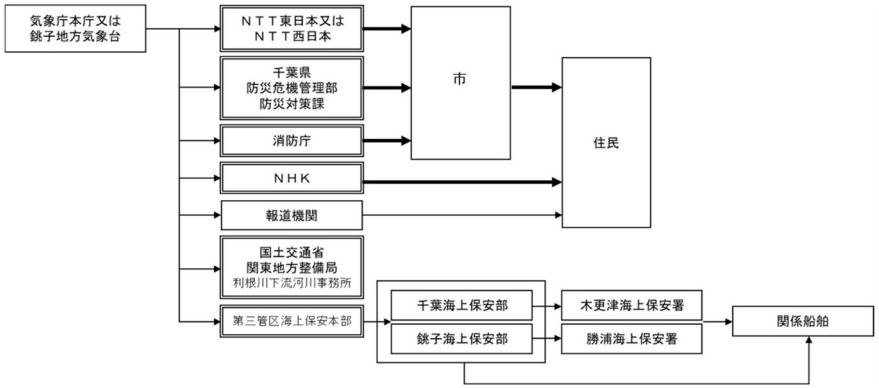

１～３（略）

４ 障害等により上記３の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

（削除）

現行

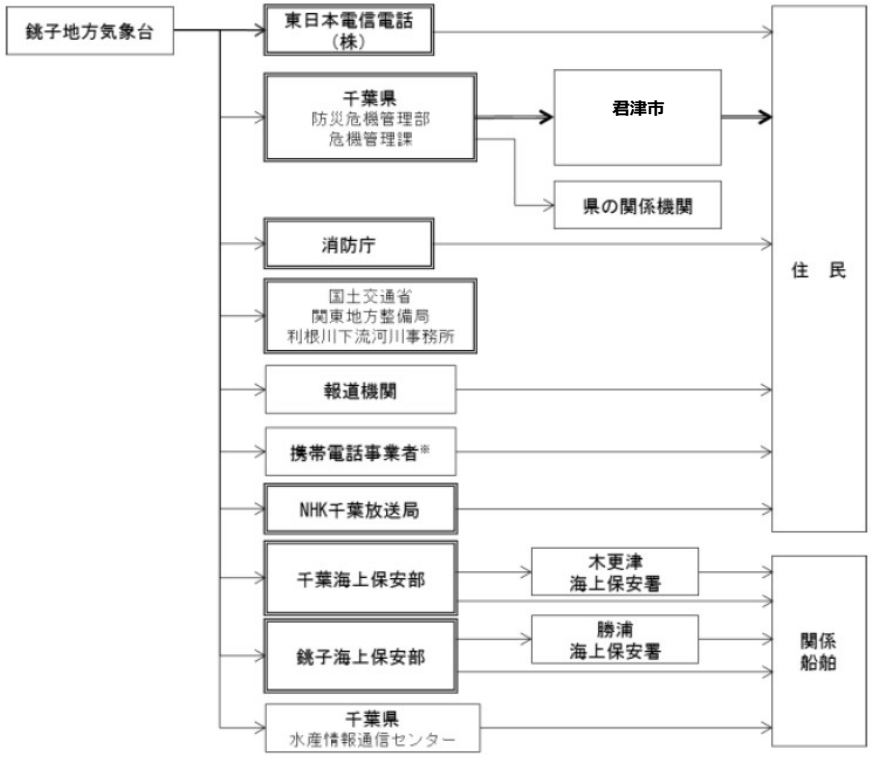

１～３（略）

４ 障害等により上記３の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT_公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第３　被害状況の収集・報告 （略） １　発生情報の報告 （略） ２　被害状況の収集 (1) 収集すべき情報の内容 災害発生後、直ちに収集すべき情報は、各報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。 【災害発生後、直ちに収集すべき情報】 ①　人的被害 ○　市民 ○　児童・生徒、来庁者、入所者、職員等 ②　物的被害 ○　庁舎（本庁舎、出先機関）、警察署等の防災機関施設 ○　学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設 ○　住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等 ③　機能障害 ○　水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等の生活関連機能 ○　道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能 ○　医療・保健衛生機能 (2) 収集の実施者 ■市及び防災関係機関の調査分担の一覧 （表略） ３　被害状況の取りまとめ （略） ４　県への報告 (1) 県への報告 情報整理班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。	第３　被害状況の収集・報告 （略） １　発生情報の報告 （略） ２　被害状況の収集 (1) 収集すべき情報の内容 災害発生後、直ちに収集すべき情報は、各報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。 【災害発生後、直ちに収集すべき情報】 ①　人的被害 ○　市民 ○　児童・生徒、来庁者、入所者、職員等 ②　物的被害 ○　庁舎（本庁舎、出先機関）、、警察署等の防災機関施設 ○　学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設 ○　住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等 ③　機能障害 ○　水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等の生活関連機能 ○　道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能 ○　医療・保健衛生機能 (2) 収集の実施者 ■市及び防災関係機関の調査分担の一覧 （表略） ３　被害状況の取りまとめ （略） ４　県への報告 (1) 県への報告 情報整理班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。
（削除）

■県に報告すべき事項
（表略）
(2)～(3)（略）</td><td>ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。
■県へ報告すべき情報の区分
<table><tr><th>報告の区分</th><th>報　告　の　時　期</th></tr><tr><td>災害緊急報告</td><td>災害を覚知したとき、その情報を直ちに報告</td></tr><tr><td>災害総括報告
（その１）</td><td>県からの指示に基づき、一定時刻までに報告
（原則として毎日９時及び15時）</td></tr><tr><td>災害総括報告
（その２）</td><td>災害応急対策が終了した後、10日以内に報告する。災害復旧計画の基礎資料となる。</td></tr></table>■県に報告すべき事項
（表略）
(2)～(3)（略）</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■被害情報の収集報告系統

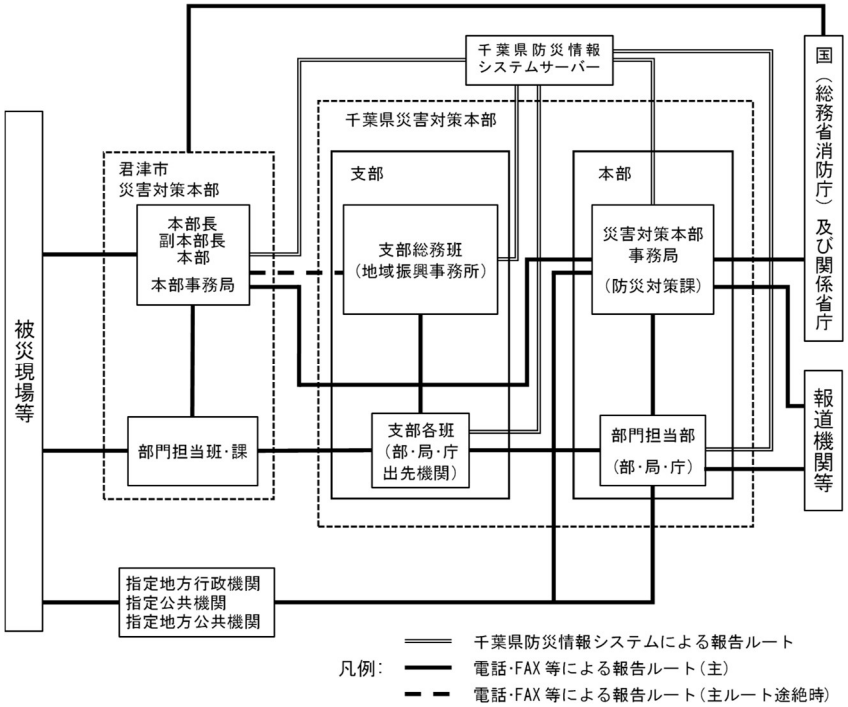

(4) 直接即報

（略）

また、大規模災害により消防機関へ通報が殺到したときは、119 番通報件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。

なお、119 番通報に関する報告については、ちば消防共同指令センターと連携して行う。

報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様

現行

■被害情報の収集報告系統

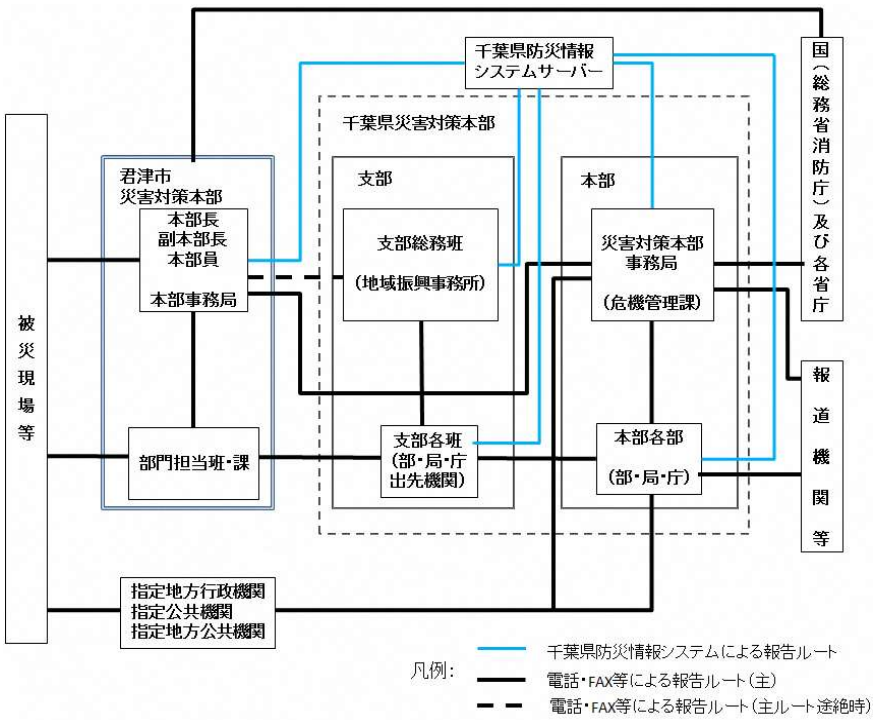

(4) 直接即報

（略）

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したとき、は、119 番通報件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。

なお、119 番通報に関する報告については、ちば消防共同指令センターと連携して行う。

報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。 (5) 留意すべき事項 ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。 ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。 ③ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。 ④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。 (6) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ① 総務省消防庁 ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） ＦＡＸ 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ 〃 ） 一般加入電話 電話 03-5253-7527 （消防庁応急対策室） ＦＡＸ 03-5253-7537 （ 〃 ） ② 千葉県 ○ 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（県防災対策課） ＦＡＸ 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ 〃 ） ○ 一般加入電話 電話 043-223-2175（県防災対策課） ＦＡＸ 043-222-1127（ 〃 ） (7) 勤務時間外における国及び県への連絡方法	式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。 （新規） (5) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ① 総務省消防庁 ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） ＦＡＸ 048-500-90-49033（衛星系）（ 〃 ） ○ 一般加入電話 電話 03-5253-7527 （消防庁応急対策室） ＦＡＸ 03-5253-7537 （ 〃 ） ② 千葉県 ○ 県防災行政無線 電話 500-7314（地上系） 012-500-7314（衛星系）（県危機管理課） ＦＡＸ 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ 〃 ） ○ 一般加入電話 電話 043-223-2175（県危機管理課） ＦＡＸ 043-222-1127（ 〃 ） (6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話 120-90-49012（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）
ＦＡＸ 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（ 〃 ）
○ 一般加入電話
電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）
ＦＡＸ 03-5253-7553（ 〃 ）

② 千葉県

○ 県防災行政無線
電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）
ＦＡＸ 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ 〃 ）
○ 一般加入電話
電話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）
ＦＡＸ 043-222-5219（ 〃 ）

以上のほか、被害情報等の県への報告に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

（削除）

現行

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）
ＦＡＸ 048-500-90-49036（衛星系）（ 〃 ）
○ 一般加入電話
電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）
ＦＡＸ 03-5253-7553（ 〃 ）

② 千葉県

○ 県防災行政無線
電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）
ＦＡＸ 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ 〃 ）
○ 一般加入電話
電話 043-223-2178（県情報通信管理室）
ＦＡＸ 043-222-5219（ 〃 ）

（新規）

■県への報告一覧

報告の種類	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等につ	① 覚知後直ちに ② 第１報告の後、詳細が判明の都度直ちに［電話、ＦＡＸ］

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行

		いて報告	
災害総括報告	定　時 報　告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1　被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2　措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況	①　原則として１日２回 ９時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ②　県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで ［電話、ＦＡＸ及び端末入力］
	確定時 報　告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10 日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1　被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2　措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況 3　被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後 10 日以内 ［端末入力及び文書］
	年　報	４月１日現在で明らかになった１月１日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	４月 20 日まで ［端末入力及び文書］
部門別被害額総括報告		各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後 10 日以内 ［文書等］
災害詳細報告		（市） 災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告 （部門担当課）	①　原則として１日２回 ９時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ②　県から別途指定があ

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告 ／ った場合はその指定する時刻まで［電話、ＦＡＸ及び端末入力］ ※資料編　被害認定の基準。
第４　市民等からの災害情報への対応 １　市民からの災害情報への対応 （略） ２　異常事象発見時における措置 （略）	第４　市民等からの災害情報への対応 １　市民からの災害情報への対応 （略） ２　異常事象発見時における措置 （略）
第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供 １　被災者台帳の作成・利用 (1) 被災者台帳の作成 （略） 市民協力班は、避難者名簿（第８節第４の４参照）、捜索者名簿（第 10 節第１の１参照）、遺体処理台帳（第 10 節第２の２参照）、埋火葬台帳（第 10 節第２の３参照）、被災者台帳（第 12 節第５の３参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 （略） (2)（略） ２　安否情報の提供 （略）	第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供 １　被災者台帳の作成・利用 (1) 被災者台帳の作成 （略） 市民協力班及び地区拠点班は、避難者名簿（第８節第４の４参照）、捜索者名簿（第 10 節第１の１参照）、遺体処理台帳（第 10 節第２の２参照）、埋火葬台帳（第 10 節第２の３参照）、被災者台帳（第 12 節第５の３参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。 （略） (2)（略） ２　安否情報の提供 （略）
第３節　災害時の広報	第３節　災害時の広報
（略） 第１　市民への広報活動	（略） 第１　市民への広報活動

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） (1)　災害発生時の広報 ①～③（略） ④　避難に関すること ○　避難の指示 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 (2)（略）	（略） (1)　災害発生時の広報 ①～③（略） ④　避難に関すること ○　避難の指示・勧告 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 (2)（略）
（略） ○　災害の発生状況に関する情報 ○　避難指示の伝達・誘導に関すること ○　その他人心安定を図るために必要な情報	（略） ○　災害の発生状況に関する情報 ○　避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達・誘導に関すること ○　その他人心安定を図るために必要な情報
第２　広報活動の方法及び手順 **１　広報活動の方法** 秘書広報班は、広報活動について原則として、広報車及びホームページへの掲載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。 （略）	**第２　広報活動の方法及び手順** **１　広報活動の方法** 秘書広報班は、広報活動について原則として、防災行政無線、広報車及びホームページへの掲載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

(1)緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　避難の指示 ○　災害の発生状況 ○　火災防止指示
手　　段	○　広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、ＳＮＳ等、現場での指示 ○　併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請

(2)一斉に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　二次災害防止のための一般的注意事項 ○　安否情報 ○　災害対策本部・救護所の設置・応急対策活動の実施状況
手　　段	○　広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、ＦM放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

(3)時期又は地域を限定して伝達するもの

事　　例	○　復旧状況、防疫・清掃、給水活動・食料品・生活必需品の配布等応急救護活動に関する事項
手　　段	○　広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、ＦM放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

２　広報の手順

（略）

現行

(1)緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　避難の指示・勧告 ○　災害の発生状況 ○　火災防止指示
手　　段	○　広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、ＳＮＳ（ツイッター等）、現場での指示 ○　併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請

(2)一斉に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　二次災害防止のための一般的注意事項 ○　安否情報 ○　災害対策本部・救護所の設置・応急対策活動の実施状況
手　　段	○　広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、ＦM放送、ＳＮＳ（ツイッター等） ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

(3)時期又は地域を限定して伝達するもの

事　　例	○　復旧状況、防疫・清掃、給水活動・食料品・生活必需品の配布等応急救護活動に関する事項
手　　段	○　広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、ＦM放送、ＳＮＳ（ツイッター等） ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

２　広報の手順

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

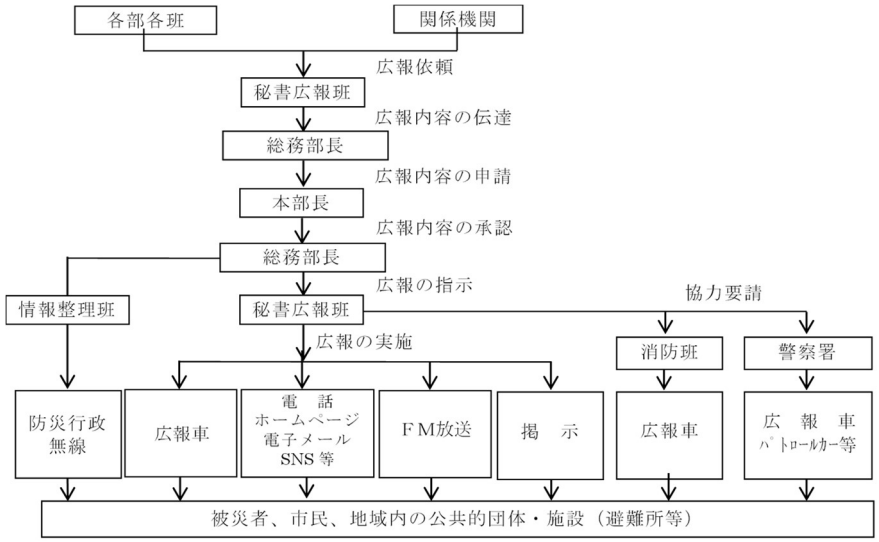

３　避難所における広報

（略）

第３　報道機関への発表・協力要請

１　報道機関への発表

（略）

２　報道機関への協力要請

（略）

第４　市民相談

（略）

■相談窓口での相談事項例

（表略）

現行

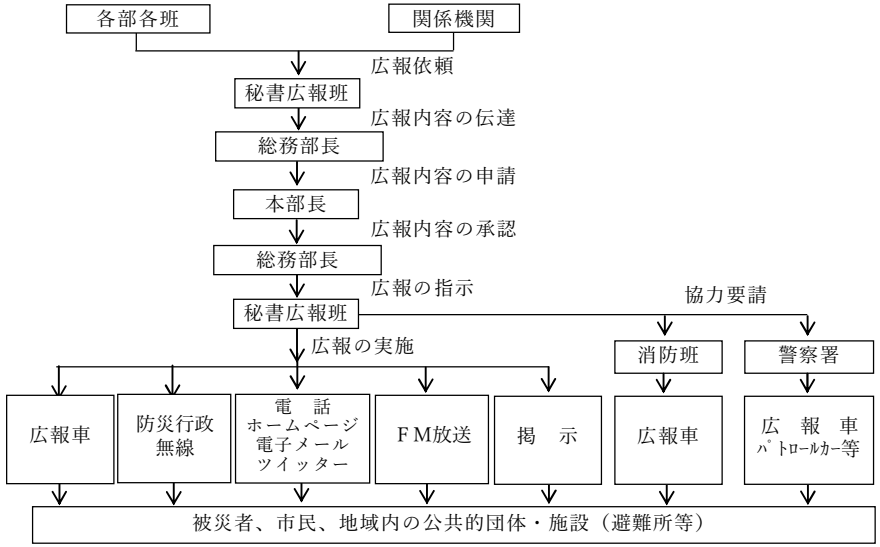

３　避難所における広報

（略）

第３　報道機関への発表・協力要請

１　報道機関への発表

（略）

２　報道機関への協力要請

（略）

第４　市民相談

（略）

■相談窓口での相談事項例

（表略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第４節　消防・救急・救助・危険物等対策計画 （略） 第１　消防活動 （略） １　消防班の活動 (1)～(5)（略） ２　消防団の活動 (1)～(3)（略） (4) 避難誘導 避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。 ３　市民及び自主防災組織の活動 （略） ４　事業所の活動 （略） ５　海上保安署の活動 （略） ６　消防広域応援要請 （略） 第２　救急・救助活動 １　救助活動 (1)～(6)（略） ２　救急活動 (1)～(2)（略） ■救急・救助活動の原則	第４節　消防・救急・救助・危険物等対策計画 （略） 第１　消防活動 （略） １　消防班の活動 (1)～(5)（略） ２　消防団の活動 (1)～(3)（略） (4) 避難誘導 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。 ３　市民及び自主防災組織の活動 （略） ４　事業所の活動 （略） ５　海上保安署の活動 （略） ６　消防広域応援要請 （略） 第２　救急・救助活動 １　救助活動 (1)～(6)（略） ２　救急活動 (1)～(2)（略） ■救急・救助活動の原則

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） 第３　危険物等の対策 １　高圧ガス等の保管施設の応急措置 （略） ２　危険物施設の応急措置 （略） ３　火薬類保管施設の応急措置 （略） ４　毒物、劇物保管施設の応急措置 （略） また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。 ５　危険物等輸送車両の応急対策 （略）	（略） 第３　危険物等の対策 １　高圧ガス等の保管施設の応急措置 （略） ２　危険物施設の応急措置 （略） ３　火薬類保管施設の応急措置 （略） ４　毒物、劇物保管施設の応急措置 （略） また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、発災時における、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。 ５　危険物等輸送車両の応急対策 （略）
第５節　水防計画	第５節　水防計画
（略） 第１　水防組織 １　水防本部 （略） ２　水防本部の設置時期 （略） ３　水防本部の設置場所 （略） ４　水防組織 水防組織は、次のとおりである。 (1) 本部組織	（略） 第１　水防組織 １　水防本部 （略） ２　水防本部の設置時期 （略） ３　水防本部の設置場所 （略） ４　水防組織 水防組織は、次のとおりである。 (1) 本部組織

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
本 部 長(市長) 副本部長(副市長) └ 総務班(危機管理課、建設計画課) ├ 建設班(管理課、道路維持課、道路整備課) ├ 農林水産班（農林土木課) ├ 水防班(消防本部、消防署、消防団) └ 協力班(公園緑地課、建築課) 本部付：総務部長、建設部長、消防長、その他関係部課長 (2) (略) ５　水防本部の解散 (略) ６　災害対策本部との関係 (略) ７　水防本部設置前の措置 (略) 第２　水防警報の伝達系統	本 部 長(市長) 副本部長(副市長) └ 総務班(危機管理課、建設計画課) ├ 建設班(管理課、道路維持課、道路整備課) ├ 農林水産班（農林整備課) ├ 水防班(消防本部、消防署、消防団) └ 協力班(公園緑地課、建築指導課) 本部付：総務部長、経済部長、建設部長、消防長、その他関係部課長 (2) (略) ５　水防本部の解散 (略) ６　災害対策本部との関係 (略) ７　水防本部設置前の措置 (略) 第２　水防警報の伝達系統

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
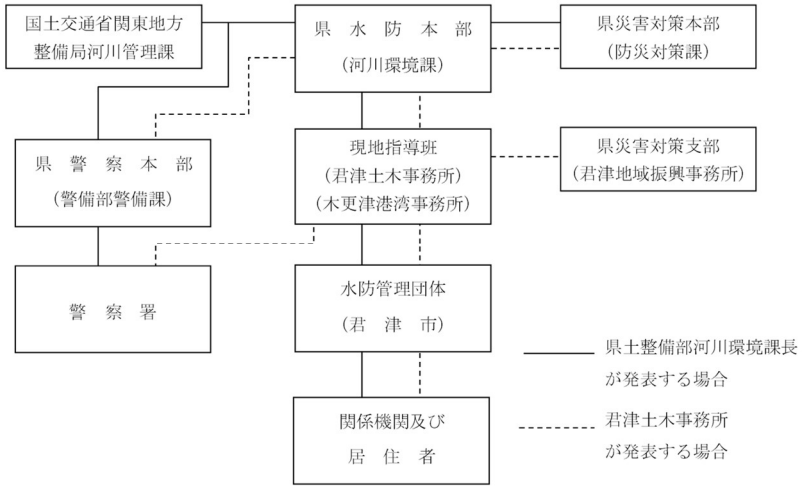	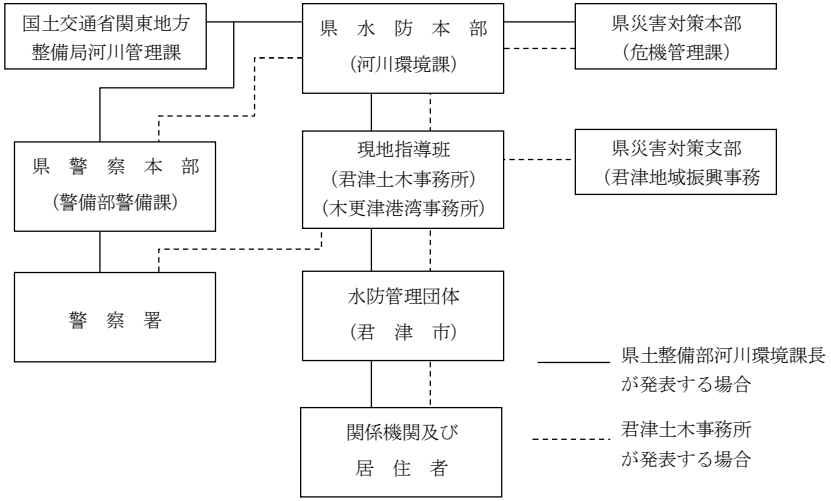
第６節　災害時の警備・防犯対策	第６節　災害時の警備・防犯対策
（略） 第１　災害時の警備 （略） 第２　防犯対策 （略）	（略） 第１　災害時の警備 （略） 第２　防犯対策 （略）
第７節　災害時の交通規制・緊急輸送対策	第７節　災害時の交通規制・緊急輸送対策
（略） 第１　道路の交通規制 １　交通規制 （略）	（略） 第１　道路の交通規制 １　交通規制 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

２　交通情報の収集

（略）

３　道路の啓開

（略）

第２　緊急輸送対策

１　緊急輸送の範囲

（略）

２　緊急輸送道路の確保

（略）

３　緊急輸送手段の確保

(1)～(3)（略）

４　ヘリコプター臨時離発着場開設

(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定

（略）

■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地

貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園（グラウンド）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場

(2)～(4)（略）

第８節　避難計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　避難指示等	（略）
第２　避難の誘導	（略）
第３　指定避難所の開設	（略）

現行

２　交通情報の収集

（略）

３　道路の啓開

（略）

第２　緊急輸送対策

１　緊急輸送の範囲

（略）

２　緊急輸送道路の確保

（略）

３　緊急輸送手段の確保

(1)～(3)（略）

４　ヘリコプター臨時離発着場開設

(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定

（略）

■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地

貞元小学校、大和田小学校、周南中学校、内みのわ運動公園、中小学校、小糸スポーツ広場、秋元小学校、清和中学校、小櫃中学校、松丘中学校、亀山中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地

(2)～(4)（略）

第８節　避難計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　避難**の勧告又は**指示等	（略）
第２　避難の誘導	（略）
第３　指定避難所の開設	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

第４　指定避難所の運営	（略）
第５　在宅避難者への対応	（略）
第６　指定避難所等の閉鎖	（略）

第１　避難指示等

１　避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。また、判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

■避難指示を発すべき権限のある者

（表略）

２　高齢者等避難の伝達

市長（計画分析班）は、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者及び要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

現行

第４　指定避難所の運営	（略）
第５　在宅避難者への対応	（略）
第６　指定避難所等の閉鎖	（略）

第１　避難の勧告又は指示等

１　避難勧告・指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。洪水等、土砂災害、高潮については、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。また、判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。

■避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者

（表略）

２　避難準備・高齢者等避難開始の伝達

市長（計画分析班）は、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者及び要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■避難の種類及び発令基準の目安

［警戒レベル］ 種　　類	内　　容	発令基準
［レベル３］ 高齢者等避難	危険区域に居住する高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障害者等、及びその人を支援する者）は避難。 また、高齢者等以外も避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる。	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」表示となったとき ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき
［レベル４］ 避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき
［レベル５］ 緊急安全確保	災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。	・大雨特別警報が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮により、浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

※避難は、立ち退き避難が原則であるが、状況が切迫しており、屋外に避難す

現行

■避難の種類及び発令基準の目安

種　　類	内　　容	発令基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・河川の基準水位がはん濫注意水位に達したとき （新規） ・高潮注意報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき
避難勧告	危険区域の市民が避難すること	・河川の基準水位がはん濫危険水位に達したとき ・水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・高潮警報が発表されたとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	・特別警報（大雨、高潮、波浪）が発表されたとき ・河川の基準水位が計画高水位相当に達したとき ・河川がはん濫したとき ・高潮その他の浸水が発生したとき ・その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

※避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所へ

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
ることが、かえって危険である場合、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、がけや川から離れた２階以上の安全な場所（部屋）へ移動し、安全を確保（屋内安全確保）するよう市民に周知する。	の移動を原則とするものの、避難の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うよう市民への周知徹底を図る。
３　警戒区域の設定 （略）	**３　警戒区域の設定** （略）
４　避難指示の内容 本部長（市長）が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。 ○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　高齢者等避難、避難指示等の理由 ○　その他必要な事項	**４　避難の勧告又は指示の内容** 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。 ○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　避難の勧告又は指示の理由 ○　その他必要な事項
５　避難情報等の周知 市は、避難指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。 (1) 市民等への周知 避難指示等を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。 (2) 県に対する報告 計画分析班は、避難指示等（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（防災対策課）に報告する。	**５　避難情報等の周知** 市は、避難勧告又は指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。 (1) 市民等への周知 避難勧告又は指示等を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。 (2) 県に対する報告 計画分析班は、避難の準備情報及び勧告、指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（危機管理課）に報

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報する。 **６　市民の自主避難** 市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示等の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。 **第２　避難の誘導** **１　避難の誘導を行う者** (1) 危険地域における避難誘導 大規模災害時に広域的な延焼火災が発生し、避難指示等が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。 また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難指示等の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。 (2) 学校、事業所等における避難誘導 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。 (3) （略） **２　避難の誘導** (1) 携帯品の制限	告する。 (3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行ったとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報する。 **６　市民の自主避難** 市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。 **第２　避難の誘導** **１　避難の誘導を行う者** (1) 危険地域における避難誘導 大規模災害時に広域的な延焼火災が発生し、避難の勧告・指示が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。 また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難の勧告又は指示の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。 (2) 学校、事業所等における避難誘導 学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。 (3) （略） **２　避難の誘導** (1) 携帯品の制限

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
■携帯品 （表略） (2)（略） ３　避難行動要支援者の避難誘導 市民等と連携して、個別避難計画に基づき避難誘導を行う。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。 第３　指定避難所の開設 （略） １　避難所の設置 (1)～(3)（略） ２　その他留意事項 (1)～(4)（略） 第４　指定避難所の運営 １　避難所運営の担当者 （略） ２　避難所運営のおおよそのめやす （表略） ３　要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 ■避難所における要配慮者への対応 （表略） (2) 福祉避難所の開設 ■福祉避難所の施設 （略） ４　その他留意事項	■携帯品 （表略） (2)（略） ３　避難行動要支援者の避難誘導 市民等と連携して、避難支援個別計画に基づき避難誘導を行う。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。 第３　指定避難所の開設 （略） １　避難所の設置 (1)～(3)（略） ２　その他留意事項 (1)～(4)（略） 第４　指定避難所の運営 １　避難所運営の担当者 （略） ２　避難所運営のおおよそのめやす （表略） ３　要配慮者への配慮 (1) 避難所での配慮 ■避難所における要配慮者への対応 （表略） (2) 福祉避難所の開設 ■福祉避難所の施設 （略） ４　その他留意事項

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 避難者名簿（カード）の作成 （略） (2) 居住区域の割り振り ■窓口役の役割 （略） (3)～(6) （略） (7) 保健衛生対応（被災者の健康管理、食物アレルギー対策等） 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 (8) 感染症対策 避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 (9) 女性・子供等への配慮 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 **第５　避難所以外の避難者への対応** （略） **第６　指定避難所等の閉鎖** （略） **第９節　応急医療救護・防疫等活動計画**	(1) 避難者名簿（カード）の作成 （略） (2) 居住区域の割り振り ■窓口役の役割 （略） (3)～(6) （略） （新規） （新規） （新規） **第５　避難所以外の避難者への対応** （略） **第６　指定避難所等の閉鎖** （略） **第９節　応急医療救護・防疫等活動計画**

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

（略）

項　　目	担　　当
第１　医療救護活動	（略）
第２　防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター（君津保健所）
第３　保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター（君津保健所）

第１　医療救護活動

１　救護活動

(1)～(3)（略）

(4) 救護所の運営

■救護班の主な業務内容

（表略）

(5)（略）

(6) 避難所救護センターの設置

医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センター（君津保健所）との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。

（略）

２　後方医療の確保

(1)～(3)（略）

第２　防疫

１　防疫体制の確立

（略）

２　災害防疫の実施

(1) 検病調査及び健康診断

医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（君津保健所）と連携して、君津

現行

（略）

項　　目	担　　当
第１　医療救護活動	（略）
第２　防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター
第３　保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター

第１　医療救護活動

１　救護活動

(1)～(3)（略）

(4) 救護所の運営

■救護班の主な業務内容

（表略）

(5)（略）

(6) 避難所救護センターの設置

医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センターとの連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。

（略）

２　後方医療の確保

(1)～(3)（略）

第２　防疫

１　防疫体制の確立

（略）

２　災害防疫の実施

(1) 検病調査及び健康診断

医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、君津木更津医師会等

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。 (2) 感染症への措置 君津健康福祉センター（君津保健所）は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。 (3)～(5) (略)	関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。 (2) 感染症への措置 君津健康福祉センターは、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。 (3)～(5) (略)
第３　保健活動 **１　被災者の健康管理** 医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（君津保健所）と連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。 （表略） **２　飲料水の安全確保** 災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センター（君津保健所）と協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。	**第３　保健活動** **１　被災者の健康管理** 医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。 （表略） **２　飲料水の安全確保** 災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。
第 10 節　行方不明者の捜索・遺体の処理 （略） **第１　行方不明者の捜索** **１　捜索依頼、届出の受付と情報の取りまとめ** （略） **２　捜索の実施** （略） ３　遺体の捜索 （略）	**第 10 節　行方不明者の捜索・遺体の処理** （略） **第１　行方不明者の捜索** **１　捜索依頼、届出の受付と情報の取りまとめ** （略） **２　捜索の実施** （略） ３　遺体の捜索 （略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第２　遺体の処理 １　遺体の検案 （略） ２　遺体の収容・安置 （略） ３　埋葬 （略）	第２　遺体の処理 １　遺体の検案 （略） ２　遺体の収容・安置 （略） ３　埋葬 （略）
第 11 節　環境衛生確保・障害物除去対策	第 11 節　環境衛生確保・障害物除去対策
（略） 第１　ごみの処理 １　処理体制の確立 （略） ２　処理対策の実施 (1)～(3)（略）	（略） 第１　ごみの処理 １　処理体制の確立 （略） ２　処理対策の実施 (1)～(3)（略）
第２　し尿の処理 １　災害時のトイレの確保 （略） ２　生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理 清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。 また、必要に応じて「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」（千葉県締結協定）に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。 なお、し尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。	第２　し尿の処理 １　災害時のトイレの確保 （略） ２　生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理 清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。 （新規） 収集したし尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第３　障害物の除去 １　住宅関係の障害物の除去 （略） ２　河川関係障害物の除去 （略） ３　主要道路上の障害物の除去 土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。 また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。 なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。 (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。 ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 ・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認） (2) 土地の一時使用 (1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保） 【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線　一覧表】 （略） ４　港湾の障害物の除去	第３　障害物の除去 １　住宅関係の障害物の除去 （略） ２　河川関係障害物の除去 （略） ３　主要道路上の障害物の除去 土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。 （新設） 【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線　一覧表】 （略） ４　港湾の障害物の除去

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） ５　鉄道軌道上の障害物の除去 （略） 第４　環境汚染の防止 （略） 第５　ペット等動物対策 １　ペット対策 （略） ２　逃亡等動物対策 清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター（君津保健所）、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。 （略） ３　死亡獣畜の処理 畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター（君津保健所）及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。	（略） ５　鉄道軌道上の障害物の除去 （略） 第４　環境汚染の防止 （略） 第５　ペット等動物対策 １　ペット対策 （略） ２　逃亡等動物対策 清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。 （略） ３　死亡獣畜の処理 畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。
第 12 節　生活救援対策	第 12 節　生活救援対策
（略） 第１　応急給水 （略） １　水の確保 (1)～(4)（略） ２　給水計画の立案	（略） 第１　応急給水 （略） １　水の確保 (1)～(4)（略） ２　給水計画の立案

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 需要の把握 (略) (2) 給水計画の立案 ■給水計画の内容 (表略) **3　給水実施の準備** (1) 給水の広報 かずさ水道広域連合企業団は給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民に広報するよう、水道班に要請する。 (2) 給水地点の設定 「応急給水等に係る確認書」、「かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における水道災害時対処要領」等に基づき設定する。 (3) 給水用資機材の確保 かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に給水用資機材の応援要請を行う。また、市は、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。 なお、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。 その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。 **4　給水の実施方法** (1) 給水基準 ■給水量の基準 (表略) (2)～(4) (略) **第2　食料の供給** (略)	(1) 需要の把握 (略) (2) 給水計画の立案 ■給水計画の内容 (表略) **3　給水実施の準備** (1) 給水の広報 かずさ水道広域連合企業団は給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民に広報するよう、秘書広報班に要請する。 (2) 給水地点の設定 かずさ水道広域連合企業団は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する。 (3) 給水用資機材の確保 かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、本部会議を通して消防班、また、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。 また、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。 その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。 **4　給水の実施方法** (1) 給水基準 ■給水量の基準 (表略) (2)～(4) (略) **第2　食料の供給** (略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
１　実施機関 （略） ２　対象者 （略） ３　応急食料給与の内容 （略） ４　食料の確保 (1)（略） (2) 県への食料供給申請 ①　災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。 県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。 なお、市の実務については、経済班が当たる。 ②　（略）	１　実施機関 （略） ２　対象者 （略） ３　応急食料給与の内容 （略） ４　食料の確保 (1)（略） (2) 県への食料供給申請 ①　災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。 県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。 なお、市の実務については、経済班が当たる。 ②　（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

政府所有米穀の受渡し系統図

Ⅰ　県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。

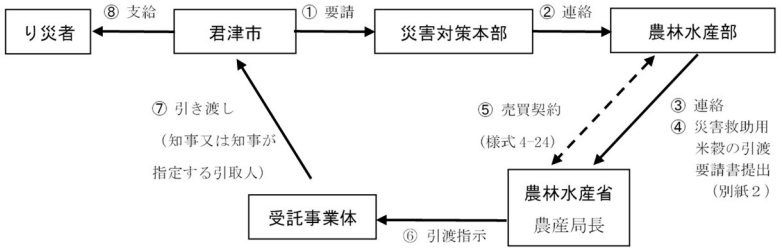

Ⅱ　直接農林水産省に要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約することとなる。

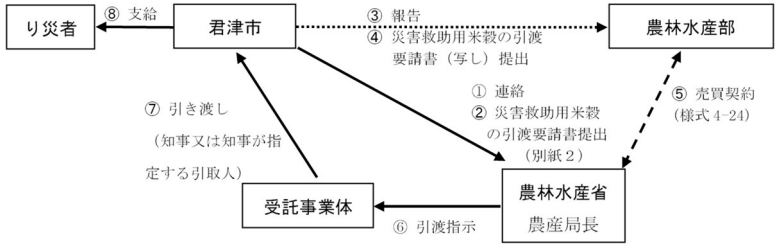

(3)　協定に基づく食料の確保

(略)

5　食料供給活動の実施

(1)～(2)　(略)

(3)　食料の集積場所

(略)

集　積　場　所（保管場所）	電　　話

現行

政府所有米穀の受渡し系統図

Ⅰ　県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。

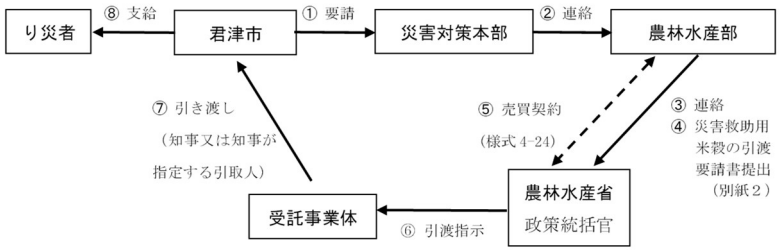

Ⅱ　直接農林水産省に要請する場合

農林水産省政策統括官に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省政策統括官と売買契約することとなる。

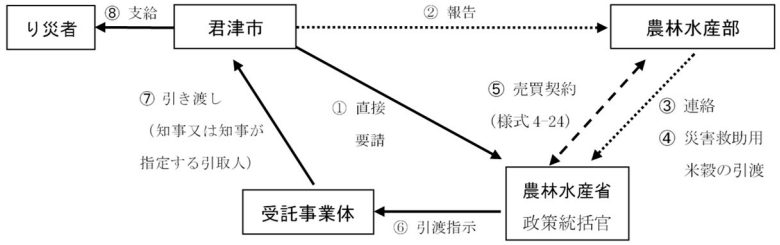

(3)　協定に基づく食料の確保

(略)

5　食料供給活動の実施

(1)～(2)　(略)

(3)　食料の集積場所

(略)

集　積　場　所（保管場所）	電　　話

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>君津市農業協同組合周南支店　（外箕輪 4-31-45）</td><td>52-0118</td></tr>
<tr><td>〃　小糸支店　（中島 681-1）</td><td>32-2591</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　小櫃支店　（末吉 152）</td><td>35-2511</td></tr>
<tr><td>〃　久留里支店　（久留里市場 473-1）</td><td>27-3251</td></tr>
</table>
(4) 食料の給与・配布
①（略）
②　炊き出しの実施
炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。
③（略）

第３　生活必需品の供給
（略）
１　実施機関
（略）
２　対象者
（略）
３　応急生活必需品の内容
（略）
４　需要の把握
（略）
５　生活必需品の確保
(1)～(2)（略）
６　生活必需品の供給活動の実施
</td><td>
<table>
<tr><td>君津市農業協同組合貞元支店　（貞元 188-2）</td><td>52-0014</td></tr>
<tr><td>〃　小糸支店　（中島 681-1）</td><td>32-2591</td></tr>
<tr><td>〃　清和支店　（西粟倉 115）</td><td>37-2511</td></tr>
<tr><td>〃　小櫃支店　（末吉 152）</td><td>35-2511</td></tr>
<tr><td>〃　久留里支店　（久留里市場 473-1）</td><td>27-3251</td></tr>
</table>
(4) 食料の給与・配布
①（略）
②　炊き出しの実施
炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市日赤奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。
③（略）

第３　生活必需品の供給
（略）
１　実施機関
（略）
２　対象者
（略）
３　応急生活必需品の内容
（略）
４　需要の把握
（略）
５　生活必需品の確保
(1)～(2)（略）
６　生活必需品の供給活動の実施
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
第４　救援物資の受入れ・管理	第４　救援物資の受入れ・管理
１　救援物資の要請	１　救援物資の要請
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
２　救援物資の受入れ	２　救援物資の受入れ
(略)	(略)
第５　り災証明書の発行	第５　り災証明書の発行
(略)	(略)
１　発行の担当部署	１　発行の担当部署
(略)	(略)
２　住家の被災調査	２　住家の被災調査
(略)	(略)
３　発行の手続き	３　発行の手続き
(略)	(略)
４　証明の範囲	４　証明の範囲
(略)	(略)
５　証明手数料	５　証明手数料
(略)	(略)
第６　労働力の確保	第６　労働力の確保
１　求人の申込み	１　求人の申込み
(略)	(略)
２　求職者の紹介	２　求職者の紹介
(略)	(略)
第７　応急仮設住宅の供給	第７　応急仮設住宅の供給
１　実施機関	１　実施機関
(略)	(略)
２　需要の把握	２　需要の把握

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） ３　用地確保等 （略） ４　建設の実施 (1)～(5)（略） ５　入居者の選定 (1)～(2)（略） ６　空き室のあっせん （略） 第８　被災住宅の応急修理 （略） １　応急修理の実施 建築班は、災害により、住家が半焼、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に必要最小限度の部分を、応急的に修理する。 修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。 (1) 実施機関 ① 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事（又は救助実施市の長）が行い、市長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。 ②～④（略）	（略） ３　用地確保等 （略） ４　建設の実施 (1)～(5)（略） ５　入居者の選定 (1)～(2)（略） ６　空き室のあっせん （略） 第８　被災住宅の応急修理 （略） １　応急修理の実施 建築班は、災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。 修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。 (1) 実施機関 ① 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。 ②～④（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
２　応急修理の種類と対象者
（削除）
応急修理の種類と対象者は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>修理の種類</th><th>対象者</th></tr>
<tr><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td>○　災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</td></tr>
<tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>○　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
○　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</td></tr>
</table>
（削除）

３　修理の実施
あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく。
</td><td>
２　修理対象住宅の選定
(1)　対象者の基準
応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。
○　住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること
○　自らの資力では、住家の修理ができないこと
○　修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること

(2)　修理対象住宅の選定
修理対象者の選定は、前項の対象者の中から選定する。
なお、選定基準は、次のとおりとする。
○　生活保護法の被保護者並びに要保護者
○　特定の資産のない失業者
○　特定の資産のない寡婦、母子世帯
○　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
○　特定の資産のない勤労者
○　特定の資産のない小企業者
○　上記に準ずる経済的弱者

３　修理の実施
(1)　修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>費用の限度額、実施期間等は、災害救助法の基準（災害救助事務取扱要領）による。
（削除）

第 13 節　二次災害の防止対策
（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>第１　がけ地等の危険防止</td><td>情報整理班、土木班、土木支部班、県</td></tr><tr><td>第２　被災宅地の危険度判定</td><td>土木庶務班、土木班</td></tr><tr><td>第３　危険物施設等対策</td><td>消防班、施設管理者、県</td></tr><tr><td>第４　放射線災害対策</td><td>消防班、施設管理者</td></tr></table>
第１　がけ地等の危険防止
（略）
また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難指示を行う。

第２　被災宅地の危険度判定
土木庶務班及び土木班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、必要に応じて立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等の適切な対応を行う。
なお、施設等（公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設。）に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</td>
<td>（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(2) 修理の期間
応急修理は、原則として災害発生の日から１か月以内に完了する。

第 13 節　二次災害の防止対策
（略）
<table><tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>第１　がけ地等の危険防止</td><td>情報整理班、土木班、土木支部班、県</td></tr><tr><td>第２　被災宅地の危険度判定</td><td>土木庶務班、土木支部班</td></tr><tr><td>第３　危険物施設等対策</td><td>消防班、施設管理者、県</td></tr><tr><td>第４　放射線災害対策</td><td>消防班、施設管理者</td></tr></table>
第１　がけ地等の危険防止
（略）
また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難勧告又は指示を行う。

第２　被災宅地の危険度判定
土木庶務班及び土木支部班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等の適切な対応を行う。
建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

第３　危険物施設等対策

１　危険物施設等の保安監督の指導

（略）

２　避難及び立入制限

（略）

第４　放射線災害対策

１　施設の点検、応急措置

（略）

２　避難及び立入制限

（略）

第 14 節　応援協力・派遣要請

（略）

第１　自治体等に対する応援要請

１　県への応援要請

（略）

(1) 要請の手続き

知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項等を明らかにして実施する。

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の	○　災害の状況 ○　応援（応急措置の実施）を要請する理由	災害対策基本法第 68 条

現行

第３　危険物施設等対策

１　危険物施設等の保安監督の指導

（略）

２　避難及び立入制限

（略）

第４　放射線災害対策

１　施設の点検、応急措置

（略）

２　避難及び立入制限

（略）

第 14 節　応援協力・派遣要請

（略）

第１　自治体等に対する応援要請

１　県への応援要請

（略）

(1) 要請の手続き

知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項等を明らかにして実施する。

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の	○　災害の状況 ○　応援（応急措置の実施）を要請する理由	災害対策基本法第 68 条

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
実施の要請 ○　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容（必要とする応急措置内容） ○　その他必要な事項	実施の要請 ○　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容（必要とする応急措置内容） ○　その他必要な事項
(3) 応急対策職員派遣制度の活用 総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※1、対口支援チーム※2の支援が必要と認める場合は、県を通じ、支援チームの派遣を要請する。 ※１　災害マネジメントを支援するチーム ※２　避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム（原則として、１対１で被災市区町村に割り当てられる。）	（新規）
２　県内市町村との相互応援要請 （略） (1)～(2)（略）	**２　県内市町村との相互応援要請** （略） (1)～(2)（略）
３　指定地方行政機関等への応援要請 （略） (1) 要請の手続き 知事にあっせんを求める場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2)（略）	**３　指定地方行政機関等への応援要請** （略） (1) 要請の手続き 知事にあっせんを求める場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2)（略）
４　県外市町村への協力要請 （略）	**４　県外市町村への協力要請** （略）
５　応援隊の受入れ・活動支援 （略）	**５　応援隊の受入れ・活動支援** （略）
６　広域避難	（新設）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 県内広域避難 災害により被災した市民を県内他市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。 (2) 県外広域避難 災害により被災した市民を県外に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 (3) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域避難を終了する場合も同様とする。 (4) 避難者の受け入れ 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 (5) 広域避難者への支援 ① 住宅等の滞在施設の提供 県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。 ② 被災者への情報提供等 市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報	（新規）

修正案	現行
提供に努める。 所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。	
7　広域一時滞在	6　広域一時滞在
(1) 県内広域一時滞在 災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。	(1) 協議の実施 災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。
(2) 県外広域一時滞在 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。	（新規）
(3) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。	(2) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。
（削除）	(3) 県外広域一時滞在 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。
(4) 避難者の受け入れ 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	(4) 避難者の受け入れ 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設を提供する。 （新規）
第２　放送局への放送協力要請	第２　放送局への放送協力要請

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

（略）

第３　消防の広域応援要請

（略）

１　千葉県広域消防相互応援協定

(1)～(3)（略）

２　千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援

(1)～(3)（略）

３　千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援

(1)～(2)（略）

４　その他の広域消防応援活動

（略）

第４　上水道・下水道の相互応援

１　上水道事業の相互応援

（略）

(1)～(2)（略）

２　下水道の相互応援

（略）

第５　自衛隊への災害派遣要請

（略）

１　要請手続き

（略）

■知事への要請

要請依頼者	市　長		
要　請　先	千葉県防災危機管理部防災対策課	電話番号	043-223-2175

現行

（略）

第３　消防の広域応援要請

（略）

１　千葉県広域消防相互応援協定

(1)～(3)（略）

２　千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援

(1)～(3)（略）

３　千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援

(1)～(2)（略）

４　その他の広域消防応援活動

（略）

第４　上水道・下水道の相互応援

１　上水道事業の相互応援

（略）

(1)～(2)（略）

２　下水道の相互応援

（略）

第５　自衛隊への災害派遣要請

（略）

１　要請手続き

（略）

■知事への要請

要請依頼者	市　長		
要　請　先	千葉県防災危機管理部危機管理課	電話番号	043-223-2175

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

要　請　者	千葉県知事
要請伝達法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
要 請 内 容	○　災害の情況及び派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域 ○　活動内容 ○　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等、その他参考となるべき事項

※資料編　自衛隊災害派遣要請依頼書の様式

■自衛隊への要請

区　　分	あ て 先	所　　在
陸上自衛隊に対するもの	高射学校長	〒264－8501　千葉市若葉区若松町902
	第１空挺団長	〒274－8577　船橋市薬円台３-20-１
	第１ヘリコプター団長	〒292－8510　木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270－2288　松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238－0046　横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒277－8661　柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294－8501　館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令	〒350－1394　狭山市稲荷山２-３

現行

要　請　者	千葉県知事
要請伝達法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
要 請 内 容	○　災害の情況及び派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域 ○　活動内容 ○　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等、その他参考となるべき事項

※資料編　自衛隊災害派遣要請依頼書の様式

■自衛隊への要請

区　　分	あ て 先	所　　在
陸上自衛隊に対するもの	高射学校長	〒264－8501　千葉市若葉区若松町902
	第１空挺団長	〒274－8577　船橋市薬円台３-20-１
	第１ヘリコプター団長	〒292－8510　木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270－2288　松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238－0046　横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒277－8661　柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294－8501　館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	第４補給処木更津支処長	〒292－0061　木更津市岩根１-４-１

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

■緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者 時間内（8:00～17:00）	連絡責任者 時間外	電話番号（ ）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	海上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
県外	航空自衛隊	中部航空方面隊（入間基地）（狭山）	防衛部運用課災害派遣担当	当直幕僚	狭山 042-593-6131 内線 2233, 2263(2204)	
	海上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2　災害派遣部隊の受入れ体制

（略）

現行

■緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者 時間内（8:00～17:00）	連絡責任者 時間外	電話番号（ ）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	海上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	航空自衛隊	第４補給処木更津支処	総務課企画班長	基地当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303(225)	638-721 当)638-724
県外	陸上自衛隊	第１師団司令部（練馬）	第３部防衛班長	司令部当直長	東京 03-3933-1161 内線 238, 239(207)	
		第１師団第１飛行隊（立川）	運用訓練幹部	駐屯地当直司令	立川 042-524-9321 内線 553(302)	
	海上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2　災害派遣部隊の受入れ体制

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

３　撤収要請

（略）

４　災害派遣部隊の活動範囲

（略）

項　　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行い、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水の支援	被災者に対し、給食及び給水を実施する。

現行

３　撤収要請

（略）

４　災害派遣部隊の活動範囲

（略）

項　　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
（削除）	（削除）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
（削除）	（削除）
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

５　経費の負担区分

（略）

■経費の負担範囲

（表略）

第６　民間団体等への協力要請

（略）

１　協力を要請する業務

災害時に君津市赤十字奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

（表略）

２　協力要請の方法

現行

（新設）	（新設）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 （ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救援が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

５　経費の負担区分

（略）

■経費の負担範囲

（表略）

第６　民間団体等への協力要請

（略）

１　協力を要請する業務

災害時に日赤奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

（表略）

２　協力要請の方法

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） (1)～(2)（略） 第７　ボランティアの受入れ （略） １　活動拠点 福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、保健福祉センターふれあい館のボランティアセンターに、市災害ボランティアセンターを設置する。 市災害ボランティアセンターは、次のことを行う。 ○　災害情報の把握 ○　ボランティアニーズの把握 ○　災害ボランティアの募集、受付 ○　災害ボランティア活動の情報発信 ○　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応 ○　ボランティア活動保険の加入手続き ○　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理 ○　災害ボランティア活動に必要な移動支援 ○　君津市災害対策本部との以下の情報共有 ①　被災情報・避難所等に関する情報 ②　インフラ等の復旧計画・復旧情報 ③　ボランティアによる支援活動の状況 ④　その他、災害ボランティア活動に必要となる情報 ○　関係機関・団体との連絡・調整・仲介等 ○　その他、センターの活動に必要な業務 なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求	（略） (1)～(2)（略） 第７　ボランティアの受入れ （略） １　活動拠点 福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアへの対応を行う。 福祉救護班は、市社会福祉協議会と協力して、保健福祉センターふれあい館に設置されているボランティアセンターをボランティアの活動拠点として提供し、次のことを行う。 ○　ボランティアの受付・登録 ○　ボランティア保険への加入手続き ○　ボランティア間の交流及び情報交換 （新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

する。

2　ボランティアの活動の内容

（略）

区　　分	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	○　被災宅地の危険度判定 ○　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○　被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○　福祉（手話通訳、介護士） ○　無線（アマチュア無線技士） ○　特殊車両操作（大型重機等） ○　通訳（外国語） ○　災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務）
一般ボランティア	○　救助物資等の整理、仕分け、配分 ○　避難所の運営補助 ○　炊き出し、食料等の配布 ○　清掃、がれきの片づけ等 ○　避難行動要支援者の介護、生活支援 ○　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○　その他危険のない軽作業

3　ボランティアへの協力要請

（略）

活動分野	個　人　・　団　体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課

現行

2　ボランティアの活動の内容

（略）

区　　分	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○　被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○　福祉（手話通訳、介護士） ○　無線（アマチュア無線技士） ○　特殊車両操作（大型重機等） ○　通訳（外国語） ○　災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務）
一般ボランティア	○　救助物資の整理、仕分け、配分 ○　避難所の運営補助 ○　炊き出し ○　清掃 ○　避難行動要支援者の介護、生活支援 ○　その他危険のない軽作業

3　ボランティアへの協力要請

（略）

活動分野	個　人　・　団　体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

4　ボランティアへの活動支援

(1)～(2)　(略)

第 15 節　生活関連施設等の応急対策

(表略)

第１　道路、橋梁

(略)

１　災害時の市道の応急措置

(1)～(2)　(略)

２　応急復旧対策

(略)

第２　河川、内排水施設

１　応急排水

(略)

２　応急復旧

(略)

第３　鉄道・バス

１　鉄道

現行

被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

4　ボランティアへの活動支援

(1)～(2)　(略)

第 15 節　生活関連施設等の応急対策

(表略)

第１　道路、橋梁

(略)

１　災害時の市道の応急措置

(1)～(2)　(略)

２　応急復旧対策

(略)

第２　河川、内排水施設

１　応急排水

(略)

２　応急復旧

(略)

第３　鉄道・バス

１　鉄道

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） (1) （略） (2) 乗客の避難誘導の実施 ① 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難指示等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 ②（略）	（略） (1) （略） (2) 乗客の避難誘導の実施 ① 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。 ②（略）
２　バス・タクシー （略）	**２　バス・タクシー** （略）
第４　ライフライン施設	**第４　ライフライン施設**
１　上・下水道施設 (1)～(2) （略）	**１　上・下水道施設** (1)～(2) （略）
２　電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 (1) 危険予防措置 災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防等から要請があった場合等は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。 なお、浸水により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、市及び関係機関に連絡する。 (2) 広報 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、ＰＲ車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知	**２　電力施設** 東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 （新規） （新規） また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するととも

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
徹底し、事故防止に努める。 （削除） ■災害時における電気に関する広報事項 ○　無断昇柱、無断工事をしないこと。 ○　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにＰＧコンタクトセンターへ通報すること。 ○　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 ○　浸水、雨漏りなどにより冠水した損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 ○　屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。 ○　その他事故防止のための留意すべき事項。 (3) 応急復旧 市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ①「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」 ※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定 ②「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」 ※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定 ③「災害時における電源車の配備に関する覚書」 ※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備につい	に、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ①～③（略） ■災害時における電気に関する広報事項 ○　切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ○　使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと ○　外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ○　電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること ○　建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこととし、使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること （新規）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
て規定	
３　ガス施設	３　ガス施設
(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保 東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。	(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保 東京ガス株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。
(2) (略)	(2) (略)
４　通信施設	４　通信施設
(1) (略)	(1) (略)
(2) 広報活動の実施	(2) 広報活動の実施
■電話に関する広報事項 (略)	■電話に関する広報事項 (略)
５　郵便	５　郵便
(略)	(略)
第５　その他公共施設	第５　その他公共施設
(略)	(略)
第 16 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策	第 16 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策
(表略)	(表略)
第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応	第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応
在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。	在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画（平成 21 年度）に定める。
１　避難行動要支援者支援担当の設置	１　避難行動要支援者支援担当の設置
(略)	(略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
２　避難行動要支援者の安全確保	２　避難行動要支援者の安全確保
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
３　避難所等での支援	３　避難所等での支援
(1) 避難所における対策	(1) 避難所における対策
■避難所における要配慮者への支援	■避難所における要配慮者への支援
（表略）	（表略）
(2)～(3)（略）	(2)～(3)（略）
４　被災した在宅避難行動要支援者への支援	４　被災した在宅避難行動要支援者への支援
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
５　仮設住宅での支援	５　仮設住宅での支援
（略）	（略）
第２　社会福祉施設入所者への対策	第２　社会福祉施設入所者への対策
１　災害発生時の安全確保	１　災害発生時の安全確保
（略）	（略）
２　施設における生活の確保	２　施設における生活の確保
（略）	（略）
第３　外国人への対応	第３　外国人への対応
１　外国人への広報	１　外国人への広報
（略）	（略）
２　外国人への援助	２　外国人への援助
（略）	（略）
第 17 節　帰宅困難者支援対策	第 17 節　帰宅困難者支援対策
（略）	（略）
第１　市の支援	第１　市の支援

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
１　平時の対応 （略） ■市の行う帰宅困難者支援対策 （表略） ２　一時滞在施設の開設及び誘導 （略） 第２　施設管理者による対応 （略） 第 18 節　保育対策・教育対策 （略） 第１　応急保育 １　事前措置 （略） ２　災害発生直後の体制 （略） ３　応急保育の実施 （略） ４　認定こども園及び幼稚園における措置 （略） 第２　応急教育 １　災害発生前及び発生直後の措置 (1)～(2)（略） ２　応急教育の実施	１　平時の対応 （略） ■市の行う帰宅困難者支援対策 （表略） ２　一時滞在施設の開設及び誘導 （略） 第２　施設管理者による対応 （略） 第 18 節　保育対策・教育対策 （略） 第１　応急保育 １　事前措置 （略） ２　災害発生直後の体制 （略） ３　応急保育の実施 （略） ４　認定こども園及び幼稚園における措置 （略） 第２　応急教育 １　災害発生前及び発生直後の措置 (1)～(2)（略） ２　応急教育の実施

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

(1) 被害調査

■応急教育のための場所

(表略)

(2)～(3) (略)

３　教材・学用品の調達及び支給

(1)～(3) (略)

４　その他の留意事項

(1)～(5) (略)

第３　文化財の保護

(略)

第 19 節　災害救助法の適用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用基準	(削除)
第２　滅失（り災）世帯の算定基準	(削除)
第３　災害救助法の適用手続き	計画分析班
第４　救助業務の実施者	計画分析班、各班

第１　災害救助法の適用基準

(削除)

現行

(1) 被害調査

■応急教育のための場所

(表略)

(2)～(3) (略)

３　教材・学用品の調達及び支給

(1)～(3) (略)

４　その他の留意事項

(1)～(5) (略)

第３　文化財の保護

(略)

第 19 節　災害救助法の適用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用基準	―
第２　滅失（り災）世帯の算定基準	―
第３　災害救助法の適用手続き	計画分析班
第４　救助業務の実施者	計画分析班

第１　災害救助法の適用基準

適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号の規定によるが、君津市における具体的適用基準は、次のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市　80 以上	第１条第１項第１号
県内の住家が減失（り災）した世帯の数	県　2,500 以上	第１条第１項第２号
そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市　40 以上	

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td>県内の住家が減失（り災）した世帯の数</td><td>12,000 以上</td><td rowspan="2">第１条第１項第３号</td></tr>
<tr><td>そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数</td><td>多　　数</td></tr>
<tr><td>多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</td><td>知事が決定し内閣総理大臣に報告</td><td>第１条第１項第４号</td></tr>
</table>
※　第１条第１項第４号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用されるが、本市で考えられる事例には、次のようなものがあげられる。
○　列車事故あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
○　有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
○　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
○　その他被災者が現に救助を要する状態にある場合
</td></tr>
<tr><td>１　災害が発生した場合
県の人口が 300 万人以上で、市の人口が５万人以上 10 万人未満の区分に属する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合、知事によって災害救助法が適用される。
(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が 80 世帯以上に達する場合
(2) 県内の滅失世帯の数が 2,500 世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が 40 世帯以上に達する場合
(3) 県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情（被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 **② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。**	
２ 災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするとき。	（新規）
第２ 滅失（り災）世帯の算定基準 １ 滅失（り災）世帯の算定 （略） ２ 滅失（り災）等の認定 災害に係る住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。 （削除）	第２ 滅失（り災）世帯の算定基準 １ 滅失（り災）世帯の算定 （略） ２ 滅失（り災）等の認定 滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。 ■住家被害程度の認定基準

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>被害の区分</th><th>認　定　の　基　準</th></tr>
<tr><td>住家の全壊
全焼
流失</td><td>「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものを言う。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</td></tr>
<tr><td>住家の半壊
半焼</td><td>「半壊」とは、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</td></tr>
<tr><td>住家の床上浸水
土砂の堆積等</td><td>「全壊」及び「半壊」に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
※　「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
第３　災害救助法の適用手続き	第３　災害救助法の適用手続き
１　災害救助法の適用要請	１　災害救助法の適用要請
災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。実務は、計画分析班が当たる。	災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。又は、災害救助法施行細則第５条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告する。実務は、計画分析班が当たる。
○　災害の原因 ○　災害発生の日時 ○　災害が発生した場所又は地域 ○　被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。） ○　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況、主な応急措置の実施状況、その他必要事項） ○　災害による住民等の避難の状況 ○　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○　その他必要事項	○　災害発生の日時及び場所 ○　災害の原因及び被害の状況 ○　適用の要否 ○　既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置 ○　その他必要な事項
２　適用要請の特例	２　適用要請の特例
災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するものとする。	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。
第４　救助業務の実施者	第４　救助業務の実施者
１　救助業務の実施者	１　救助業務の実施者
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
また、知事は、災害の発生と同時に迅速に救助を実施しなくてはならないため、災害救助法第30条第１項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第30条第２項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。 ■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 （表略） その他の災害救助は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）の定めにより行う。 **２　各種帳簿の作成** （略） **第20節　石油コンビナート地帯等産業災害応急対策** （略）	また、知事は、救助は災害の発生と同時に迅速に実施しなくてはならないため、災害救助法第30条第１項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第30条第２項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。 ■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 （表略） その他の災害救助は、「災害救助の実務」を参考の上、市地域防災計画の定めにより行う。 **２　各種帳簿の作成** （略） **第20節　石油コンビナート地帯等産業災害応急対策** （略）

第３章　災害復旧計画

修正案

節	項　　目	担　　当
1	公共施設の災害復旧	各部
2	民生安定計画	各部
3	経済秩序安定計画	財政部、福祉部、健康こども部、経済環境部
4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
5	復興計画	建設部

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

（略）

第２　災害復旧事業の種類

（略）

第３　激甚災害の指定促進措置

（略）

第４　局地激甚災害の指定促進措置

（略）

第５　緊急災害査定の促進

（略）

第６　資金計画

１　激甚法に基づく財政援助等

（略）

現行

節	項　　目	担　　当
1	公共施設の災害復旧	各部
2	民生安定計画	総務部、保健福祉部、経済部、建設部、郵便事業者
3	経済秩序安定計画	財政部、保健福祉部、経済部
4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
5	復興計画	建設部

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

（略）

第２　災害復旧事業の種類

（略）

第３　激甚災害の指定促進措置

（略）

第４　局地激甚災害の指定促進措置

（略）

第５　緊急災害査定の促進

（略）

第６　資金計画

１　激甚法に基づく財政援助等

（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ こども園災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 特定私立稚園災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成 ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	(2) 農林水産業に関する特別の助成 ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成 ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	(3) 中小企業に関する特別の助成 ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
(4) その他の財政援助及び助成	(4) その他の財政援助及び助成

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（表略）	（表略）
２　その他の法律による財政援助	２　その他の法律による財政援助
（略）	（略）
■その他の法律等による財政援助等	■その他の法律等による財政援助等
（表略）	（表略）
第２節　民生安定計画	第２節　民生安定計画
（略）	（略）
第１　住宅の確保	第１　住宅の確保
１　計画目標	１　計画目標
（略）	（略）
２　対策	２　対策
（略）	（略）
３　住宅の建設等	３　住宅の建設等
（略）	（略）
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）
第２　雇用機会の確保	第２　雇用機会の確保
１　計画目標	１　計画目標
（略）	（略）
２　対策	２　対策
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
第３　義援金の受付及び配分	第３　義援金の受付及び配分
（略）	（略）
１　義援金の受付と保管	１　義援金の受付と保管
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
２　義援金の配分 （略） ３　義援金の支給 （略） 第４　郵政事業の特例措置 （略） (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2)　（略） （削除） (3) 災害時における窓口業務の維持 (4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。 第５　その他の生活確保 １　労働局 (1)～(3)（略） ２　日本放送協会 災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を	２　義援金の配分 （略） ３　義援金の支給 （略） 第４　郵政事業の特例措置 （略） (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災一世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付局は、集配支店とする。 (2)　（略） (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受支店はすべての支店（簡易郵便局を含む。）とする。 (4) 災害時における窓口業務の維持 (5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。 第５　その他の生活確保 １　労働局 (1)～(3)（略） ２　日本放送協会 災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
得て実施する。	得て実施する
第６　被災者に関する支援の情報の提供等	（新規）
市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。	
第３節　経済秩序安定計画	第３節　経済秩序安定計画
（略）	（略）
第１　金融措置	第１　金融措置
１　租税の徴収猶予及び減免	１　租税の徴収猶予及び減免
（略）	（略）
２　国民年金保険料の免除	２　国民年金保険料の免除
（略）	（略）
３　介護保険料の徴収猶予及び減免	３　介護保険料の徴収猶予及び減免
（略）	（略）
４　保育園等徴収金の免除	４　保育園等徴収金の免除
（表略）	（表略）
５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等	５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等
（略）	（略）
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）
６　災害見舞金等の支給	６　災害見舞金等の支給
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

7　被災者生活再建支援制度

（略）

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④ 上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害

⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口 10 万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

■対象世帯別支給限度額

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①+②）
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円

現行

7　被災者生活再建支援制度

（略）

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合

① 市内で災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害

② 市内で 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

③ 県内で 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

④ 市内で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内で上記①又は②に係る被害が発生した自然災害（人口 10 万人未満に限る）

⑤ ①、②、③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口 10 万人未満に限る）

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

■対象世帯別支給限度額

	定 額（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①+②）
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

		住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯 50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯 25 万円	25 万円

（略）

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①+②）
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	75 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯 37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯 18.75 万円	18.75 万円

現行

		住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円
大規模半壊世	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯 50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯 25 万円	25 万円

（略）

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	定 額（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①+②）
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 50 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 7.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯 75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	75 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯 37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯 18.75 万円	18.75 万円

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
(2) 被災者生活再建支援法人の指定 (略) (3) 支援金支給手続き 市は、提出された支給申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県へ提出する。 (略) (4) り災証明書の交付 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後、早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。 (5) 千葉県被災者生活再建支援事業 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件の下、千葉県被災者生活再建支援事業により支援金を支給する。 市が支給手続きを行い（県から市への補助方式：補助率8/10）、支給額は、(1)と同等とする。	(2) 被災者生活再建支援法人の指定 (略) (3) 支援金支給手続き 支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上県へ提出する。 (略) (4) り災証明書の交付 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。 (新規)
第２　公的資金による融資 (略) **１　災害援護資金の貸付** (略) (1)～(5) (略) **２　生活福祉資金** (1)～(5) (略) **３　母子・父子福祉資金** (略) **４　寡婦福祉資金** (略)	**第２　公的資金による融資** (略) **１　災害援護資金の貸付** (略) (1)～(5) (略) **２　生活福祉資金** (1)～(5) (略) **３　母子・父子福祉資金** (略) **４　寡婦福祉資金** (略)

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
５　中小企業への融資 （略） （1）経営安定資金の融資 ①（略） ②　一般枠 ア～オ（略） オ　融資利率 年1.1%～1.4%（融資期間により異なる） ③（略） ６　農林漁業者への融資 （略） ○　天災資金　○　県単農業災害対策資金 ○　県単漁業災害対策資金　○　日本政策金融公庫資金 第３　流通機能回復 （略） １　商品の確保 （略） ２　消費者情報の提供 （略） 第４　生活相談の実施 （略） 第４節　生活関連施設等の復旧計画 （略） 第１　水道施設	５　中小企業への融資 （略） （1）経営安定資金の融資 ①（略） ②　一般枠 ア～オ（略） オ　融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる） ③（略） ６　農林漁業者への融資 （略） ○　天災資金　○　県単農業災害資金 ○　県漁業災害対策資金　○　日本政策金融公庫資金 第３　流通機能回復 （略） １　商品の確保 （略） ２　消費者情報の提供 （略） 第４　生活相談の実施 （略） 第４節　生活関連施設等の復旧計画 （略） 第１　水道施設

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略）	（略）
１　復旧対策	１　復旧対策
（略）	（略）
２　漏水防止対策	２　漏水防止対策
（略）	（略）
第２　下水道施設	第２　下水道施設
（略）	（略）
第３　電力施設	第３　電力施設
（略）	（略）
第４　ガス施設	第４　ガス施設
（略）	（略）
１　復旧計画の策定	１　復旧計画の策定
（略）	（略）
２　復旧措置に関する広報	２　復旧措置に関する広報
（略）	（略）
３　復旧作業	３　復旧作業
(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）
第５　通信施設	第５　通信施設
１　東日本電信電話㈱における復旧の順位	１　復旧の順位

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

<table>
<tr><th>修正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。
（削除）</td><td>災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。
<table>
<tr><th>順　位</th><th colspan="3">復 旧 回 線</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第１順位</td><td colspan="2">電話サービス</td><td>①　重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各１回線以上
②　交換局所（無人局を含む。）に公衆電話１個以上
③　ZC 以下の基幹回線の 10%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">電報サービス</td><td>電報中継回線１回線以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専用線サービス等</td><td>専用回線</td><td>①　重要通信を確保する機関（第１順位）の専用回線各１回線以上
②　テレビジョン放送中継回線１回線（片方向）以上</td></tr>
<tr><td>国際通信事業者回線</td><td>対地別専用線の 10%以上</td></tr>
<tr><td>国内通信事業者回線</td><td>対地別専用線の 10%以上</td></tr>
<tr><td>社内専用線</td><td>第１順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</td></tr>
<tr><td colspan="2">パケット交換サービス</td><td>①　重要通信を確保する機関（第１順位）の当該回線各１回線以上
②　第１順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合デジタル通信サービス</td><td>①　重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業ごとに１契約回線以上
②　ZC 以下の基幹回線の 10%以上</td></tr>
<tr><td>第２順位</td><td colspan="2">電話サービス</td><td>①　重要通信を確保する機関（第２順位）の加入電話回線各１回線以上
②　人口１千人当たり公衆電話１個以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案

順　位	重要通信を確保する機関 (契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。

※電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

第６　道路施設

（略）

１　道路施設の復旧

現行

	専用線サービス等	重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上
	パケット交換サービス	①　重要通信を確保する機関（第２順位）の当該回線各１回線以上 ②　第２順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス	①　重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、事業所ごとに１契約回線以上 ②　ZC 以下の基幹回線の 10%以上
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

順　位	重要通信を確保する機関 (契約約款に基づく。)
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

（新規）

第６　道路施設

（略）

１　道路施設の復旧

君津市地域防災計画案【風水害編】新旧対照表

修正案	現行
（略） 第５節　復興計画 （略） 第１　改良復旧 第２　復興計画の策定 １　復興計画の策定 （略） ２　復興都市計画原案等の事前審議制度 （略）	（略） 第５節　復興計画 （略） 第１　改良復旧 第２　復興計画の策定 １　復興計画の策定 （略） ２　復興都市計画原案等の事前審議制度 （略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第１章　震災予防計画

最新案

第１節　防災体制の確立

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災組織の整備	各部各課、各事業所
第２　防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　震災知識の普及	総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育部学校教育課、消防本部・消防署

第１　防災組織の整備

１　君津市

(1) 防災体制の整備

プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、災害対応業務のデジタル化を進めるなど、体制を整備する。

市の各部各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。

また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 業務継続計画の策定

現行

第１節　防災体制の確立

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災組織の整備	各部各課、各事業所
第２　防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　震災知識の普及	総務部危機管理課、保健福祉部保育課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署

第１　防災組織の整備

１　君津市

(1) 防災体制の整備

発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、体制を整備する。

市の各部各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。

また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 業務継続計画の策定

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

（略）

２　防災関係機関

（略）

３　自主防災組織等

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

なお、自主防災組織の活動形態及び組織の状況は次のとおりである。

■自主防災組織の活動形態

平常時	（略）
災害時	○　出火防止及び初期消火の実施 ○　地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○　救出救護の実施及び協力

現行

（略）

２　防災関係機関

（略）

３　自主防災組織等

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

なお、自主防災組織の活動形態及び組織の状況は次のとおりである。

■自主防災組織の活動形態

平常時	（略）
発災時	○　出火防止及び初期消火の実施 ○　地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○　救出救護の実施及び協力

最新案	現行
○　集団避難の実施 ○　避難所の運営	○　集団避難の実施 ○　避難所の運営
(2)　要配者の支援体制の充実 危機管理課、公共施設マネジメント課、市民活動支援課、厚生課、こども政策課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の要配者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。	(2)　避難行動要支援者の支援体制の充実 危機管理課、公共施設マネジメント課、市民生活課、厚生課、子育て支援課、高齢者支援課及び障害福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。
４　事業所	**４　事業所**
(1)～(3)　(略)	(1)～(3)　(略)
第２　防災訓練の充実	**第２　防災訓練の充実**
危機管理課、消防本部・消防署は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。	危機管理課、消防本部・消防署は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。
１　総合防災訓練	**１　総合防災訓練**
(略)	(略)
(1)～(2)　(略)	(1)～(2)　(略)
(3)　参加機関	(3)　参加機関

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等	市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等
(4) (略)	(4) (略)
2　地域別防災訓練	**2　地域別防災訓練**
(略)	(略)
3　職員の情報伝達訓練	**3　職員の情報伝達訓練**
(略)	(略)
4　無線通信訓練	**4　無線通信訓練**
(略)	(略)
(1) 実施方法	(1) 実施方法
(略) 【災害対応型訓練】 ○　災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難指示等伝達訓練	(略) 【発災対応型訓練】 ○　災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難勧告等伝達訓練
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
5　小・中学校等の防災訓練	**5　小・中学校等の防災訓練**
各小・中学校等では、教育委員会（教育部）の指導のもとに年２回以上訓練を行う。	各小・中学校等では、教育委員会の指導のもとに年２回以上訓練を行う。
(略)	(略)
第３　震災知識の普及	**第３　震災知識の普及**
1　市民への震災知識の普及	**1　市民への震災知識の普及**
(1) 多様な媒体の活用による震災知識の普及 地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、	(1) 多様な媒体の活用による震災知識の普及 地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、

最新案

財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に的確に行動がとれるようにすることが必要である。

このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、地震ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体や専門家の知見を用いて震災知識の普及と啓発に努める。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

■広報媒体と内容

媒　体	対　象	内　　容
広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ◇通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、

現行

財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に的確に行動がとれるようにすることが必要である。

このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、地震ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体を用いて震災知識の普及と啓発に努める。

（新規）

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

■広報媒体と内容

媒　体	対　象	内　　容
広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 （新規） （新規） ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、

最新案

		要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ◇水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ◇帰宅困難者の心得 ◇救助救護の方法 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇ハザードマップ ◇飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ◇家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 ◇発生した災害の情報及び市の対応　他

(2)～(4)（略）

2　市職員等に対する震災知識の普及と防災行動力の向上

（略）

第２節　地盤災害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　土砂災害の防止	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・農林土木課・建築課、消防本部・消防署、県
第２　液状化対策	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築課・かずさ水道広域連合企業団、防災関係機関
第３　地盤沈下の防止	県

現行

		要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ◇水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ◇帰宅困難者の心得 ◇救助救護の方法 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇ハザードマップ （新規） （新規） ◇発災した災害の情報及び市の対応　他

(2)～(4)（略）

2　市職員等に対する震災知識の普及と防災行動力の向上

（略）

第２節　地盤災害予防計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　土砂災害の防止	総務部危機管理課、経済部農林整備課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築指導課、消防本部・消防署、県
第２　液状化対策	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・建築指導課・かずさ水道広域連合企業団、防災関係機関

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
第４　地籍調査の推進　建設部管理課	第３　地盤沈下の防止　県 第４　地籍調査の推進　建設部管理課
第１　土砂災害の防止	**第１　土砂災害の防止**
１　危険箇所の調査把握	**１　危険箇所の調査把握**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 土砂災害警戒区域等の公表・周知 危機管理課、管理課、道路維持課及び道路整備課は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、あわせて一般への周知に努める。 県は、土砂災害が発生した場合、建築物の破損や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」と指定している。 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 （削除）	(2) 土砂災害危険箇所の公表・周知 危機管理課、管理課、道路維持課及び道路整備課は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、あわせて一般への周知に努める。 県は、土砂災害が発生した場合、建築物の破損や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」と指定している。 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 また、土砂災害警戒区域等の指定がされてない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に応じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。
(3) がけ近接危険住宅への防災知識の普及 建築課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。 ※資料編　土砂災害危険箇所一覧	(3) がけ近接危険住宅への防災知識の普及 建築指導課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。 ※資料編　土砂災害危険箇所一覧
(4)（略）	(4)（略）
２　急傾斜地崩壊対策	**２　急傾斜地崩壊対策**
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(4) 情報の伝達 危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難指示等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。	(4) 情報の伝達 危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難勧告及び避難指示(緊急)等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。
(5) (略)	(5) (略)
3　土石流対策	**3　土石流対策**
(略)	(略)
4　山地災害対策	**4　山地災害対策**
(略)	(略)
5　宅地造成地災害対策	**5　ひさい宅地造成地災害対策**
宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発事業指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。	宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。
6　ため池等災害対策	**6　ため池等災害対策**
(1) 県は、市(農林土木課)と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。	(1) 県は、市(農林整備課)と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。
(2) 県は、防災重点農業用ため池について浸水想定区域図を作成し、市は市民への周知を行う。	(2) 県は、防災重点農業用ため池について浸水想定区域図を作成し、市は市民への周知を行う。
(3) 市は防災重点農業用ため池の管理者と連携し、ため池決壊の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。	(3) 市は防災重点農業用ため池の管理者と連携し、ため池決壊の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。
7　孤立化対策	**7　孤立化対策**
(略)	(略)
第2　液状化対策	**第2　液状化対策**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

市（管理課・道路維持課・道路整備課）、かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合及び防災関係機関は、市の地盤特性から液状化現象の発生が予想される地域にあっては、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下など液状化による被害を未然に防止するため、過去の地震等の教訓をいかし、所有・管理する建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策に努める。

建築課は、地域の地盤特性に関する情報や液状化防止に関する技術情報等について、千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」等を活用したパンフレットの作成・配布等を検討し、建築物の液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第３　地盤沈下の防止

（略）

第４　地籍調査の推進

（略）

第３節　防災都市づくり計画

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震火災の防止、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化など災害に強いまちづくりを推進する。特に、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら、密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

項　　目	担　　当
第１　出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所
第２　初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団
第４　建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・建築課、教育部生涯学習文化課

現行

市（管理課・道路維持課・道路整備課）、かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合及び防災関係機関は、市の地盤特性から液状化現象の発生が予想される地域にあっては、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下など液状化による被害を未然に防止するため、過去の地震等の教訓をいかし、所有・管理する建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策に努める。

建築指導課は、地域の地盤特性に関する情報や液状化防止に関する技術情報等について、千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」等を活用したパンフレットの作成・配布等を検討し、建築物の液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第３　地盤沈下の防止

（略）

第４　地籍調査の推進

（略）

第３節　防災都市づくり計画

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震火災の防止、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化など災害に強いまちづくりを推進する。特に、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら、密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

項　　目	担　　当
第１　出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所
第２　初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団
第４　建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・建築指導課、教育委員会生涯学習文化課

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

第５　防災空間の保全・確保	建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課・農林土木課
第６　市街地の整備	建設部建設計画課・公園緑地課
第７　建築物等の耐震対策	総務部危機管理課、建設部建築課
第８　ライフライン等の耐震対策	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、各事業者
第９　道路及び交通施設の安全化	建設部管理課・道路維持課・道路整備課、道路管理者、鉄道事業者
第 10　危険物施設等の安全化	消防本部・消防署

第１　出火の防止

１　一般家庭に対する指導

（略）

２　住宅用防災警報器設置の遵守

（略）

３　防災・防火管理体制の強化

消防法により防火管理者、防災管理者の選任義務のある施設に対し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備または避難上必要な施設の維持管理について指導する。

また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、災害時には連携した対応がとれるよう指導する。

４　立入検査の強化指導

（略）

５　化学薬品等の出火防止

現行

第５　防災空間の保全・確保	経済部農林整備課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課・公園緑地課
第６　市街地の整備	建設部建設計画課・公園緑地課
第７　建築物等の耐震対策	総務部危機管理課、建設部建築指導課・住宅営繕課
第８　ライフライン等の耐震対策	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、各事業者
第９　道路及び交通施設の安全化	建設部管理課・道路維持課・道路整備課、道路管理者、鉄道事業者
第 10　危険物施設等の安全化	消防本部・消防署

第１　出火の防止

１　一般家庭に対する指導

（略）

２　住宅用防災警報器設置の遵守

（略）

３　防災・防火管理体制の強化

消防法により防火管理者、防災管理者の選任義務のある施設に対し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備または避難上必要な施設の維持管理について指導する。

また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、発災時には連携した対応がとれるよう指導する。

４　立入検査の強化指導

（略）

５　化学薬品等の出火防止

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
６　消防同意制度の活用	６　消防同意制度の活用
（略）	（略）
７　火災予防についての啓発	７　火災予防についての啓発
（略）	（略）
８　石油コンビナートの事故防止対策	８　石油コンビナートの事故防止対策
（略）	（略）
第２　初期消火	第２　初期消火
（略）	（略）
第３　延焼拡大の防止	第３　延焼拡大の防止
１　常備消防の強化	１　常備消防の強化
（略）	（略）
２　消防団の強化	２　消防団の強化
（略）	（略）
３　消防水利の整備	３　消防水利の整備
（略）	（略）
４　空中消火基地の維持	４　空中消火基地の維持
災害時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、林野火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。 また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。	発災時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、山林火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。 また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。
５　広域消防応援体制への対応	５　広域消防応援体制への対応

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
第４　建築物不燃化の促進	第４　建築物不燃化の促進
１　防火、準防火地域の指定	１　防火、準防火地域の指定
（略）	（略）
２　屋根不燃化区域の指定	２　屋根不燃化区域の指定
建築課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。	建築指導課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。
３　文化財の防火対策	３　文化財の防火対策
（略）	（略）
第５　防災空間の保全・確保	第５　防災空間の保全・確保
１　農地・林地の保全	１　農地・林地の保全
市街地内に残存する農地・緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、建設計画課、公園緑地課は、各種優遇制度の活用や適正な土地利用を促すなどして、防災空間としての農地・緑地の保全を図る。 また、農林土木課は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	市街地内に残存する農地・林地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、農林整備課は、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行うなどして、防災空間としての農地・林地の保全を図る。 また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。
２　都市公園の整備	２　都市公園の整備
（略）	（略）
３　道路の整備	３　道路の整備
（略）	（略）
第６　市街地の整備	第６　市街地の整備
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
第７　建築物等の耐震対策 １　「君津市耐震改修促進計画」の推進 （略） ２　ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進 (1) ブロック塀等の安全対策 建築課は、小中学校・保育園等の通学路に面した、また、避難所周辺区域のブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものについては、所有者に対して、生け垣、フェンス等への転換促進など改善指導を徹底する。 (2) 落下物防止対策 建築課は、「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、専門知識の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。 ３　建築物等の安全対策の啓発 建築課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。 ４　家具・大型家電の転倒防止 （略）	第７　建築物等の耐震対策 １　「君津市耐震改修促進計画」の推進 （略） ２　ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進 (1) ブロック塀等の安全対策 建築指導課は、小中学校・保育園等の通学路に面した、また、避難所周辺区域のブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものについては、所有者に対して、生け垣、フェンス等への転換促進など改善指導を徹底する。 (2) 落下物防止対策 建築指導課は、「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、専門知識の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。 ３　建築物等の安全対策の啓発 建築指導課、住宅営繕課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。 ４　家具・大型家電の転倒防止 （略）
第８　ライフライン等の耐震対策 （略） １　水道施設	第８　ライフライン等の耐震対策 （略） １　水道施設

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

（略）

２　下水道施設

（略）

３　電力施設

（略）

４　ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設の耐震性の向上及び安全性を確保するとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、緊急遮断弁の設置、保安用電力の確保等を進め、二次災害の防止を図る。

５　通信施設

（略）

第９　道路及び交通施設の安全化

（略）

第 10　危険物施設等の安全化

１　危険物施設等の保安監督の指導

（略）

第４節　防災施設・救援救護体制整備計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災拠点の整備	総務部危機管理課
第２　備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済環境部経済振興課
第３　消防設備等の整備	消防本部・消防署
第４　水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、消

現行

（略）

２　下水道施設

（略）

３　電力施設

（略）

４　ガス施設

東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設の耐震性の向上及び安全性を確保するとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、緊急遮断弁の設置、保安用電力の確保等を進め、二次災害の防止を図る。

５　通信施設

（略）

第９　道路及び交通施設の安全化

（略）

第 10　危険物施設等の安全化

１　危険物施設等の保安監督の指導

（略）

第４節　防災施設・救援救護体制整備計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　防災拠点の整備	総務部危機管理課
第２　備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済部経済振興課
第３　消防設備等の整備	消防本部・消防署
第４　水防用資機材の整	総務部危機管理課、建設部管理課・道路維持課、

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

備	防本部・消防署
第５　給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
第６　救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども政策課・保育課、消防本部・消防署
第７　応急医療体制の整備	健康こども部健康づくり課
第８　避難施設の整備	総務部危機管理課
第９　安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民生活部市民活動支援課、建設部建築課、消防本部・消防署、消防団
第 10　陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画調整課、経済環境部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第 12　防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課
第 13　帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第 14　燃料対策	総務部管財課、経済環境部環境グリーン推進課

第１　防災拠点の整備

（略）

第２　備蓄体制の整備

（略）

１　備蓄品の整備

危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。また、君津市への影響が大きく、３０年以内の発生確率が高い千葉県北西部直下地震が発生した際の避難者数（７日間累計値）等を基準に以下の備蓄に努める。

現行

備	消防本部・消防署
第５　給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
第６　救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課、消防本部・消防署
第７　応急医療体制の整備	保健福祉部健康づくり課
第８　避難施設の整備	総務部危機管理課
第９　安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民環境部市民生活課、建設部建築指導課、消防本部・消防署、消防団
第 10　陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画課、経済部経済振興課、建設部管理課・道路維持課・道路整備課
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第 12　防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部政策推進課、保健福祉部厚生課
第 13　帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第 14　燃料対策	総務部管財課、市民環境部環境保全課

第１　防災拠点の整備

（略）

第２　備蓄体制の整備

（略）

１　備蓄品の整備

危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。

（削除）

■品目ごとの備蓄目標

品　目	計算式	目標量	備　考
食料（一般向け）	44,265 人 × 70%×3 食 × 0.733	68,200 食	3～69 歳人口比 73.3% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
食料（要配慮者）	44,265 人 × 70%×3 食 × 0.267	24,900 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者の人口比 26.7% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
飲料水	44,265 人 × 70%×3ℓ	93,000ℓ	１日につき 500ml ペットボトル 6 本 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
毛布	44,265 人 × 50%×1 枚	22,200 枚	避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
簡易トイレ	61 避難所×4 基	250 基	スフィア基準（20 人当たり 1 基かつ男女比 1:3（最低 4 基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算

現行

また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。

なお、「平成 24 年度君津市防災アセスメント調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は 42,800 人と想定されており、千葉県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の３日分を目標として以下の備蓄に努める。

■品目ごとの備蓄目標

品　目	計算式	目標量	備　考
食料（一般向け）	4.28 万人 × 70%×2 食×3 日×0.79	142,000 食	3～69 歳人口比 79% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
食料（要配慮者）	4.28 万人 × 70%×2 食×3 日×0.21	37,700 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者の人口比 21% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
飲料水	4.28 万人 × 70%×1ℓ×3 日	89,900ℓ	１日につき 500ml ペットボトル 2 本 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
毛布	4.28 万人 × 50%×1 枚	21,400 枚	避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
トイレ	4.28 万人 ÷60×0.954	680 基	簡易トイレを 60 人につき 1 基

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

トイレ用消臭袋・凝固剤	8,742 人×5 回	43,800 枚 43,800 個	1 日 5 回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算
生理用品	44,265 人 × 50%×6 枚 × 0.048125	6,400 枚	12～51 歳女性の人口比 19.25%÷4 ≒4.8125%相当 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（乳幼児）	44,265 人 × 50%×6 枚 × 0.023	3,100 枚	0～3 歳人口比 2.3% 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）	44,265 人 × 50%×2 枚 × 0.0209	1,000 枚	要介護 3 以上人口比 2.09% おむつ 1 日につき 2 枚 パッド 1 日につき 6 枚（セット） 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
尿取りパッド（大人）	44,265 人 × 50%×6 枚 × 0.0209	2,800 枚	

〈参考〉

ブルーシート（防水シート）	44,265 人 ÷ 300×50 枚	7,400 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

※目標量は、百の位未満を切り上げて処理（簡易トイレは十の位未満を切り上げ）。

※備蓄品について、網羅的に記載したものではない。

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

現行

（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
生理用品	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.054	20,800 枚	12～51 歳女性の人口比 21.4%÷4 ≒5.4%相当 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（乳幼児）	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.028	10,800 枚	0～3 歳人口比 2.8% 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）パンツ	4.28 万人 × 50%×2 枚×3 日×0.012	1,500 枚	要介護 3 以上人口比 1.2% パンツ 1 日につき 2 枚 パット 1 日につき 6 枚（セット） 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ（大人）尿漏れパット	4.28 万人 × 50%×6 枚×3 日×0.012	4,600 枚	

〈参考〉

ブルーシート（防水シート）	4.28 万人 ÷ 300×50 枚	7,100 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

（新規）

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
２　備蓄庫等の整備 （略） ３　緊急調達体制の整備 危機管理課及び経済振興課は、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。 さらに、「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、備蓄等の活用を図る。 また、各家庭及び事業所においては、最低３日、推奨１週間の食料等の備蓄を奨励する。 ※資料編　災害協定一覧 第３　消防設備等の整備 （略） 第４　水防用資機材の整備 （略） 第５　給水体制の整備 （略） １　貯水槽、震災対策用井戸の整備・指定 （略） ２　ろ過浄水機等給水用資機材の配備 （略） ３　給水用資機材の整備 （略） ４　協力体制の整備 危機管理課は、市民・自治会役員・自主防災組織・消防団等に対して、貯水及	２　備蓄庫等の整備 （略） ３　緊急調達体制の整備 危機管理課及び経済振興課は、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。 さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。 また、各家庭及び事業所においては、最低３日、推奨１週間の食料等の備蓄を奨励する。 ※資料編　災害協定一覧 第３　消防設備等の整備 （略） 第４　水防用資機材の整備 （略） 第５　給水体制の整備 （略） １　貯水槽、震災対策用井戸の整備・指定 （略） ２　ろ過浄水機等給水用資機材の配備 （略） ３　給水用資機材の整備 （略） ４　協力体制の整備 危機管理課は、市民・自治会役員・自主防災組織・消防団等に対して、貯水及

最新案	現行
び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。 特に、各家庭においては、次のような飲料水、生活用水の備蓄を奨励する。 ○　家族数にあわせて、最低１人１日３ℓの飲料水を、最低３日、推奨１週間分備えておく （日頃、こまめに取り替える）。 ○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。 また、市はかずさ水道広域連合企業団と協力し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合と協力体制を確立し、災害時応急給水に対応する。	び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。 特に、各家庭においては、次のような飲料水、生活用水の備蓄を奨励する。 ○　家族数にあわせて、最低１人１日３ℓの飲料水を、３～５日分18ℓのポリタンクの容器に備えておく （日頃、こまめに取り替える）。 ○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用でるようにしておく。 また、市はかずさ水道広域連合企業団と協力し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合と協力体制を確立し、災害時応急給水に対応する。
第６　救急・救助体制の整備	**第６　救急・救助体制の整備**
１　救急・救助体制の整備 （略）	**１　救急・救助体制の整備** （略）
２　消防団の応急救護活動能力向上の推進 （略）	**２　消防団の応急救護活動能力向上の推進** （略）
３　市民指導の推進 （略）	**３　市民指導の推進** （略）
４　要配慮者に対する救護体制の整備 危機管理課、企画調整課、厚生課、こども政策課、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。	**４　避難行動要支援者に対する救護体制の整備** 危機管理課、政策推進課、厚生課、子育て支援課、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
第７　応急医療体制の整備 （略） 第８　避難施設の整備 １　避難場所等の指定、整備 危機管理課は、災害対策基本法第 49 条の４～８により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「指定緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。加えて、市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと及び指定避難所の場所、収容人数等について、日頃から周知徹底に努めるものとする。 なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は取り消しを行うときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市管理施設を除く）の同意を得るとともに、県知事への通知及び公示を行う。 また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、千葉県防災会議「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」、千葉県「災害時における避難所運営の手引き」に留意して避難場所の環境整備、備蓄品及び避難所運営マニュアルの整備等を推進する。 ○　避難所の開設が予定される施設の耐震化及び液状化対策を実施するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模となるよう整備に努める。 ○　避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。	第７　応急医療体制の整備 （略） 第８　避難施設の整備 １　避難場所等の指定、整備 危機管理課は、災害対策基本法第 49 条の４～８により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から周知徹底に努めるものとする。 （新規） 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は取り消しを行うときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市管理施設を除く）の同意を得るとともに、県知事への通知及び公示を行う。 また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、千葉県防災会議「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」、千葉県「災害時における避難所運営の手引き」に留意して避難場所の環境整備、備蓄品及び避難所運営マニュアルの整備等を推進する。 ○　避難所の開設が予定される施設の耐震化及び液状化対策を実施するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模となるよう整備に努める。 ○　避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
○　上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、エネルギーの多様化に努める。 ○　避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 ○　避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ○　避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 ○　福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 ○　女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 ○　感染症対策（新型コロナウイルス感染症を含む）に配慮した避難所運営マニュアルの見直し、研修等に努める。	○　上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、エネルギーの多様化に努める。 ○　避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 ○　避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ○　避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 （新規） ○　女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。 ○　感染症対策（新型コロナウイルス感染症を含む）に配慮した避難所運営マニュアルの見直し、研修等に努める。
２　避難所予定施設の鍵の保管等 （略）	**２　避難所予定施設の鍵の保管等** （略）
第９　安全な避難の確保	**第９　安全な避難の確保**
１　避難路及び避難場所の周知 （略）	**１　避難路及び避難場所の周知** （略）
２　標識等の整備 (1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民活動支援課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。 (2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示	**２　標識等の整備** (1) 避難場所周辺の安全性確保 危機管理課及び市民生活課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。 (2) 誘導標識等の整備 危機管理課及び市民生活課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識

最新案	現行
標識の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。 (3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民活動支援課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。 **３　避難誘導体制の整備** 危機管理課、市民活動支援課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。 **４　避難道路の安全化** 危機管理課、建築課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。 ■災害時の避難誘導体制の概念	の維持管理を行うとともに、障害者、子ども、外国人への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。 (3) 避難場所案内図の整備 危機管理課及び市民生活課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。 **３　避難誘導体制の整備** 危機管理課、市民生活課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。 **４　避難道路の安全化** 危機管理課、建築指導課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。 ■災害時の避難誘導体制の概念

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

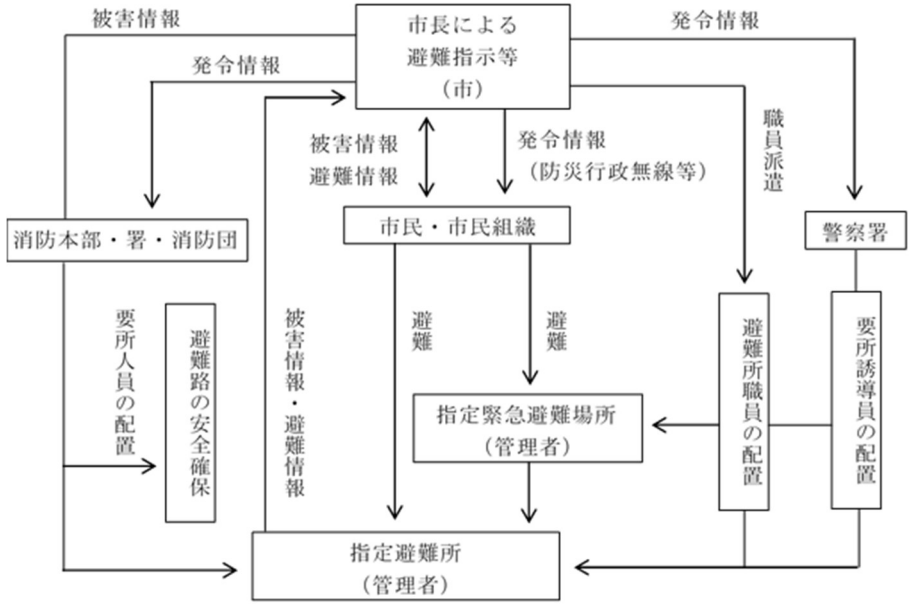

第 10　陸上緊急輸送の環境整備

1　緊急輸送道路の整備

管理課、道路維持課及び道路整備課は、緊急輸送道路として指定した市道の必要な維持補修を進め、迅速かつ適切な緊急輸送体制の確保に努める。

■緊急輸送道路（市道）

- ○　市道伽藍・大和田線（中野～大和田）
- ○　市道外箕輪・人見線（中野～人見）
- ○　市道北子安・貞元線（北子安～貞元）
- ○　市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）
- ○　市道君津駅前線（中野～下湯江）
- ○　市道中野・坂田線（中野～坂田）
- ○　市道久保山・久保線（陽光台～久保）
- ○　市道君津・清和線（中野～内箕輪）
- ○　市道六手・貞元線（六手～貞元）

2　集積場所・輸送拠点の指定

現行

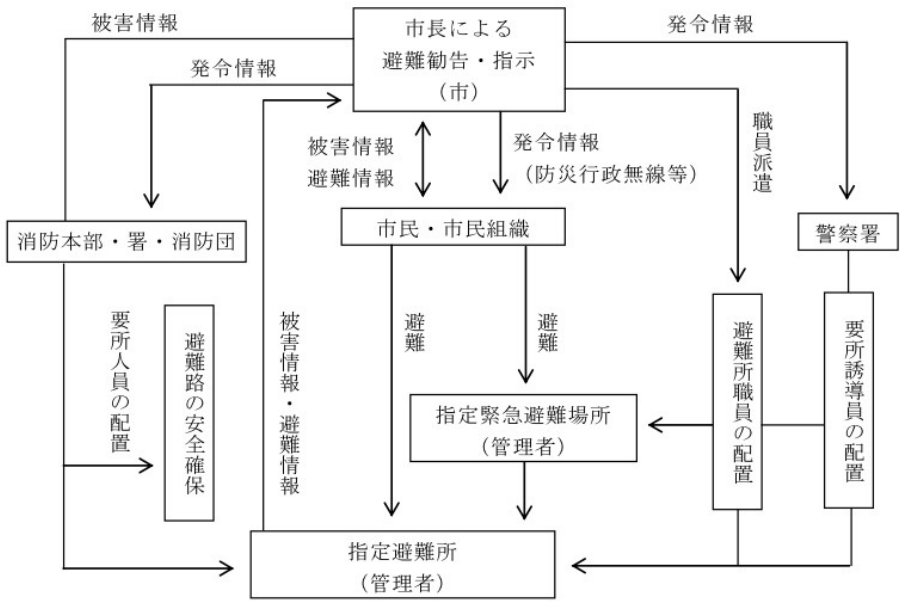

第 10　陸上緊急輸送の環境整備

1　緊急輸送道路の整備

管理課、道路維持課及び道路整備課は、緊急輸送道路として指定した市道の必要な維持補修を進め、迅速かつ適切な緊急輸送体制の確保に努める。

■緊急輸送道路（市道）

- ○　市道伽藍大和田線（中野～大和田）
- ○　市道外箕輪人見線（中野～人見）
- ○　市道北子安貞元線（北子安～貞元）
- ○　市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）
- ○　市道君津駅前線（中野～下湯江）
- ○　市道中野坂田線（中野～坂田）
- ○　市道久保山久保線（陽光台～久保）
- ○　市道君津清和線（中野～内箕輪）
- ○　市道六手貞元線（六手～貞元）

2　集積場所・輸送拠点の指定

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
３　民間との協定締結の推進	３　民間との協定締結の推進
管財課・企画調整課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。	管財課・企画課・管理課・道路維持課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保
（略）	（略）
第 12　防災ボランティア活動の環境整備	第 12　防災ボランティア活動の環境整備
１　ボランティア受入れ体制の整備	１　ボランティア受入れ体制の整備
企画調整課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。	政策推進課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。
２　ボランティアの防災対応力の向上	２　ボランティアの防災対応力の向上
危機管理課、企画調整課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。	危機管理課、政策推進課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。
３　ボランティア活動の普及・啓発	３　ボランティア活動の普及・啓発
危機管理課及び企画調整課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 また、「防災とボランティアの日」（１月 17 日）、「防災とボランティア週間」（１月 15 日から 21 日まで）、「防災の日」（９月１日）、「防災週間」（８月 30 日	危機管理課及び政策推進課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 また、「防災とボランティアの日」（１月 17 日）、「防災とボランティア週間」（１月 15 日から 21 日まで）、「防災の日」（９月１日）、「防災週間」（８月 30 日

最新案	現行
から９月５日まで）の諸行事を通じ、市民のボランティア意識の醸成等を図る。	から９月５日まで）の諸行事を通じ、市民のボランティア意識の醸成等を図る。
第 13　帰宅困難者対策の推進 （略）	第 13　帰宅困難者対策の推進 （略）
第 14　燃料対策 １　燃料供給体制の整備 （略） ２　省エネルギー・太陽光発電等の推進 環境グリーン推進課は、大震災時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。 施設管理担当課は、新たに建設する公共施設に対し、財政負担の最適化を考慮のうえ、可能な限り太陽光発電システム等の導入に努める・ 新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。	第 14　燃料対策 １　燃料供給体制の整備 （略） ２　省エネルギー・太陽光発電等の推進 環境保全課は、大震災時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。 施設管理担当課は、新たに建設する公共施設に対し、財政負担の最適化を考慮のうえ、可能な限り太陽光発電システム等の導入に努める・ 新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。
第５節　津波災害予防計画	第５節　津波災害予防計画
本市の北西地域は東京湾に面しており、津波発生時による被害を受けやすい地理的環境にある。 今後、1854 年の安政東海地震以来の地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震が発生した場合ばかりでなく、遠隔地の地震が発生した場合においても、津波の来襲が懸念される。 とくに東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、県と連携して、津波災害の防止を図	本市の北西地域は東京湾に面しており、津波発生時による被害を受けやすい地理的環境にある。 今後、1854 年の安政東海地震以来の地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震が発生した場合ばかりでなく、遠隔地の地震が発生した場合においても、津波の来襲が懸念される。 とくに東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、県と連携して、津波災害の防止を図

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

るため事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。

津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

また、市は、本計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

項　　目	担　　当
第１　津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県
第２　津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者

第１　津波防災施設の整備

（略）

第２　津波に対する自衛体制の確立

１　津波情報受伝達対策の推進

（略）

２　市民等への情報伝達体制の確立

（略）

(1) 防災行政無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、危機管理課は、今後ともその拡充、更新を進めるとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(2)～(3)（略）

現行

るため事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。

（新規）

項　　目	担　　当
第１　津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県
第２　津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者

第１　津波防災施設の整備

（略）

第２　津波に対する自衛体制の確立

１　津波情報受伝達対策の推進

（略）

２　市民等への情報伝達体制の確立

（略）

(1) 防災行政無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示（緊急）等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、危機管理課は、今後ともその拡充、更新を進めるとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(2)～(3)（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
３　津波避難体制の確立	**３　津波避難体制の確立**
(1) 市の避難指示の体制整備 危機管理課は、消防本部・消防署と連携して、気象庁が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、早期に避難指示ができる組織体制を確立する。	(1) 市の避難勧告・避難指示（緊急）の体制整備 危機管理課は、消防本部・消防署と連携して、気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、早期に避難勧告・避難指示（緊急）ができる組織体制を確立する。
■避難指示に当たっての留意事項	■避難勧告・避難指示（緊急）に当たっての留意事項
○　強い地震（震度５強以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、臨海部にいる者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。 ○　地震発生後、気象庁より大津波警報、津波警報が発表されたときには、市長は、臨海部にある者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報・警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。	○　強い地震（震度５強以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、臨海部にいる者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。 ○　地震発生後、気象庁より大津波警報、津波警報が発表されたときには、市長は、臨海部にある者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報・警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。
(2)～(3)（略）	(2)～(3)（略）
(4) 津波防災訓練の実施 危機管理課は、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。 訓練の実施に際しては、特に要介護者 、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣の市民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていく。 なお、津波防災訓練は津波防災の日（11 月５日）に実施するものとする。	(4) 津波防災訓練の実施 危機管理課は、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。 訓練の実施に際しては、特に高齢者 、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣の市民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていく。 なお、津波防災訓練は津波防災の日（11 月５日）に実施するものとする。
４　津波広報、教育、訓練の実施	**４　津波広報、教育、訓練の実施**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
第６節　情報連絡体制・確保計画	第６節　情報連絡体制・確保計画
（略）	（略）
第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備	第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備
（略）	（略）
第２　警察通信施設使用への備え	第２　警察通信施設使用への備え
（略）	（略）
第３　災害通信施設の整備等	第３　災害通信施設の整備等
（略）	（略）
第４　非常通信体制の整備強化	第４　非常通信体制の整備強化
（略）	（略）
第５　その他の通信手段の活用	第５　その他の通信手段の活用
１　アマチュア無線の活用	１　アマチュア無線の活用
（略）	（略）
２　その他通信網の確保	２　その他通信網の確保
危機管理課は、安心・安全メール、ＳＮＳ等、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。	危機管理課は、防災情報メール、安心・安全メールの登録推進及び緊急速報メール（エリアメール）活用呼びかけなどを通じて、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。
（略）	（略）
第７節　要配慮者の安全確保対策	第７節　要配慮者の安全確保対策
近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震	近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障害者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

項　　目	担　　当
第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課
第２　福祉施設における防災対策	各施設管理者
第３　外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課
第４　災害遺児対策	健康こども部こども政策課・保育課

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応

危機管理課、厚生課、こども家庭センター、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。

なお、災害対策基本法第 49 条の 10～12、第 50 条及び第 56 条並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。

避難支援等関係者の範囲	（削除） ○　自治会、自主防災組織　　○　消防団 ○　民生委員・児童委員　　○　君津市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会） ○　警察署　　○　君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第１章第３に定める。
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。
名簿作成に必要	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画_第２章２

現行

災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

項　　目	担　　当
第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、保健福祉部厚生課・子育て支援課・保育課・高齢者支援課・障害福祉課
第２　福祉施設における防災対策	各施設管理者
第３　外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画課、政策推進課、公共施設マネジメント課
第４　災害遺児対策	保健福祉部子育て支援課・保育課

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応

危機管理課、厚生課、子育て支援課、保育課、高齢者支援課及び障害福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。

なお、災害対策基本法第 49 条の 10～12、第 50 条及び第 56 条並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。

避難支援等関係者の範囲	君津市避難行動要支援者避難支援計画第３章第２に定める。 ○　自治会、自主防災組織　　○　消防団 ○　民生委員・児童委員　　○　社会福祉協議会等の関係機関・団体 （追加）
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な高齢者及び障害者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者
名簿作成に必要	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
な個人情報及び入手方法	（1）に定める。 ○　行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○　民生委員・児童委員等の収集情報を活用	な個人情報及び入手方法	第１に定める。 ○　行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○　民生委員・児童委員等の収集情報を活用
名簿の提供、更新	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第２章２及び３に定める	名簿の提供、更新	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・第２に定める。 ○　避難支援等関係者への名簿の提供を同意する方に対し、同意申請書の提出を求める。 ○　自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、把握する要支援者に登録申請を働きかける。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	本項１の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画第２章４に定める。 ○　名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実かつ速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。	名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	本項１の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画・第２章・第３～第４に定める。 ○　名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実かつ速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。
避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の７に定める。	避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の６に定める。
避難支援等関係者の安全措置	本項の２に定める。	避難支援等関係者の安全措置	本項の２に定める。

１　避難行動要支援者の把握

災害による犠牲者となりやすい要介護者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えておく。

なお、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等

１　避難行動要支援者の把握

災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えておく。

その際、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第 49 条の 10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握に努める。	日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第 49 条の 10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握しておく。
(2) （略）	(2) （略）
２　支援体制の整備	**２　支援体制の整備**
（略）	（略）
３　個別避難計画の策定	**（新規）**
(1) 個別避難計画の作成	
ア　作成に係る方針及び体制等	
個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成する。	
イ　個別避難計画の記載事項	
個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。	
①　避難支援等を行う地域支援者（複数名）	
②　災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域）	
③　避難支援等の方法や避難経路、避難場所	
④　避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）	
⑤　本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）	
⑥　その他避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項	
ウ　個別避難計画のバックアップ	
庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、地域支援者、避難支援等関係者が適	

最新案	現行
正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。 エ　個別避難計画情報の適正管理 国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」 の遵守を徹底する。 (2) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供 個別避難計画は市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有する。 (3) 個別避難計画の更新 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を考慮し、適宜、個別避難計画を更新する。 (4) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に 実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。	
4　防災設備等の整備 （略）	**3　防災設備等の整備** （略）
5　避難施設等の整備 （略）	**4　避難施設等の整備** （略）
6　防災知識の普及、防災訓練の充実 （略）	**5　防災知識の普及、防災訓練の充実** （略）
7　避難指示等の情報伝達	**6　避難指示（緊急）等の情報伝達**
要介護者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図れるようにしておく。	高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図れるようにしておく。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
8　避難計画 （略） (1) 避難誘導 ①～④　（略） ⑤　要介護者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。 (2) （略） (3) 避難後の対応 要介護者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第２章 第７節 第４の３参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。 応急仮設住宅への入居については、要介護者・障害者等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。	7　避難計画 （略） (1)～(3) （略） ①～④　（略） ⑤　高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。 (2) （略） (3) 避難後の対応 高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第２章 第７節 第４の３参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。 また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。
第２　福祉施設における防災対策 １　施設の安全対策 （略） ２　組織体制の整備 （略） ３　防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にと	第２　福祉施設における防災対策 １　施設の安全対策 （略） ２　組織体制の整備 （略） ３　防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にと

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的に実施する。 また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。	るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的に実施する。 また、施設職員や入所者が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
４　土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	**４　土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置**
（略）	（略）
(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達 市は、土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下避難行動要支援者及び要配慮者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が災害時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 情報伝達系統図は以下のとおりとし、防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心安全メール、ＳＮＳ等を用いて、情報を伝達する。	(1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達 市は、土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下避難行動要支援者及び要配慮者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が災害時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。 情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、ＦＡＸ、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を用いて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告情報などの防災情報を伝達する。
（略）	（略）
第３　外国人に対する対策	**第３　外国人に対する対策**
１　防災知識の普及・防災訓練の充実	**１　防災知識の普及・防災訓練の充実**
危機管理課、企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。 ○　多言語による広報の充実 ○　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○　外国人を含めた防災訓練・防災教育 ○　翻訳機器の配置やアプリの活用など	危機管理課、企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。 ○　多言語による広報の充実 ○　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ○　外国人を含めた防災訓練・防災教育
２　避難場所等における対応	**２　避難場所等における対応**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。 （略） 第４　災害遺児対策 こども家庭センターは、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。 第８節　調査研究計画 （略）	企画課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力について関係団体と連携しておく。 （略） 第４　災害遺児対策 子育て支援課、保育課は、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。 第８節　調査研究計画 （略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第２章　震災応急対策計画

最新案

第１節　災害応急活動体制

（略）

第１　職員の動員・配備

■配備基準

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
警戒体制	第1配備	1　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき。 【自動配備】	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、農林土木課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所
	第2配備	1　市役所に設置されている震度計が５弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５弱と発表したとき。 【自動配備】 2　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3　市域の震度が４以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき。	第１配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等１名以上の職員

現行

第１節　災害応急活動体制

（略）

第１　職員の動員・配備

■配備基準

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
警戒体制	第1配備	1　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき 【自動配備】	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所
	第2配備	1　市役所に設置されている震度計が５弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５弱と発表したとき 【自動配備】 2　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき 【自動配備】 3　上記１において、市域の震度が４以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき	第１配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び各課１名以上の職員

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
災害対策本部体制	第3配備	1　市役所に設置されている震度計が５強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５強と発表したとき。 【自動配備】 2　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3　地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 4　市内で長周期地震動の階級３が観測されたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第４配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
	第4配備	1　市役所に設置されている震度計が６弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６弱と発表したとき。 【自動配備】 2　地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 3　市内で長周期地震動の階級４が観測されたとき。	第３配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
	第5配備	1　市役所に設置されている震度計が６強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６強以上と発表したとき。	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全　員

現行

配備体制		配備時期	配備の内容	配備職員
災害対策本部体制	第3配備	1　市役所に設置されている震度計が５強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５強と発表したとき 【自動配備】 2　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき 【自動配備】 3　地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき (新規)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第４配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
	第4配備	1　市役所に設置されている震度計が６弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６弱と発表したとき 【自動配備】 2　地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき (新規)	第３配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第5配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
	第5配備	1　市役所に設置されている震度計が６強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６強以上と発表したとき	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全　員

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
【自動配備】 ２　市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。	【自動配備】 ２　市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき
※配備時期については、各項目のいずれかの場合とする。	（新規）
１　配備体制 （略）	１　配備体制 （略）
２　動員・配備の方法 (1)（略） (2) 動員による参集 （略）	２　動員・配備の方法 (1)（略） (2) 動員による参集 （略）
■動員の経路	■動員の経路
【勤務時間内】 ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。 ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）を開催する。 ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 ↓ ○　人事班（人事課長）から、各部主管課長へ動員配備を指示する。 ↓ ○　各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する。 ↓ ○　各部内各課長等から各班員へ動員配備を指示する。	【勤務時間内】 ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）を開催する ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する ↓ ○　人事班（職員課長）から、各部主管課長へ動員配備を指示する ↓ ○　各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する ↓ ○　各部内各課長等から各班員へ動員配備を指示する
【勤務時間外】 ○　守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する。 ↓ ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。	【勤務時間外】 ○　守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する ↓ ○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
↓ ○　総務部長は、内容により協議の必要を認めたときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する。 ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）を開催する。 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。 ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。 ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。 ↓ ○　人事班（人事課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する。 ↓ ○　各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する。 【職員動員連絡網により参集する場合】 ○　各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う。	↓ ○　総務部長は、内容により協議の必要を認めたときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する ↓ ○　本部員会議（関係部長会議）を開催する 招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する ↓ ○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等） ↓ ○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（職員課長）へ指示する ↓ ○　人事班（職員課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する ↓ ○　各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する 【職員動員連絡網により参集する場合】 ○　各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う
3　各部の措置 （略）	**3　各部の措置** （略）
4　各部の留意事項 （略）	**4　各部の留意事項** （略）
5　職員動員の報告 各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（人事課長）に報告する。 報告を受けた人事班（人事課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。 ※資料編　君津市様式２　職員動員報告	**5　職員動員の報告** 各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（職員課長）に報告する。 報告を受けた人事班（職員課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。 ※資料編　君津市様式２　職員動員報告
6　夜間・休日等における留意事項 夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集が遅れ、迅速に所定の配備体制を確立することが困難な事態も予想される。こうした場合、参集職	**6　夜間・休日等における留意事項** 夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集が遅れ、迅速に所定の配備体制を確立することが困難な事態も予想される。こうした場合、参集職

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

員は、総務部長若しくは計画分析班（危機管理課長）の指示に基づき、所定の配備体制が確立するまで、おおむね次のような初期応急活動を行う。

本　　庁	○　防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　県及び防災関係機関との連絡 ○　配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　参集したその他の職員の指揮 ○　その他必要な事項
行政センター	○　広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　本庁及び各市民センター等との連絡 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　その他必要な事項

７　職員の服務

（略）

(1)～(2)（略）

第２　警戒体制

１　警戒体制の確立

地震時には、第２章第１節第１の配備基準に基づき必要な警戒体制を確立する。

現行

員は、総務部長若しくは計画分析班（危機管理課長）の指示に基づき、所定の配備体制が確立するまで、おおむね次のような初期応急活動を行う。

本　　庁	○　防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　県及び防災関係機関との連絡 ○　配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　参集したその他の職員の指揮 ○　その他必要な事項
行政センター	○　広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　本庁及び各センター等との連絡 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　その他必要な事項

７　職員の服務

（略）

(1)～(2)（略）

第２　警戒体制

１　警戒体制の確立

地震時には、次の基準に基づき必要な警戒体制を確立する。配備職員は配備基準のとおりとする。

○　市役所に設置されている震度計が５弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５弱と発表したとき　【自動配備】

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
	○　上記において、市域の震度が４以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき ○　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報又は「津波」の津波警報を発表したとき　【自動配備】 ○　［東海地震］ 　気象庁において、東海地震注意情報を発表したとき　【自動配備】
２　警戒体制の内容 （略）	２　警戒体制の内容 （略）
３　警戒体制における活動内容 （略）	３　警戒体制における活動内容 （略）
第３　災害対策本部体制	第３　災害対策本部体制
１　設置基準	１　設置基準
	○　市役所に設置されている震度計が５強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５強以上と発表したとき　【自動配備】 ○　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき　【自動配備】 ○　地震若しくは津波により局地的若しくは大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合等で、本部長（市長）が必要と認めたとき ○　気象庁において、東海地震予知情報が発表されたとき　【自動配備】
市長は、第２章第１節第１の配備基準により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 なお、市長が不在等の場合は、副市長又は危機管理監が代行する。	市長は、次の基準により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。配備職員は配備基準のとおりとする。 なお、市長が不在等の場合は、副市長又は危機管理監が代行する。
２　本部の設置 （略）	２　本部の設置 （略）
３　本部の廃止	３　本部の廃止

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略） **４　設置（又は廃止）の通知** （略） **５　組織・運営等** （略） (1)（略） (2) 本部の運営 ①　本部会議の開催 （略） ア　（略） イ　協議事項 本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。 ○　災害対策の基本方針に関すること ○　具体的な災害対策や活動体制に関すること ○　本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること ○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること （削除） ○　その他災害対策の重要事項に関すること （略）	（略） **４　設置（又は廃止）の通知** （略） **５　組織・運営等** （略） (1)（略） (2) 本部の運営 ①　本部会議の開催 （略） ア　（略） イ　協議事項 本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。 （新規） ○　本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること ○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること ○　災害対策経費の処理に関すること ○　災害救助法の適用の意見に関すること ○　その他災害対策の重要事項に関すること （略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

(3) 組織編成

(略)

(3) 組織編成

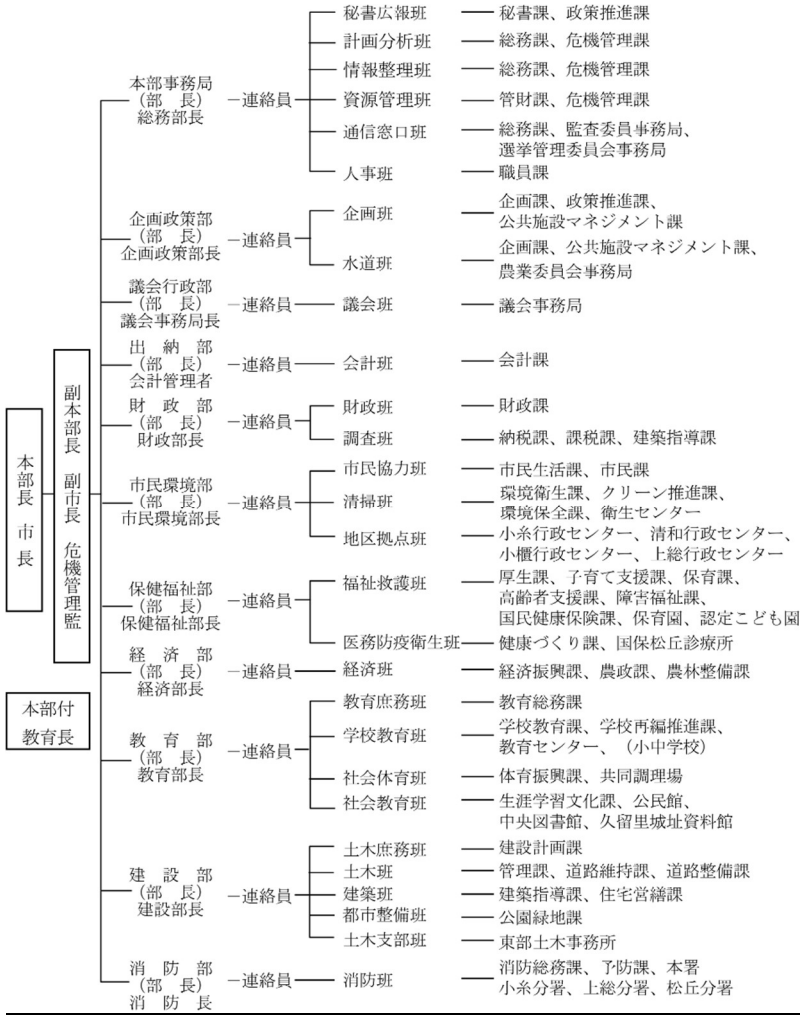

(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

(4) 本部事務分掌

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
本　部 事務局 (総務部) (企画政策部)	秘　書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)
	計　画 分析班	総務課 危機管理課	(1)　災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに本部会議の運営に関すること (2)　本部長からの指示事項・命令の伝達に関すること (3)　避難情報の発令に関すること (4)　自衛隊の派遣要請等応援要請に関すること (5)　自主防災組織への協力要請に関すること (6)　各部との連絡調整に関すること (7)　災害救助法等事務の総括に関すること
	情　報 整理班	危機管理課 ＤＸ推進課	(略)
	資　源 管理班	管財課 危機管理課	(削除) (1)　備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関すること (2)　災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関すること (3)　庁舎の警備に関すること
	通　信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)
	人事班	人事課	(略)

現行

(4) 本部事務分掌

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
本 部 事務局	秘　書 広報班	秘書課 政策推進課	(略)
	計　画 分析班	総務課 危機管理課	(1)　災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに本部会議の運営に関すること (2)　本部長からの指示事項・命令の伝達に関すること (3)　避難に関する発令に関すること (4)　自衛隊の派遣要請等応援要請に関すること (5)　自主防災組織への協力要請に関すること (6)　各部との連絡調整に関すること (7)　災害救助法等事務の総括に関すること
	情　報 整理班	総務課 危機管理課	(略)
	資　源 管理班	管財課 危機管理課	(1)　市有財産の被害調査に関すること (2)　備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関すること (3)　災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関すること (4)　庁舎の警備に関すること
	通　信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(略)
	人事班	職員課	(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

企　画 政策部 (農業委員会事務局)	企画班	企画調整課 公共施設マネジメント課	(略)
	水道班	企画調整課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局	(略)
議　会 行政部	議会班	議会事務局	(略)
出納部	会計班	会計課	(略)
財政部	財政班	財政課	(略)
	調査班	納税課 課税課 建築課	(略)
市　民 生活部	市民協力班	市民活動支援課 市民課 清和地区拠点施設整備推進室	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)
	地　区 拠点班	小糸地域市民センター 清和地域市民センター 小櫃地域市民センター 上総地域市民センター	(略)

現行

企　画 政策部	企画班	企画課 政策推進課 公共施設マネジメント課	(略)
	水道班	企画課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局	(略)
議　会 行政部	議会班	議会事務局	(略)
出納部	会計班	会計課	(略)
財政部	財政班	財政課	(略)
	調査班	納税課 課税課 建築指導課	(略)
市　民 環境部	市民協力班	市民生活課 市民課	(略)
	清掃班	環境衛生課 クリーン推進課 環境保全課 衛生センター	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 災害地のごみ収集に関すること (3) 災害地のし尿収集処理に関すること (4) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (5) 環境汚染の防止に関すること (6) ペット等動物対策に関すること
	地　区 拠点班	小糸行政センター 清和行政センター 小櫃行政センター 上総行政センター	(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
福祉部 (健康こども部) (市民生活部)	福　祉 救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 高齢者支援課 障害福祉課 介護保険課 こども政策課 こども家庭センター (こども家庭相談室) 保育課 保育園 認定こども園 国保年金課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関すること (削除) (3) 義援金の配分・支給に関すること (4) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (6) 遺体の収容及び処理に関すること (7) 災害時の応急保育に関すること (8) 避難行動要支援者に関すること (9) ボランティアに関すること	保　健 福祉部	福　祉 救護班 (避難行動要支援者班)	厚生課 子育て支援課 保育課 高齢者支援課 障害福祉課 国民健康保険課 保育園 認定こども園	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関すること (3) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (4) 義援金の配分・支給に関すること (5) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (6) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (7) 遺体の収容及び処理に関すること (8) 災害時の応急保育に関すること (9) 避難行動要支援者に関すること (10) ボランティアに関すること
健　康 こども部 (市民生活部)	医務防疫 衛生班	健康づくり課 こども家庭センター (すこやか親子推進室) 国保松丘診療所	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所（公共）の開設及び維持管理に関すること	保　健 福祉部	医務防疫 衛生班	健康づくり課 国保松丘診療所	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所の開設及び維持管理に関すること

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
経　済 環境部	経済班	経済振興課 農政課	（削除） (1) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (2) 観光施設の被害調査に関すること (3) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (4) 食料及び生活必需品の調達に関すること (5) 義援品及び救援物資の受入・管理に関すること (6) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (7) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること （削除） (8) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること	経済部	経済班	経済振興課 農政課 農林整備課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (3) 観光施設の被害調査に関すること (4) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (5) 生活必需品の調達、義援品及び救援物資の受入・管理に関すること (6) 食料の調達に関すること (7) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (8) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること (9) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること (10) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	清掃班	環境衛生課 環境保全課 環境ｸﾞﾘｰﾝ推進課	(1) 災害地のごみ収集に関すること (2) 災 害地のし尿収集処理に関すること (3) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (4) 環境汚染の防止に関すること (5) ペット等動物対策に関すること		（新規）	（新規）	（新規）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案				現行			
建設部	土　木 庶務班	建設計画課	（削除） (1) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (2) 被災宅地の危険度判定に関すること	建設部	土　木 庶務班	建設計画課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (3) 被災宅地の危険度判定に関すること
	土木班	管理課 道路維持課 道路整備課 農林土木課	(1) 道路（緊急輸送路の確保含む）、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) 緊急輸送路の確保に関すること (4) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (5) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (6) 宅地の危険度判定に関すること (7) 水防に関すること (8) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (9) 障害物の除去に関すること (10) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること		土木班	管理課 道路維持課 道路整備課	(1) 道路（緊急輸送路の確保含む）、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) 緊急輸送路の確保に関すること (4) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (5) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (6) 宅地の危険度判定に関すること (7) 水防に関すること (8) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (9) 障害物の除去に関すること （新規）
	建築班	公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 建築課	（略）		建築班	建築指導課 住宅営繕課	（略）
	都　市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること		都　市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること
	土　木 支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること （削除） (4) 水防に関すること (5) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (6) 障害物の除去に関すること		土　木 支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (4) 宅地の危険度判定に関すること (5) 水防に関すること (6) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (7) 障害物の除去に関すること

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

教育部 (健康こども部)	教　育 庶務班	教育総務課	(削除) (1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 教育関係施設の災害復旧に関すること
	学　校 教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター (小・中学校)	(略)
	社　会 体育班	スポーツ推進課 共同調理場	(略)
	社　会 教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(略)
消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(削除) (1) 消防活動に関すること (2) 救急・救助に関すること (3) 消防団員の動員に関すること (4) 行方不明者の捜索に関すること (5) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (6) 消防の相互応援に関すること (7) 気象情報の収集に関すること
各部・各班共通		各課等	(1) 職員の安否、参集状況、参集時の被害状況の報告に関すること (2) 所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること

※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務につ

現行

教育部	教　育 庶務班	教育総務課	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び本部事務局等への報告に関すること (2) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (3) 教育関係施設の災害復旧に関すること
	学　校 教育班	学校教育課 学校再編推進課 教育センター (小・中学校)	(略)
	社　会 体育班	体育振興課 共同調理場	(略)
	社　会 教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(略)
消防部	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 部に係る施設等の被害調査並びに事務事業の取りまとめ及び報告に関すること (2) 消防活動に関すること (3) 救急・救助に関すること (4) 消防団員の動員に関すること (5) 行方不明者の捜索に関すること (6) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (7) 消防の相互応援に関すること (8) 気象情報の収集に関すること

(新規)

最新案

いては、各部班等において、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること。

第２節　情報の収集・伝達計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関
第２　地震及び津波に関する情報の収集･伝達	情報整理班、消防班
第３　被害状況の収集・報告	各部各班
第４　市民等からの災害情報への対応	情報整理班
第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班

第１　情報連絡体制

１　災害時優先電話・連絡責任者の指定

(1)～(2)　（略）

２　本部連絡員の派遣

(1)～(2)　（略）

３　非常・緊急電報

（略）

(1)～(4)　（略）

４　有線通信が途絶した場合の措置

（略）

(1)～(2)　（略）

(3) 利用可能な無線網

（略）

現行

第２節　情報の収集・伝達計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関
第２　地震及び津波に関する情報の収集･伝達	情報整理班、消防班
第３　被害状況の収集・報告	各部各班
第４　市民等からの災害情報への対応	情報整理班
第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班、地区拠点班

第１　情報連絡体制

１　災害時優先電話・連絡責任者の指定

(1)～(2)　（略）

２　本部連絡員の派遣

(1)～(2)　（略）

３　非常・緊急電報

（略）

(1)～(4)　（略）

４　有線通信が途絶した場合の措置

（略）

(1)～(2)　（略）

(3) 利用可能な無線網

（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

■通信連絡系統

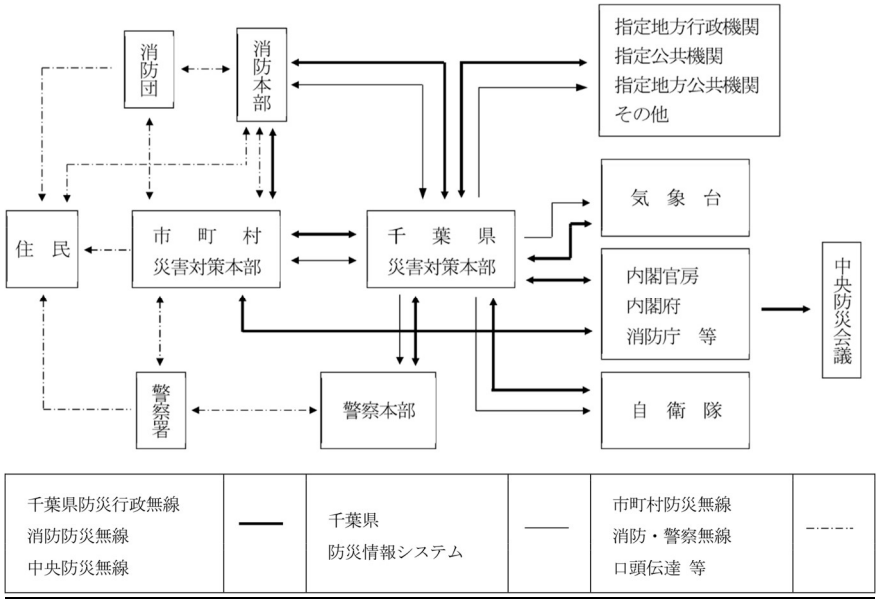

第２　地震及び津波に関する情報の収集・伝達

１　地震及び津波に関する情報の収集

（略）

■地震情報の種類

種　　類	内　　容
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度５弱又は長周期地震動階級３以上を予想した時に、震度４又は長周期地震動階級３以上を予想した地域を発表する。 本市の地域名は、千葉県南部である。
震度速報	地震発生から約１分半後、震度３以上を観測した地域名と地震の揺

現行

■通信連絡系統

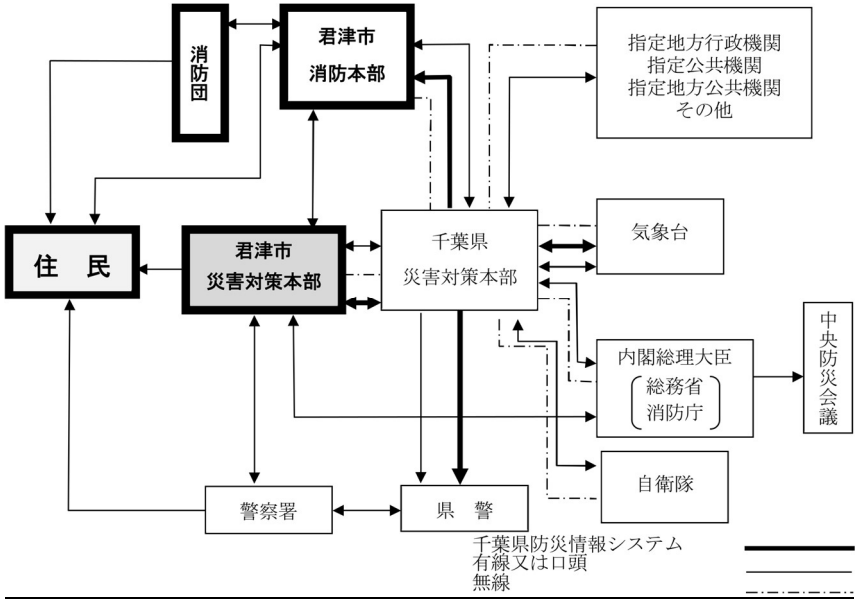

第２　地震及び津波に関する情報の収集・伝達

１　地震及び津波に関する情報の収集

（略）

■地震情報の種類

種　　類	内　　容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報
震度速報	地震発生から約１分半後、震度３以上の全国188に区分した地域名

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
	れの検知時刻を発表する。		と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	震度３以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	（新規）	（新規）
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられるが、震度が入手できない地点名を発表する。	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度５弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外の津波の影響に関しても記述して発表する。	遠地地震に関する情報	（新規） 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外の津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推定震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。	推定震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する 観測情報	長周期地震動階級１以上を観測したときに、１０分程度で発表する。	（新規）	（新規）
■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等		■津波予報・情報の種類	

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表（津波高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３mを超える場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≦10m） ５m （3m＜予想高さ≦5m）	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	３m （1m＜予想高さ≦3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。	１m （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）

現行

予報・情報の種類	解　説	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 10m ５m	巨大
津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	３m	高い
津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	１m	（表記しない）
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表		
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表（※１）		
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表（※２）		
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表		

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（削除）

（略）

■津波情報の種類
<table><tr><th>種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波の到達予想</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。</td></tr></table></td><td>（※１）津波観測に関する情報の発表内容について
・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える
（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）
及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
（略）
（新規）</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>時刻に関する情報</td><td></td></tr>
<tr><td>津波観測に関する情報</td><td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。（※１）</td></tr>
<tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※２）</td></tr>
</table>
（※１）津波観測に関する情報の発表内容について
・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
■沿岸で推定される津波の高さの発表内容
（略）
■最大波の観測値の発表内容
（略）
</td><td>
（略）

■沿岸で推定される津波の高さの発表内容
（略）
■最大波の観測値の発表内容
（略）
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>■津波予報
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。
<table><tr><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき
（地震情報に含めて発表）</td><td>津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。</td></tr><tr><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき
（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき
（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td></tr></table></td><td>（新規）</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

■津波警報等伝達系統

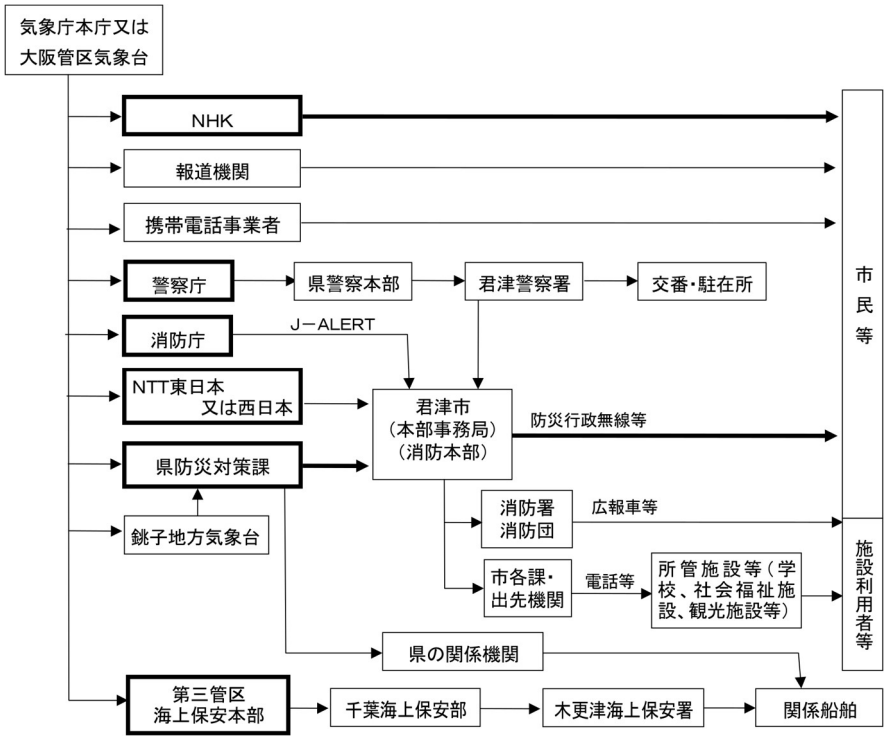

（注１）太線の枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

（注２）太線の矢印の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※　緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事

現行

■津波予報伝達系統

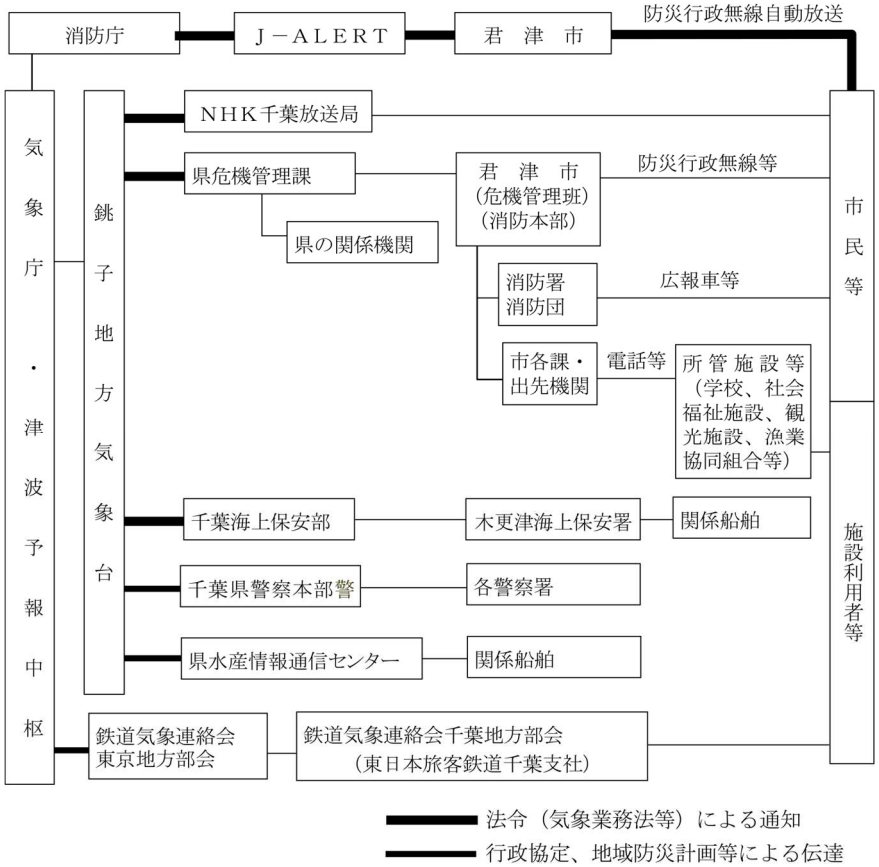

（新規）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>業者から関係するエリアに配信される。
２　地震及び津波に関する情報等の伝達
（略）
３　市の情報収集体制
（略）
４　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の活用
（略）

第３　被害状況の収集・報告
（略）
１　発生情報の報告
（略）
２　被害状況の収集
（略）
３　被害状況の取りまとめ
（略）
４　県への報告
(1) 県への報告
（略）</td><td>２　地震及び津波に関する情報等の伝達
（略）
３　市の情報収集体制
（略）
４　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の活用
（略）

第３　被害状況の収集・報告
（略）
１　発生情報の報告
（略）
２　被害状況の収集
（略）
３　被害状況の取りまとめ
（略）
４　県への報告
(1) 県への報告
（略）
■県へ報告すべき情報の区分
<table><tr><th>報告の区分</th><th>報　告　の　時　期</th></tr><tr><td>災害緊急報告</td><td>災害を覚知したとき、その情報を直ちに報告</td></tr><tr><td>災害総括報告
（その１）</td><td>県からの指示に基づき、一定時刻までに報告
（原則として毎日９時及び15時）</td></tr></table></td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

■県に報告すべき事項

（略）

(2) 報告の責任者

（略）

(3) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報の収集報告系統

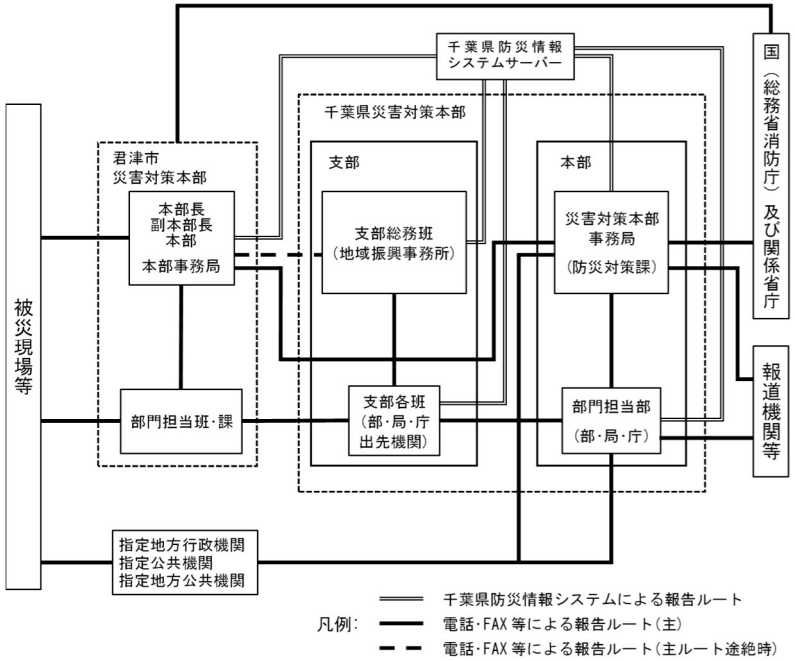

現行

災害総括報告（その２）	災害応急対策が終了した後、10 日以内に報告する。災害復旧計画の基礎資料となる。

■県に報告すべき事項

（略）

(2) 報告の責任者

（略）

(3) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報の収集報告系統

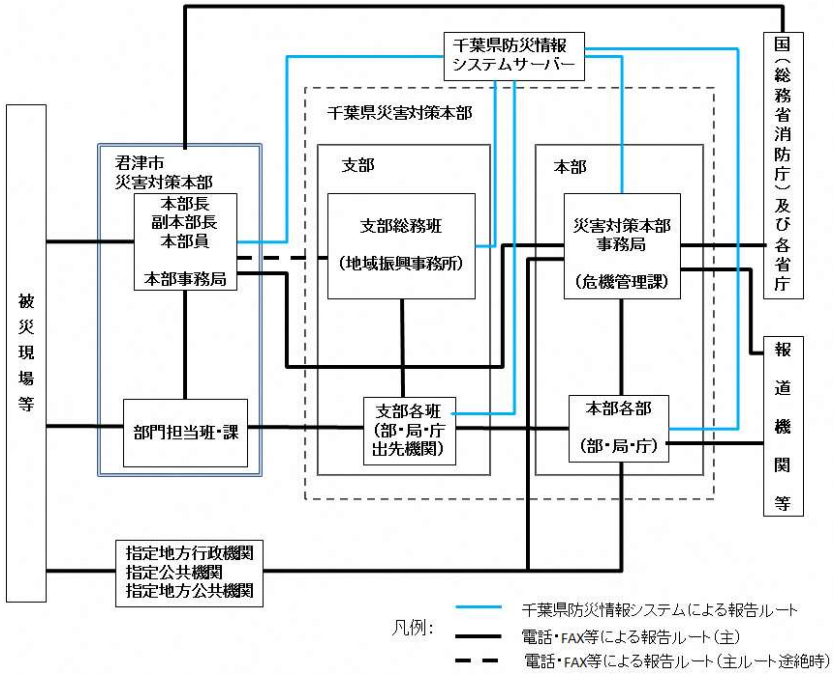

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(4) 直接即報 震度５強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合にあっては、火災・災害等即報要領により、被害の有無を問わず第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、大規模災害により消防機関へ通報が殺到したとき、119 番件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。 （略）	(4) 直接即報 震度５強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合にあっては、火災・災害等即報要領により、被害の有無を問わず第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。 また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したとき、震度６弱以上の地震の場合は、119 番件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。 （略）
(5) 留意すべき事項 ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。 ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。 ③ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。 ④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。	（新規）
(6) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ① 総務省消防庁 ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） ＦＡＸ 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ 〃 ） ○ 一般加入電話 電話 03-5253-7527 （消防庁応急対策室）	(5) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ① 総務省消防庁 ○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室） ＦＡＸ 048-500-90-49033（衛星系）（ 〃 ） ○ 一般加入電話 電話 03-5253-7527 （消防庁応急対策室）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
ＦＡＸ　03-5253-7537　（　　〃　　）	ＦＡＸ　03-5253-7537　（　　〃　　）
②　千葉県 ○　県防災行政無線 電話　500-7320（地上系）　012-500-7320（衛星系）（県防災対策課） ＦＡＸ　500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　043-223-2175（県防災対策課） ＦＡＸ　043-222-1127（　　〃　　）	②　千葉県 ○　県防災行政無線 電話　500-7314（地上系）　012-500-7314（衛星系）（県危機管理課） ＦＡＸ　500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　043-223-2175（県危機管理課） ＦＡＸ　043-222-1127（　　〃　　）
(7)　勤務時間外における国及び県への連絡方法 休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。	(6)　勤務時間外における国及び県への連絡方法 休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。
①　総務省消防庁 ○　消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話　120-90-49012（地上系）　048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室） ＦＡＸ　120-90-49036（地上系）　048-500-90-49036（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　03-5253-7777（消防庁宿直室） ＦＡＸ　03-5253-7553（　　〃　　）	①　総務省消防庁 ○　消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話　048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室） ＦＡＸ　048-500-90-49036（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　03-5253-7777（消防庁宿直室） ＦＡＸ　03-5253-7553（　　〃　　）
②　千葉県 ○　県防災行政無線 電話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室） ＦＡＸ　500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　043-223-2178（県防災行政無線統制室） ＦＡＸ　043-222-5219（　　〃　　）	②　千葉県 ○　県防災行政無線 電話　500-7225（地上系）　012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室） ＦＡＸ　500-7110（地上系）　012-500-7110（衛星系）（　　〃　　） ○　一般加入電話 電話　043-223-2178（県情報通信管理室） ＦＡＸ　043-222-5219（　　〃　　）
以上のほか、被害情報等の県への報告に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。	■県への報告一覧
（削除）	報告の種類：災害緊急報告 報告の内容：1　庁舎等の状況 報告時期・方法：①　覚知後直ちに

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行			
			２　災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ３　応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ４　措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	②　第１報告の後、詳細が判明の都度直ちに ［電話、ＦＡＸ］
	災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 １　被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ２　措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況	①　原則として１日２回 ９時･15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②　県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで ［電話、ＦＡＸ及び端末入力］
		確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 １　被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） ２　措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び市民の避難等の状況 ３　被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 ［端末入力及び文書］
		年報	４月１日現在で明らかになった１月１日から12月31日までに発生した災害について報告	４月20日まで ［端末入力及び文書］
	部門別被害額		各部門において所管する施設等の被	応急対策終了後10日以内

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>総括報告</td><td>害額、産業別被害額を報告</td><td>［文書等］</td></tr>
<tr><td>災害詳細報告</td><td>（市）
災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告
（部門担当課）
農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告</td><td>①　原則として１日２回
９時･15時現在で把握している情報を指定時刻まで
②　県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで
［電話、ＦＡＸ及び端末入力］</td></tr>
</table>
※資料編　被害認定の基準
</td></tr>
<tr><td>第４　市民等からの災害情報への対応
（略）</td><td>第４　市民等からの災害情報への対応
（略）</td></tr>
<tr><td>第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供
１　被災者台帳の作成・利用
(1) 被災者台帳の作成
（略）
市民協力班は、避難者名簿（第７節第４の４参照）、捜索者名簿（第９節第１の１参照）、遺体処理台帳（第９節第２の２参照）、埋火葬台帳（第９節第２の３参照）、被災者台帳（第 11 節第５の３参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。
市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。
(2) 被災者台帳の利用</td><td>第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供
１　被災者台帳の作成・利用
(1) 被災者台帳の作成
（略）
市民協力班及び地区拠点班は、避難者名簿（第７節第４の４参照）、捜索者名簿（第９節第１の１参照）、遺体処理台帳（第９節第２の２参照）、埋火葬台帳（第９節第２の３参照）、被災者台帳（第 11 節第５の３参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。
市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。
(2) 被災者台帳の利用</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略） ２　安否情報の提供 （略） 第３節　災害時の広報 （略） 第１　市民への広報活動 秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民に対し次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。 (1)　災害発生時の広報 ①～③　（略） ④　避難に関すること ○　避難の指示 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 (2)　被災者に対する広報 （略） また、消防班は、秘書広報班の実施する広報活動に協力するほか、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。 ○　災害の発生状況に関する情報 ○　避難指示の伝達・誘導に関すること ○　その他人心安定を図るために必要な情報 第２　広報活動の方法及び手順 １　広報活動の方法 秘書広報班は、広報活動について原則として、広報車及びホームページへの掲	（略） ２　安否情報の提供 （略） 第３節　災害時の広報 （略） 第１　市民への広報活動 秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民に対し次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。 (1)　災害発生時の広報 ①～③　（略） ④　避難に関すること ○　避難の指示・勧告 ○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 (2)　被災者に対する広報 （略） また、消防班は、秘書広報班の実施する広報活動に協力するほか、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。 ○　災害の発生状況に関する情報 ○　避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達・誘導に関すること ○　その他人心安定を図るために必要な情報 第２　広報活動の方法及び手順 １　広報活動の方法 秘書広報班は、広報活動について原則として、防災行政無線、広報車及びホー

最新案

載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。

また、必要に応じて、現場での指示や臨時広報の配布、掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。

なお、広報活動の方法は、次のように選定する。

(1) 緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　避難の指示 ○　災害の発生状況 ○　火災防止指示
手　　段	○　広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、ＳＮＳ等、現場での指示 ○　併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請

(2) 一斉に伝達する必要のあるもの

事　　例	(略)
手　　段	○　広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

(3) 時期又は地域を限定して伝達するもの

事　　例	(略)
手　　段	○　広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

2　広報の手順

広報の内容は、聞き取りまちがいの少ない適切な広報となるよう、簡潔明瞭な文章を用意し、繰り返し実施する。また、市をはじめ公共機関からの広報への注

現行

ムページへの掲載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。

また、必要に応じて、現場での指示や臨時広報の配布、掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。

なお、広報活動の方法は、次のように選定する。

(1) 緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　避難の指示・勧告 ○　災害の発生状況 ○　火災防止指示
手　　段	○　広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、FM放送、ＳＮＳ（ツイッター等）、現場での指示 ○　併せて警察署、消防本部・消防署、その他の防災機関に協力を要請

(2) 一斉に伝達する必要のあるもの

事　　例	(略)
手　　段	○　広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、FM放送、ＳＮＳ（ツイッター等） ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

(3) 時期又は地域を限定して伝達するもの

事　　例	(略)
手　　段	○　広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、FM放送、ＳＮＳ（ツイッター等） ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

2　広報の手順

広報の内容は、聞き取りまちがいの少ない適切な広報となるよう、簡潔明瞭な文章を用意し、繰り返し実施する。また、市をはじめ公共機関からの広報への注

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
意の呼びかけを行う。 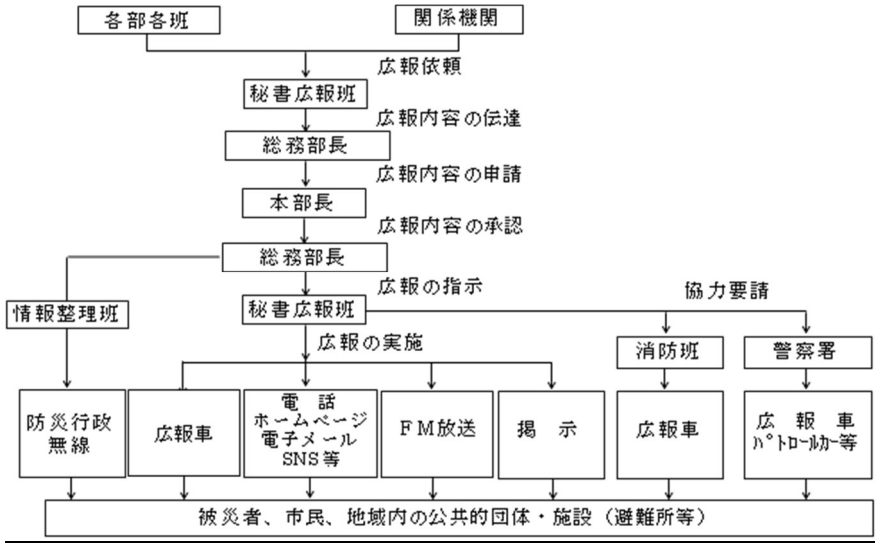 ３　避難所における広報 （略） 第３　報道機関への発表・協力要請 （略） 第４　市民相談 （略） 第４節　消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画 （略） 第１　消防活動	意の呼びかけを行う。 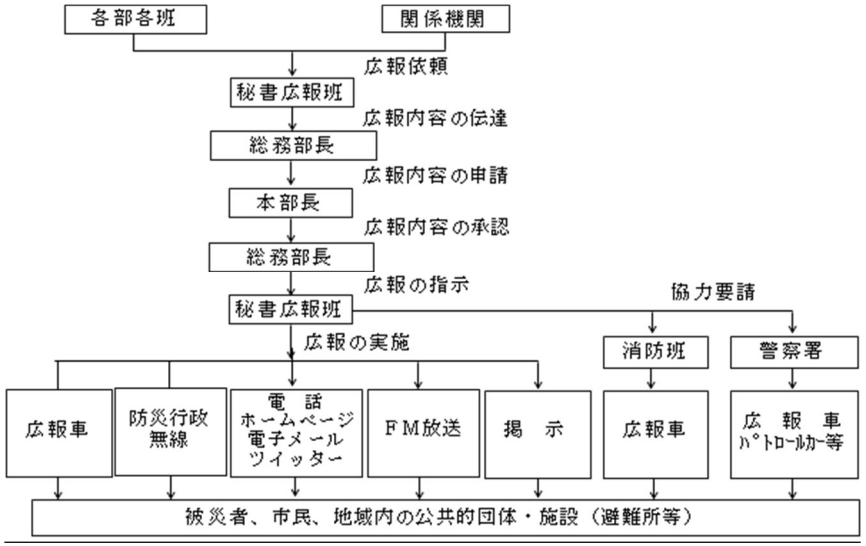 ３　避難所における広報 （略） 第３　報道機関への発表・協力要請 （略） 第４　市民相談 （略） 第４節　消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画 （略） 第１　消防活動

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
１　消防班の活動	１　消防班の活動
（略）	（略）
２　消防団の活動	２　消防団の活動
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 避難誘導	(4) 避難誘導
避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。	避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。
３　市民及び自主防災組織の活動	３　市民及び自主防災組織の活動
（略）	（略）
４　事業所の活動	４　事業所の活動
（略）	（略）
５　海上保安署の活動	５　海上保安署の活動
（略）	（略）
６　消防広域応援要請	６　消防広域応援要請
（略）	（略）
第２　水防活動	第２　水防活動
（略）	（略）
第３　救急・救助活動	第３　救急・救助活動
（略）	（略）
第４　危険物等の対策	第４　危険物等の対策

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略） **４　毒物、劇物保管施設の応急措置** 県は、事業所等に対して有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺の市民の安全措置、連絡通報について指導する。 **また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。** （略）	（略） **４　毒物、劇物保管施設の応急措置** 県は、事業所等に対して有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺の市民の安全措置、連絡通報について指導する。 また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、発災時における、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。 （略）
第５節　災害時の警備・防犯対策 （略） **第１　災害時の警備** **１　基本方針** 警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。 **２　警備体制** 警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 (1) 災害警備連絡室 震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等 (2) 災害警備対策室 県内に震度５弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等	**第５節　災害時の警備・防犯対策** （略） **第１　災害時の警備** **１　基本方針** 警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序に当たる。 **２　警備体制** 警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 (1) 連絡室 震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等 (2) 対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

最新案	現行
(3) 災害警備本部 県内に震度５強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等	(3) 災害警備本部 大規模地震が発生した場合、津波警報が発表され被害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合
３　災害警備活動要領	３　災害警備活動要領
(略)	(略)
第２　防犯対策	第２　防犯対策
(略)	(略)
第６節　災害時の交通規制・緊急輸送対策	第６節　災害時の交通規制・緊急輸送対策
(略)	(略)
第１　道路の交通規制	第１　道路の交通規制
(略)	(略)
第２　緊急輸送対策	第２　緊急輸送対策
１　緊急輸送の範囲	１　緊急輸送の範囲
(略)	(略)
２　緊急輸送道路の確保	２　緊急輸送道路の確保
(略)	(略)
３　緊急輸送手段の確保	３　緊急輸送手段の確保
(略)	(略)
４　ヘリコプター臨時離発着場開設	４　ヘリコプター臨時離発着場開設
(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定 ヘリコプター臨時離発着場は、災害の状況に応じて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地から選定する。	(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定 ヘリコプター臨時離発着場は、災害の状況に応じて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地から選定する。
■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地	■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地

最新案

貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園（グラウンド）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場

(2)～(4)　(略)

第７節　避難計画

(略)

項　　目	担　　当
第１　避難指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等
第２　避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員
第３　避難所の開設	各施設管理者
第４　避難所の運営	各施設管理者
第５　在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班
第６　避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）

第１　避難指示

１　避難指示の発令

本部長（市長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示（避難指示）を行う。

計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示に係る事務を行う。

■避難指示を発すべき権限のある者

(略)

（削除）

現行

貞元小学校、大和田小学校、周南中学校、内みのわ運動公園、中小学校、小糸スポーツ広場、秋元小学校、清和中学校、小櫃中学校、松丘中学校、亀山中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地

(2)～(4)　(略)

第７節　避難計画

(略)

項　　目	担　　当
第１　避難の勧告又は指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等
第２　避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員
第３　避難所の開設	各施設管理者
第４　避難所の運営	各施設管理者
第５　在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班
第６　避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）

第１　避難の勧告又は指示等

１　避難勧告・指示（緊急）等の発令

本部長（市長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示（緊急）等の事務を行う。

■避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者

(略)

２　避難準備・高齢者等避難開始の伝達

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

■避難情報の種類及び発令基準の目安

種　類	内　容	発令基準
（削除）	（削除）	（削除）
避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	・東京湾内湾に、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき（津波注意報の際の対象者は、注記に記載のとおり限定的であるため、状況等を考慮し、必要があると認められるときに発令する。）。 ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき。 ・震度５強以上の地震又は長周期地震動階級３以上の地震が発生し、避難の必要があると認められるとき。
（削除）	（削除）	（削除）

※津波注意報発表時の避難指示は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

現行

市長（計画分析班）は、避難勧告・指示（緊急）に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

■避難情報の種類及び発令基準の目安

種　類	内　容	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	・津波注意報が発表されたとき
避難勧告	危険区域の市民が避難すること	・津波警報が発表されたとき ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき ・強い地震（震度５強以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき
避難指示（緊急）	危険の切迫性があり緊急的に避難すること まだ避難していない市民は、直ちに避難行動をとり、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施	・大津波警報が発表されたとき ・避難勧告の発令後、人的被害が発生する危険性が高いと判断したとき

※避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うよう市民への周知徹底を図る。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
2　警戒区域の設定 （略） **3　避難指示の内容** 本部長（市長）が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。 ○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　避難指示の理由 ○　その他必要な事項 **4　避難情報等の周知** 市は、避難指示を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。 (1) 市民等への周知 避難指示を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。 (2) 県に対する報告 計画分析班は、避難指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（防災対策課）に報告する。 (3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難指示を行ったとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報する。	**3　警戒区域の設定** （略） **4　避難の勧告又は指示の内容** 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。 ○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　避難の勧告又は指示の理由 ○　その他必要な事項 **5　避難情報等の周知** 市は、避難勧告又は指示等を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。 (1) 市民等への周知 避難勧告又は指示等を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。 (2) 県に対する報告 計画分析班は、避難の準備情報及び勧告、指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（危機管理課）に報告する。 (3) 関係機関への通報 本部長（市長）が避難の勧告又は指示を行ったとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報す

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
	る。
5　市民の自主避難	6　市民の自主避難
市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。	市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。
第２　避難の誘導	第２　避難の誘導
１　避難の誘導を行う者	１　避難の誘導を行う者
(1) 危険地域における避難誘導	(1) 危険地域における避難誘導
大規模地震時に広域的な延焼火災が発生し、避難指示が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。	大規模地震時に広域的な延焼火災が発生し、避難の勧告・指示が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。
また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難指示の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。	また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難の勧告又は指示の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。
(2) 学校、事業所等における避難誘導	(2) 学校、事業所等における避難誘導
学校、幼稚園、保育園、認定こども園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。	学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。
(3) 交通機関等における誘導	(3) 交通機関等における誘導
（略）	（略）
２　避難の誘導	２　避難の誘導
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
３　避難行動要支援者の避難誘導 市民等と連携して、個別避難計画に基づき避難誘導を行う。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。	３　避難行動要支援者の避難誘導 市民等と連携して、避難支援個別計画に基づき避難誘導を行う。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。
第３　避難所の開設 （略）	第３　避難所の開設 （略）
第４　避難所の運営 １　避難所運営の担当者 （略） ２　避難所運営のおおよそのめやす （略） ３　要配慮者への配慮 （略） ４　その他留意事項 (1) ～(6)　（略） (7) 保健衛生対応（被災者の健康管理、食物アレルギー対策等） 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。 (8) 感染症対策 避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 (9) 女性・子供等への配慮	第４　避難所の運営 １　避難所運営の担当者 （略） ２　避難所運営のおおよそのめやす （略） ３　要配慮者への配慮 （略） ４　その他留意事項 (1) ～(6)　（略） （新規） （新規） （新規）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

第５　避難所以外の避難者への対応

（略）

第６　避難所等の閉鎖

（略）

第８節　応急医療救護・防疫等活動計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。
第２　防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター（君津保健所）
第３　保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター（君津保健所）

第１　医療救護活動

１　救護活動

現行

第５　避難所以外の避難者への対応

（略）

第６　避難所等の閉鎖

（略）

第８節　応急医療救護・防疫等活動計画

（略）

項　　目	担　　当
第１　医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。
第２　防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津健康福祉センター
第３　保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津健康福祉センター

第１　医療救護活動

１　救護活動

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(略)
(6) 避難所救護センターの設置	(6) 避難所救護センターの設置
医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センター（君津保健所）との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。	医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津健康福祉センターとの連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。
(略)	(略)
２　後方医療の確保	**２　後方医療の確保**
(略)	(略)
第２　防疫	**第２　防疫**
１　防疫体制の確立	**１　防疫体制の確立**
(略)	(略)
２　災害防疫の実施	**２　災害防疫の実施**
(1) 検病調査及び健康診断	(1) 検病調査及び健康診断
医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（君津保健所）と連携して、君津木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。	医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、君津木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。
(2) 感染症への措置	(2) 感染症への措置
君津健康福祉センター（君津保健所）は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。	君津健康福祉センターは、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。
(3) 広報活動の実施	(3) 広報活動の実施
(略)	(略)
第３　保健活動	**第３　保健活動**
１　被災者の健康管理	**１　被災者の健康管理**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
医務防疫衛生班は君津健康福祉センター（君津保健所）と連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。 （略） ２　飲料水の安全確保 地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センター（君津保健所）と協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。 第９節　行方不明者の捜索・遺体の処理 （略） 第 10 節　環境衛生確保・障害物除去対策 （略） 第１　ごみの処理 １　処理体制の確立 （略） また、全壊等の判定を受けた住家を公費により解体することで、がれき等の災害廃棄物の大量発生が予想されることから、建築班と連携しつつ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用して民間事業者の協力を求める。 （略） ２　処理対策の実施	医務防疫衛生班は君津健康福祉センターと連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。 （略） ２　飲料水の安全確保 地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津健康福祉センターと協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。 第９節　行方不明者の捜索・遺体の処理 （略） 第 10 節　環境衛生確保・障害物除去対策 （略） 第１　ごみの処理 １　処理体制の確立 （略） また、国庫補助に基づく、全壊等の判定を受けた住家を公費により解体することで発生するがれき等の災害廃棄物も大量に発生することが予想されることから、建築班と連携し、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。 （略） ２　処理対策の実施

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
第２　し尿の処理	第２　し尿の処理
１　震災時のトイレの確保	１　震災時のトイレの確保
（略）	（略）
２　生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理	２　生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理
清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。	清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。
また、必要に応じて「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」（千葉県締結協定）に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。	（新規）
なお、し尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。	収集したし尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。
第３　障害物の除去	第３　障害物の除去
１　住宅関係の障害物の除去	１　住宅関係の障害物の除去
（略）	（略）
２　河川関係障害物の除去	２　河川関係障害物の除去
（略）	（略）
３　主要道路上の障害物の除去	３　主要道路上の障害物の除去
土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。	土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、「千葉県緊急輸送道路第一次路線」及び主要道路を最優先に行う。
また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものと	（新規）

最新案	現行
する。 なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。 (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。 ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 ・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認） (2) 土地の一時使用 (1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）	
【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線　一覧表】	【君津市における千葉県緊急輸送道路第一次路線　一覧表】
（略）	（略）
４　港湾の障害物の除去	**４　港湾の障害物の除去**
（略）	（略）
５　鉄道軌道上の障害物の除去	**５　鉄道軌道上の障害物の除去**
（略）	（略）
第４　環境汚染の防止	**第４　環境汚染の防止**
（略）	（略）
第５　ペット等動物対策	**第５　ペット等動物対策**
１　ペット対策	**１　ペット対策**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
２　逃亡等動物対策	**２　逃亡等動物対策**
清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター（君津保健所）、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。	清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。
また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。	また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。
３　死亡獣畜の処理	**３　死亡獣畜の処理**
畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター（君津保健所）及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。	畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津健康福祉センター及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。
第 11 節　生活救援対策	**第 11 節　生活救援対策**
（略）	（略）
第１　応急給水	**第１　応急給水**
（略）	（略）
１　水の確保	**１　水の確保**
（略）	（略）
２　給水計画の立案	**２　給水計画の立案**
（略）	（略）
３　給水実施の準備	**３　給水実施の準備**
(1) 給水の広報	(1) 給水の広報
かずさ水道広域連合企業団は、給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民	かずさ水道広域連合企業団は、給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民

最新案	現行
に広報するよう、水道班に要請する。 (2) 給水地点の設定 「応急給水等に係る確認書」、「かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における水道災害時対処要領」等に基づき設定する。 (3) 給水用資機材の確保 かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に給水用資機材の応援要請を行う。 また、市は、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。 なお、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。 その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。 **４　給水の実施方法** （略）	に広報するよう、秘書広報班に要請する。 (2) 給水地点の設定 かずさ水道広域連合企業団は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する。 (3) 給水用資機材の確保 かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、本部会議を通して消防班、 また、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。 また、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。 その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。 **４　給水の実施方法** （略）
第２　食料の供給 （略） **１　実施機関** （略） **２　対象者** （略） **３　応急食料給与の内容** 給与する応急食料は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ）、及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて市内食料品店等から漬物、佃煮	**第２　食料の供給** （略） **１　実施機関** （略） **２　対象者** （略） **３　応急食料給与の内容** 給与する応急食料は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ）、及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて市内食料品店等から漬物、佃煮

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
等の副食、乳児用に粉ミルクを調達する。また、給与する際には要介護者、障害者等避難行動要支援者に配慮する。 **４　食料の確保** (1) 市の食料確保体制 (略) (2) 県への食料供給申請 ①　災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。 県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。 なお、市の実務については、経済班が当たる。 ②　米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。	等の副食、乳児用に粉ミルクを調達する。また、給与する際には高齢者、障害者等避難行動要支援者に配慮する。 **４　食料の確保** (1) 市の食料確保体制 (略) (2) 県への食料供給申請 ①　災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。 県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省政策統括官に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。 なお、市の実務については、経済班が当たる。 ②　米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

政府所有米穀の受渡し系統図

Ⅰ　県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。

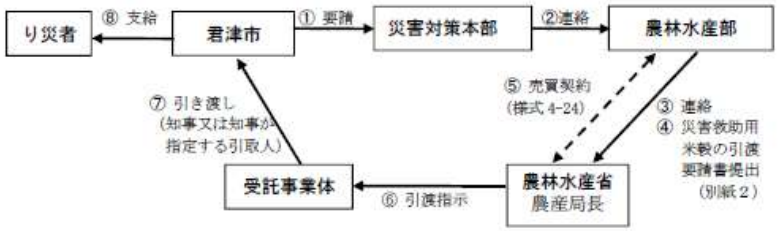

Ⅱ　直接農林水産省に要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約することとなる。

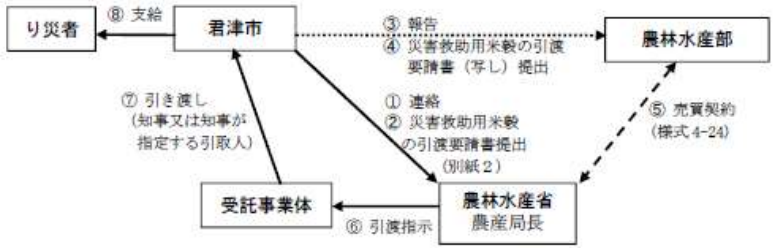

(3)　協定に基づく食料の確保

（略）

５　食料供給活動の実施

(1)　～(2)　（略）

(3)　食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によっては、避難場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定して

現行

政府所有米穀の受渡し系統図

Ⅰ　県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。

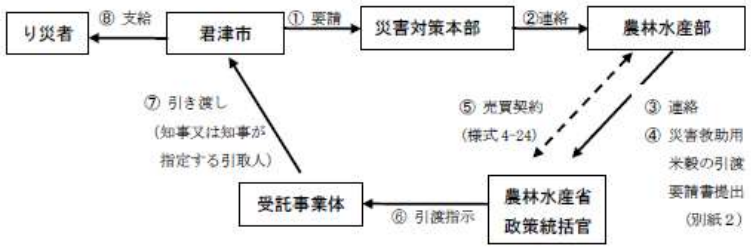

Ⅱ　直接農林水産省に要請する場合

農林水産省政策統括官に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省政策統括官と売買契約することとなる。

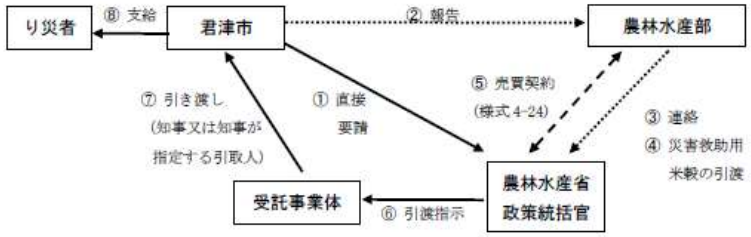

(3)　協定に基づく食料の確保

（略）

５　食料供給活動の実施

(1)　～(2)　（略）

(3)　食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によっては、避難場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定して

最新案

集積する。

集　積　場　所（保管場所）	電　　話
君津市農業協同組合周南支店　（外箕輪 4-31-45）	52-0118
〃　小糸支店　（中島 681-1）	32-2591
〃　小櫃支店　（末吉 152）	35-2511
〃　久留里支店　（久留里市場 473-1）	27-3251

(4) 食料の給与・配布

① 給与食料

（略）

② 炊き出しの実施

炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

③ 避難所での配布

避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

第３　生活必需品の供給

（略）

第４　救援物資の受入れ・管理

（略）

第５　り災証明書の発行

現行

集積する。

集　積　場　所（保管場所）	電　　話
君津市農業協同組合貞元支店　（貞元 188-2）	52-0014
〃　小糸支店　（中島 681-1）	32-2591
〃　清和支店　（西粟倉 115）	37-2511
〃　小櫃支店　（末吉 152）	35-2511
〃　久留里支店　（久留里市場 473-1）	27-3251

(4) 食料の給与・配布

① 給与食料

（略）

② 炊き出しの実施

炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市日赤奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

③ 避難所での配布

避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

第３　生活必需品の供給

（略）

第４　救援物資の受入れ・管理

（略）

第５　り災証明書の発行

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（略）	（略）
第６　労働力の確保	第６　労働力の確保
（略）	（略）
第７　応急仮設住宅の供給	第７　応急仮設住宅の供給
（略）	（略）
第８　被災住宅の応急修理	第８　被災住宅の応急修理
（略）	（略）
１　応急修理の実施	１　応急修理の実施
建築班は、災害により、住家が半焼、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に必要最小限度の部分を、応急的に修理する。	建築班は、地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。
修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。	修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。
(1) 実施機関	(1) 実施機関
①　住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事（又は救助実施市の長）が行い、市長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。	①　住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市長は知事を補助する。
②～④　（略）	②～④　（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

2　応急修理の種類と対象者

応急修理の種類と対象者は、次のとおりとする。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○　災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力により応急修理をすることができない者 ○　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

3　修理の実施

あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく。

費用の限度額、実施期間等は、災害救助法の基準（災害救助事務取扱要領）による。

第 12 節　二次災害の防止対策

（略）

項　　目	担　　当
第１　被災建築物の応急危険度判定	建築班

現行

2　修理対象住宅の選定

(1) 対象者の基準

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

○　住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること
○　自らの資力では、住家の修理ができないこと
○　修理により、とりあえずの日常生活を営むことができること

(2) 修理対象住宅の選定

修理対象者の選定は、前項の対象者の中から選定する。

なお、選定基準は、次のとおりとする。

○　生活保護法の被保護者並びに要保護者
○　特定の資産のない失業者
○　特定の資産のない寡婦、母子世帯
○　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
○　特定の資産のない勤労者
○　特定の資産のない小企業者
○　上記に準ずる経済的弱者

3　修理の実施

(1) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(2) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から１か月以内に完了する。

第 12 節　二次災害の防止対策

（略）

項　　目	担　　当
第１　被災建築物の応急危険度判定	建築班

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

第２　被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木班
第３　がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県
第４　危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県
第５　放射線災害対策	施設管理者、消防班

第１　被災建築物の応急危険度判定

（略）

第２　被災宅地の危険度判定

土木庶務班及び土木班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、必要に応じて立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。

なお、施設等（公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設。）に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。

第３　がけ地等の危険防止

（略）

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難指示を行う。

第４　危険物施設等対策

（略）

現行

第２　被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木支部班
第３　がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県
第４　危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県
第５　放射線災害対策	施設管理者、消防班

第１　被災建築物の応急危険度判定

（略）

第２　被災宅地の危険度判定

土木庶務班及び土木支部班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。

建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。

第３　がけ地等の危険防止

（略）

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難勧告又は指示を行う。

第４　危険物施設等対策

（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
第５　放射線災害対策 （略） 第 13 節　応援協力・派遣要請 （略） 第１　自治体等に対する応援要請 １　県への応援要請 （略） (1) 要請の手続き 知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2) 要請の事項 （略） (3) 応急対策職員派遣制度の活用 総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※1、対口支援チーム※2の支援が必要と認める場合は、県に支援チームの派遣を要請する。 ※１　災害マネジメントを支援するチーム ※２　避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム（原則として、１対１で被災市区町村に割り当てられる。） ２　県内市町村との相互応援要請 （略） ３　指定地方行政機関等への応援要請 （略） (1) 要請の手続き	第５　放射線災害対策 （略） 第 13 節　応援協力・派遣要請 （略） 第１　自治体等に対する応援要請 １　県への応援要請 （略） (1) 要請の手続き 知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2) 要請の事項 （略） （新規） ２　県内市町村との相互応援要請 （略） ３　指定地方行政機関等への応援要請 （略） (1) 要請の手続き

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
知事にあっせんを求める場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2) 要請の事項 （略） **4　県外市町村への協力要請** （略） **5　応援隊の受入れ・活動支援** （略） **6　広域避難** (1) 県内広域避難 災害発生のおそれがあり、市民を県内他市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。 (2) 県外広域避難 災害発生のおそれがあり、市民を県外に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 (3) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域避難を終了する場合も同様とする。 (4) 避難者の受け入れ	知事にあっせんを求める場合は、県（防災危機管理部危機管理課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。 (2) 要請の事項 （略） **4　県外市町村への協力要請** （略） **5　応援隊の受入れ・活動支援** （略） （新規）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 (5) 広域避難者への支援 ① 住宅等の滞在施設の提供 県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。 ② 被災者への情報提供等 市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。 所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。	
7 広域一時滞在 (1) 県内広域一時滞在 災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。 (2) 県外広域一時滞在 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。	**6 広域一時滞在** (1) 協議の実施 災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。 適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。 なお、協議を行う場合は、知事に報告する。 （新規）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(3) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。	(2) 協議内容の公示及び通知 協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。 また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。
(削除)	(3) 県外広域一時滞在 災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。
(4) 避難者の受け入れ 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	(4) 避難者の受け入れ 市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設を提供する （新規）
第２　放送局への放送協力要請 （略）	**第２　放送局への放送協力要請** （略）
第３　消防の広域応援要請 （略）	**第３　消防の広域応援要請** （略）
第４　上水道・下水道の相互応援 （略）	**第４　上水道・下水道の相互応援** （略）
第５　自衛隊への災害派遣要請	**第５　自衛隊への災害派遣要請**

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

実務は、計画分析班が当たる。

1　要請手続き

（略）

■知事への要請

要請依頼者	市　長		
要　請　先	千葉県防災危機管理部 防災対策課	電話番号	043-223-2175
要　請　者	（略）		
要請伝達法	（略）		
要 請 内 容	（略）		

（略）

■自衛隊への要請

区　　分	あ て 先	所　　在
（略）	（略）	（略）
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令	〒350－1394　狭山市稲荷山２-３

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名 (駐屯地等名)			連絡責任者 時間内 (8:00～17:00)	連絡責任者 時間外	電　話　番　号 （　）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

現行

実務は、計画分析班が当たる。

1　要請手続き

（略）

■知事への要請

要請依頼者	市　長		
要　請　先	千葉県防災危機管理部 危機管理課	電話番号	043-223-2175
要　請　者	（略）		
要請伝達法	（略）		
要 請 内 容	（略）		

（略）

■自衛隊への要請

区　　分	あ て 先	所　　在
（略）	（略）	（略）
航空自衛隊に対するもの	第４補給処木更津支処長	〒292－0061　木更津市岩根１-４-１

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名 (駐屯地等名)			連絡責任者 時間内 (8:00～17:00)	連絡責任者 時間外	電　話　番　号 （　）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
県外	航空自衛隊	中部航空方面隊（入間基地）（狭山）	防衛部運用課 災害派遣担当	当直幕僚	狭　山　042-593-6131 内　線　2233, 2263(2204)	
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2　災害派遣部隊の受入れ体制

(略)

3　撤収要請

(略)

4　災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は次のとおりである。

項　　目	活　動　内　容

現行

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	航空自衛隊	第４補給処 木更津支処	総務課 企画班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内　線 303(225)	638-721 当)638-724
県外	陸上自衛隊	第１師団司令部 (練馬)	第３部 防衛班長	司令部 当直長	東　京 03-3933-1161 内　線 238,239(207)	
		第１師団第１飛行隊 (立川)	運用訓練幹部	駐屯地 当直司令	立　川 042-524-9321 内　線 553(302)	
	海上自衛隊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2　災害派遣部隊の受入れ体制

(略)

3　撤収要請

(略)

4　災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は次のとおりである。

項　　目	活　動　内　容

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案		現行	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助	避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力	消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行い、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。	診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
給食及び給水の支援	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	（新規）	（新規）
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 （ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救援が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）
（削除）	（削除）	交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

最新案	現行
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
（削除）	（削除）
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

５　経費の負担区分

（略）

第６　民間団体等への協力要請

（略）

１　協力を要請する業務

災害時に君津市赤十字奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

（略）

２　協力要請の方法

（略）

第７　ボランティアの受入れ

（略）

その際、県及び市町村は、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

１　活動拠点

現行	
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

５　経費の負担区分

（略）

第６　民間団体等への協力要請

（略）

１　協力を要請する業務

災害時に日赤奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

（略）

２　協力要請の方法

（略）

第７　ボランティアの受入れ

（略）

その際、県及び市町村は、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

１　活動拠点

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、保健福祉センターふれあい館のボランティアセンターに、市災害ボランティアセンターを設置する。

市災害ボランティアセンターは、次のことを行う。

○　災害情報の把握
○　ボランティアニーズの把握
○　災害ボランティアの募集、受付
○　災害ボランティア活動の情報発信
○　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
○　ボランティア活動保険の加入手続き
○　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
○　災害ボランティア活動に必要な移動支援
○　君津市災害対策本部との以下の情報共有
　①　被災情報・避難所等に関する情報
　②　インフラ等の復旧計画・復旧情報
　③　ボランティアによる支援活動の状況
　④　その他、災害ボランティア活動に必要となる情報
○　関係機関・団体との連絡・調整・仲介等
○　その他、センターの活動に必要な業務

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

２　ボランティアの活動の内容

区　　分	活動内容
専門ボランティア	○　被災宅地の危険度判定 ○　被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）

現行

福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアへの対応を行う。

福祉救護班は、市社会福祉協議会と協力して、保健福祉センターふれあい館に設置されているボランティアセンターをボランティアの活動拠点として提供し、次のことを行う。

○　ボランティアの受付・登録
○　ボランティア保険への加入手続き
○　ボランティア間の交流及び情報交換

（新規）

２　ボランティアの活動の内容

区　　分	活動内容
専門ボランティア	○　被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

	○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○　被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○　福祉（手話通訳、介護士） ○　無線（アマチュア無線技士） ○　特殊車両操作（大型重機等） ○　通訳（外国語） ○　災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務）
一般ボランティア	○　救助物資等の整理、仕分け、配分 ○　避難所の運営補助 ○　炊き出し、食料等の配布 ○　清掃、がれきの片づけ等 ○　避難行動要支援者の介護、生活支援 ○　避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○　その他危険のない軽作業

３　ボランティアへの協力要請

（略）

４　ボランティアへの活動支援

（略）

活動分野	個　人　・　団　体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課

現行

	○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○　被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○　福祉（手話通訳、介護士） ○　無線（アマチュア無線技士） ○　特殊車両操作（大型重機等） ○　通訳（外国語） ○　災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務）
一般ボランティア	○　救助物資の整理、仕分け、配分 ○　避難所の運営補助 ○　炊き出し ○　清掃 ○　避難行動要支援者の介護、生活支援 ○　その他危険のない軽作業

３　ボランティアへの協力要請

（略）

４　ボランティアへの活動支援

（略）

活動分野	個　人　・　団　体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情	(公財)ちば国際コンベンションビ	総合企画部国際課

最新案

報提供	ユーローボランティア通訳	
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

第 14 節　生活関連施設等の応急対策

（略）

第１　道路、橋梁

（略）

第２　河川、内排水施設

（略）

第３　鉄道・バス

１　鉄道

（略）

(1) 運転規制の実施

（略）

(2) 乗客の避難誘導の実施

①　駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難指示等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。

②　駅間に停止した場合の避難誘導

（略）

２　バス・タクシー

（略）

現行

報提供	ユーローボランティア通訳	
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

第 14 節　生活関連施設等の応急対策

（略）

第１　道路、橋梁

（略）

第２　河川、内排水施設

（略）

第３　鉄道・バス

１　鉄道

（略）

(1) 運転規制の実施

（略）

(2) 乗客の避難誘導の実施

①　駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難勧告等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。

②　駅間に停止した場合の避難誘導

（略）

２　バス・タクシー

（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
第４　ライフライン施設 １　上・下水道施設 （略） ２　電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 (1) 危険予防措置 災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防等から要請があった場合等は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。 なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、市及び関係機関に連絡する。 (2) 広報 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、ＰＲ車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。 （削除） ■災害時における電気に関する広報事項 ○　無断昇柱、無断工事をしないこと。 ○　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、	第４　ライフライン施設 １　上・下水道施設 （略） ２　電力施設 東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 （新規） また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。 なお、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ①～③（略） ■災害時における電気に関する広報事項 ○　切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと ○　使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと

最新案	現行
速やかにカスタマーセンターへ通報すること。 ○　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 ○　建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 ○　屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。 ○　地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ○　その他事故防止のための留意すべき事項。	○　外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること ○　電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること ○　建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこととし、使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること
(3) 応急復旧 市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。 ①「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」 ※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定 ②「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」 ※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定 ③「災害時における電源車の配備に関する覚書」 ※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定	（新規）
３　ガス施設 (1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保 東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策	３　ガス施設 (1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保 東京ガス株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。 (2) 広報活動の実施 (略) **４　通信施設** (略) **５　郵便** (略) **第 15 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策** (略) **第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応** 在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。 (略) **第２　社会福祉施設入所者への対策** (略) **第３　外国人への対応** (略) **第 16 節　帰宅困難者支援対策** (略)	確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。 (2) 広報活動の実施 (略) **４　通信施設** (略) **５　郵便** (略) **第 15 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策** (略) **第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応** 在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画（平成 21 年度）に定める。 (略) **第２　社会福祉施設入所者への対策** (略) **第３　外国人への対応** (略) **第 16 節　帰宅困難者支援対策** (略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

第 17 節　保育対策・教育対策

（略）

第 18 節　災害救助法の適用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用基準	（削除）
第２　滅失（り災）世帯の算定基準	（削除）
第３　災害救助法の適用手続き	計画分析班
第４　救助業務の実施者	計画分析班、各班

第１　災害救助法の適用基準

（削除）

現行

第 17 節　保育対策・教育対策

（略）

第 18 節　災害救助法の適用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用基準	―
第２　滅失（り災）世帯の算定基準	―
第３　災害救助法の適用手続き	計画分析班
第４　救助業務の実施者	計画分析班

第１　災害救助法の適用基準

適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号の規定によるが、君津市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市　80 以上	第１条第１項第１号
県内の住家が減失（り災）した世帯の数	県　2,500 以上	第１条第１項第２号
そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	市　40 以上	
県内の住家が減失（り災）した世帯の数	12,000 以上	第１条第１項第３号
そのうち市内の住家が減失（り災）した世帯の数	多　数	
多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	知事が決定し内閣総理大臣に報告	第１条第１項第４号

※　第１条第１項第４号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用されるが、本市で考えられる事例には、次のような

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
（削除）	ものがあげられる。 ○　列車事故あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合 ○　有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合 ○　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合 ○　その他被災者が現に救助を要する状態にある場合
１　災害が発生した場合 県の人口が 300 万人以上で、市の人口が５万人以上 10 万人未満の区分に属する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合、知事によって災害救助法が適用される。 (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が 80 世帯以上に達する場合 (2) 県内の滅失世帯の数が 2,500　世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が 40 世帯以上に達する場合 (3) 県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情（被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合 (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき ①　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	（新規）
２　災害が発生するおそれがある場合 **災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要**	（新規）

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
とするとき。
第２　滅失（り災）世帯の算定基準
１　滅失（り災）世帯の算定
（略）
２　滅失（り災）等の認定
災害に係る住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
（削除）
</td><td>
第２　滅失（り災）世帯の算定基準
１　滅失（り災）世帯の算定
（略）
２　滅失（り災）等の認定
滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。
■住家被害程度の認定基準
<table>
<tr><th>被害の区分</th><th>認　定　の　基　準</th></tr>
<tr><td>住家の全壊
全焼
流失</td><td>「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものを言う。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</td></tr>
<tr><td>住家の半壊
半焼</td><td>「半壊」とは、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>50%未満のもの</td></tr>
<tr><td>住家の床上浸水
土砂の堆積等</td><td>「全壊」及び「半壊」に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</td></tr>
</table>
※　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
※　「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
</td></tr>
<tr><td>
第３　災害救助法の適用手続き
１　災害救助法の適用要請
災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。実務は、計画分析班が当たる。
○　災害の原因
○　災害発生の日時
○　災害が発生した場所又は地域
○　被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
○　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況、主な応急措置の実施状況、その他必要事項）
○　災害による住民等の避難の状況
○　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
○　その他必要事項
</td><td>
第３　災害救助法の適用手続き
１　災害救助法の適用要請
災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。又は、災害救助法施行細則第５条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手しその状況を直ちに知事に報告する。実務は、計画分析班が当たる。
○　災害発生の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　適用の要否
○　既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
○　その他必要な事項
</td></tr>
</table>

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
２　適用要請の特例 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するものとする。 第４　救助業務の実施者 １　救助業務の実施者 （略） また、知事は、災害の発生と同時に迅速に救助を実施しなくてはならないため、災害救助法第 30 条第１項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第 30 条第２項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。 ■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 （表略） その他の災害救助は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）の定めにより行う。 ２　各種帳簿の作成 （略）	２　適用要請の特例 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。 第４　救助業務の実施者 １　救助業務の実施者 （略） また、知事は、救助は災害の発生と同時に迅速に実施しなくてはならないため、災害救助法第 30 条第１項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）ことができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第 30 条第２項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。 ■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 （表略） その他の災害救助は、「災害救助の実務」を参考の上、市地域防災計画の定めにより行う。 ２　各種帳簿の作成 （略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

第３章　震災復旧計画

最新案

節	項　　目	担　　当
1	公共施設の災害復旧	各部
2	民生安定計画	各部
3	経済秩序安定計画	財政部、福祉部、健康こども部、経済環境部
4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
5	復興計画	建設部

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

（略）

第２　災害復旧事業の種類

（略）

第３　激甚災害の指定促進措置

（略）

第４　局地激甚災害の指定促進措置

（略）

第５　緊急災害査定の促進

（略）

第６　資金計画

１　激甚法に基づく財政援助等

（略）

現行

節	項　　目	担　　当
1	公共施設の災害復旧	各部
2	民生安定計画	総務部、保健福祉部、経済部、建設部、郵便事業者
3	経済秩序安定計画	財政部、保健福祉部、経済部
4	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
5	復興計画	建設部

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

（略）

第２　災害復旧事業の種類

（略）

第３　激甚災害の指定促進措置

（略）

第４　局地激甚災害の指定促進措置

（略）

第５　緊急災害査定の促進

（略）

第６　資金計画

１　激甚法に基づく財政援助等

（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ こども園災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 特定私立稚園災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業	○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成	(2) 農林水産業に関する特別の助成
○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成	(3) 中小企業に関する特別の助成
○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
(4) その他の財政援助及び助成 (略) ２　その他の法律による財政援助 (略) 第２節　民生安定計画 (略) 第１　住宅の確保 (略) 第２　雇用機会の確保 (略) 第３　義援金の受付及び配分 (略) 第４　郵政事業の特例措置 (略) (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (略)	(4) その他の財政援助及び助成 (略) ２　その他の法律による財政援助 (略) 第２節　民生安定計画 (略) 第１　住宅の確保 (略) 第２　雇用機会の確保 (略) 第３　義援金の受付及び配分 (略) 第４　郵政事業の特例措置 (略) (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災一世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付局は、集配支店とする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (略) (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
	郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受支店はすべての支店（簡易郵便局を含む。）とする。
(3) 災害時における窓口業務の維持	(4) 災害時における窓口業務の維持
(4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。	(5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。
第５　その他の生活確保	第５　その他の生活確保
（略）	（略）
第６　被災者に関する支援の情報の提供等 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。	
第３節　経済秩序安定計画	第３節　経済秩序安定計画
（略）	（略）
第１　金融措置	第１　金融措置
１　租税の徴収猶予及び減免	１　租税の徴収猶予及び減免
（略）	（略）
２　国民年金保険料の免除	２　国民年金保険料の免除
（略）	（略）

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
３　介護保険料の徴収猶予及び減免 （略） ４　保育園等徴収金の免除 （略） ５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等 （略） ６　災害見舞金等の支給 （略） ７　被災者生活再建支援制度 （略） (1) 対象災害 暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合 ①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④　上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害 ⑤　上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口 10 万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ⑥　上記③又は④に規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人	３　介護保険料の徴収猶予及び減免 （略） ４　保育園等徴収金の免除 （略） ５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等 （略） ６　災害見舞金等の支給 （略） ７　被災者生活再建支援制度 （略） (1) 対象災害 暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合 ①　市内で災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害 ②　市内で 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ③　県内で 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ④　市内で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内で上記①又は②に係る被害が発生した自然災害（人口 10 万人未満に限る） ⑤　①、②、③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口 10 万人未満に限る） ⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

■支給限度額

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）		合計（①+②）
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯	100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯	50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯	25 万円	25 万円

（略）

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）		合計（①+②）
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯	150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯	75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	37.5 万円	112.5 万円
大規模	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯	150 万円	187.5 万円

現行

る）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

■支給限度額

	定 額（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）		合計（①+②）
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	150 万円
大規模半壊世	50 万円	住宅を建設・購入する世帯	200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯	100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯	100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯	50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯	25 万円	25 万円

（略）

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	定 額（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）		合計（①+②）
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯	50 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯	75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯	7.5 万円	112.5 万円
大規模	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯	150 万円	187.5 万円

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

半壊世帯		住宅を補修する世帯　75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯　37.5 万円	75 万円
中規模 半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯　75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯　37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯　18.75 万円	18.75 万円

(2) 被災者生活再建支援法人の指定

(略)

(3) 支援金支給手続き

市は、提出された支給申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

(4) り災証明書の交付

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後、早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件の下、千葉県被災者生活再建支援事業により支援金を支給する。

市が支給手続きを行い（県から市への補助方式：補助率 8/10）、支給額は、(1)と同等とする。

第２　公的資金による融資

(略)

現行

半壊世帯		住宅を補修する世帯　75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯　37.5 万円	75 万円
中規模 半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯　75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯　37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯　18.75 万円	18.75 万円

(2) 被災者生活再建支援法人の指定

(略)

(3) 支援金支給手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

(4) り災証明書の交付

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第２　公的資金による融資

(略)

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案	現行
1　災害援護資金（地震）の貸付 （略） 2　生活福祉資金 （略） 3　母子・父子福祉資金 （略） 4　寡婦福祉資金 （略） 5　中小企業への融資 県は、災害を受けた中小企業への融資及び利子補給の対策を講ずる。 (1) 経営安定資金の融資 ①　市町村認定枠 （略） ②　一般枠 ア～エ　（略） オ　融資利率 年1.1%～1.4%（融資期間により異なる） ③　高度化融資（災害復旧貸付） （略） 6　農林漁業者への融資 （略） ○　天災資金　○　県単農業災害対策資金 ○　県単漁業災害対策資金　○　日本政策金融公庫資金 第３　流通機能回復	1　災害援護資金（地震）の貸付 （略） 2　生活福祉資金 （略） 3　母子・父子福祉資金 （略） 4　寡婦福祉資金 （略） 5　中小企業への融資 県は、災害を受けた中小企業への融資及び利子補給の対策を講ずる。 (1) 経営安定資金の融資 ①　市町村認定枠 （略） ②　一般枠 ア～エ　（略） オ　融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる） ③　高度化融資（災害復旧貸付） （略） 6　農林漁業者への融資 （略） ○　天災資金　○　県単農業災害資金 ○　県漁業災害対策資金　○　日本政策金融公庫資金 第３　流通機能回復

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

<table>
<tr><th>最新案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（略）
第４　生活相談の実施
（略）

第４節　生活関連施設等の復旧計画
（略）
第１　水道施設
（略）
第２　下水道施設
（略）
第３　電力施設
（略）
第４　ガス施設
（略）
第５　通信施設
１　東日本電信電話㈱における復旧の順位
災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。
（削除）</td><td>（略）
第４　生活相談の実施
（略）

第４節　生活関連施設等の復旧計画
（略）
第１　水道施設
（略）
第２　下水道施設
（略）
第３　電力施設
（略）
第４　ガス施設
（略）
第５　通信施設
１　復旧の順位
災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。
<table><tr><th>順　位</th><th colspan="2">復 旧 回 線</th></tr><tr><td rowspan="2">第１順位</td><td>電話サービス</td><td>①　重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各１回線以上
②　交換局所（無人局を含む。）に公衆電話１個以上
③　ZC 以下の基幹回線の 10%以上</td></tr><tr><td>電報サービス</td><td>電報中継回線１回線以上</td></tr></table></td></tr>
</table>

最新案	現行

	専用線サービス等	専用回線	①　重要通信を確保する機関（第１順位）の専用回線各１回線以上 ②　テレビジョン放送中継回線１回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	対地別専用線の 10%以上
		国内通信事業者回線	対地別専用線の 10%以上
		社内専用線	第１順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス		①　重要通信を確保する機関（第１順位）の当該回線各１回線以上 ②　第１順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス		①　重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業ごとに１契約回線以上 ②　ZC 以下の基幹回線の 10%以上
第２順位	電話サービス		①　重要通信を確保する機関（第２順位）の加入電話回線各１回線以上 ②　人口１千人当たり公衆電話１個以上
	専用線サービス等		重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上
	パケット交換サービス		①　重要通信を確保する機関（第２順位）の当該回線各１回線以上 ②　第２順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス		①　重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、事業所ごとに１契約回線以

君津市地域防災計画案【震災編】新旧対照表

最新案

順　位	重要通信を確保する機関 （契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。
※電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

第６　道路施設

（略）

第５節　復興計画

（略）

現行

		上 ②　ZC 以下の基幹回線の 10%以上
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

順　位	重要通信を確保する機関 （契約約款に基づく。）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

（新規）

第６　道路施設

（略）

第５節　復興計画

（略）

第１章　計画の方針

最終案	現行
第１節　計画の目的	第１節　計画の目的
（修正なし）	（修正なし）
第２節　計画の対象とする災害	第２節　計画の対象とする災害
（修正なし）	（修正なし）
第３節　計画の性格	第３節　計画の性格
（修正なし）	（修正なし）
第４節　市の配備体制	第４節　市の配備体制
（修正なし）	（修正なし）
第５節　計画の修正	第５節　計画の修正
（修正なし）	（修正なし）

第２章　計画の内容

最終案

第１節　大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	建設部建設計画課・公園緑地課・建築課、教育部生涯学習文化課、消防本部・消防署
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第１　基本方針

（略）

第２　予防計画

１　建築物不燃化の促進

建設計画課及び建築課は、市街地における延焼拡大防止等を次により促進する。

（略）

２　防災空間の整備・拡大

（略）

３　市街地の整備

（略）

４　火災予防に係る立入検査

現行

第１節　大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	建設部建設計画課・公園緑地課・建築指導課、教育委員会生涯学習文化課、消防本部・消防署
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第１　基本方針

（略）

第２　予防計画

１　建築物不燃化の促進

建設計画課及び建築指導課は、市街地における延焼拡大防止等を次により促進する。

（略）

２　防災空間の整備・拡大

（略）

３　市街地の整備

（略）

４　火災予防に係る立入検査

最終案	現行
（略）	（略）
５　建築物の防火対策	**５　建築物の防火対策**
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
６　大規模・中高層建築物の防火対策	**６　大規模・中高層建築物の防火対策**
（略）	（略）
７　文化財の防火対策	**７　文化財の防火対策**
（略）	（略）
(1) 消防設備の設置・整備 火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等消火設備の設置に努める。 防火施設の整備に当たり、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（文化庁、令和３年 12 月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。	(1) 消防設備の設置・整備 火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等消火設備の設置に努める。 （新設）
(2) 防火管理 （略）	(2) 防火管理 （略）
８　消防組織及び施設の整備充実	**８　消防組織及び施設の整備充実**
（略）	（略）
第３　応急対策計画	**第３　応急対策計画**
１　応急活動体制	**１　応急活動体制**

最終案	現行
計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。	計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
２　情報の収集・伝達	**２　情報の収集・伝達**
（略）	（略）
３　消防活動	**３　消防活動**
（略）	（略）
４　救急・救助活動	**４　救急・救助活動**
（略）	（略）
５　交通規制	**５　交通規制**
（略）	（略）
６　避難	**６　避難**
（略）	（略）
災害時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。	発災時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
７　救援・救護活動	**７　救援・救護活動**
（略）	（略）
８　広報活動	**８　広報活動**
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響

<table>
<tr><th>最終案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。
９　災害救助法の適用
（略）
第２節　林野火災対策計画
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr>
<tr><td>第１　基本方針</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　予防計画</td><td>総務部危機管理課、建設部農林土木課、教育部学校教育課、消防本部・消防署、森林組合</td></tr>
<tr><td>第３　応急対策計画</td><td>秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、消防班、警察署</td></tr>
</table>
第１　基本方針
（略）
第２　予防計画
１　広報宣伝
(1)～(3)（略）
２　法令による規制
(1)～(2)（略）
(3) 火入れの許可制の励行（森林法第 21 条、第 22 条）
農林土木課は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。
</td><td>
等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。
９　災害救助法の適用
（略）
第２節　林野火災対策計画
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>担　　当</th></tr>
<tr><td>第１　基本方針</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　予防計画</td><td>総務部危機管理課、経済部農林整備課、教育委員会学校教育課、消防本部・消防署、森林組合</td></tr>
<tr><td>第３　応急対策計画</td><td>秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、消防班、警察署</td></tr>
</table>
第１　基本方針
（略）
第２　予防計画
１　広報宣伝
(1)～(3)（略）
２　法令による規制
(1)～(2)（略）
(3) 火入れの許可制の励行（森林法第 21 条、第 22 条）
農林整備課は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。
</td></tr>
</table>

最終案	現行
３　予防施設の設置 （略） ４　消火施設の設置 （略） ５　林野等の整備 農林土木課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。 ６　林野火災特別地域対策事業 農林土木課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。 ７　消防計画の樹立 （略） ８　消防体制の策定 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 （略） ２　情報の収集・伝達 （略） ３　消防活動	３　予防施設の設置 （略） ４　消火施設の設置 （略） ５　林野等の整備 農林整備課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。 ６　林野火災特別地域対策事業 農林整備課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。 ７　消防計画の樹立 （略） ８　消防体制の策定 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 （略） ２　情報の収集・伝達 （略） ３　消防活動

最終案	現行
（略）	（略）
４　救急・救助活動	４　救急・救助活動
（略）	（略）
５　立入規制	５　立入規制
（略）	（略）
６　避難	６　避難
計画分析班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。	計画分析班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。
（略）	（略）
警察署は、避難指示及び避難誘導について協力する。	警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力する。
７　広報活動	７　広報活動
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。
第３節　危険物等災害対策計画	第３節　危険物等災害対策計画
（表略）	（表略）
第１　基本方針	第１　基本方針
（略）	（略）
第２　予防計画	第２　予防計画
（略）	（略）
１　危険物施設の把握と防災計画の策定	１　危険物施設の把握と防災計画の策定

最終案	現行
（略）	（略）
２　危険物施設等の保安監督の指導	２　危険物施設等の保安監督の指導
（略）	（略）
第３　応急対策計画	第３　応急対策計画
１　応急活動体制	１　応急活動体制
（略）	（略）
２　緊急通報	２　緊急通報
（略）	（略）
３　災害情報の収集及び報告	３　災害情報の収集及び報告
（略）	（略）
４　消防活動	４　消防活動
（略）	（略）
５　救急医療	５　救急医療
（略）	（略）
６　避難	６　避難
計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。	計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
７　警備	７　警備
（略）	（略）
８　交通対策	８　交通対策

最終案

（略）

９　救援・救護活動

（略）

10　広報活動

（略）

11　環境汚染対策

（略）

第４節　海上災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	（削除）
第２　予防計画	海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署

第１　基本方針

（略）

第２　予防計画

（略）

１　各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

（略）

現行

（略）

９　救援・救護活動

（略）

10　広報活動

（略）

11　環境汚染対策

（略）

第４節　海上災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	―
第２　予防計画	海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署

第１　基本方針

（略）

第２　予防計画

（略）

１　各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

（略）

最終案	現行
(2) 船舶利用者への注意喚起 船舶関係機関は船舶利用者に対し、災害時における行動、避難経路の教示等を実施する。 **２　資機材等の整備** （略） **第３　応急対策計画** **１　応急活動体制** （略） **２　情報の収集・伝達** （略） **３　捜索・救助・救護活動** （略） **４　遺体の収容** 遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置する。 **５　広報広聴活動** 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。 （略）	(2) 船舶利用者への注意喚起 船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。 **２　資機材等の整備** （略） **第３　応急対策計画** **１　応急活動体制** （略） **２　情報の収集・伝達** （略） **３　捜索・救助・救護活動** （略） **４　遺体の収容** 遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置する。 **５　広報広聴活動** 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。 （略）
第５節　油等海上流出災害対策計画	**第５節　油等海上流出災害対策計画**

君津市地域防災計画案【大規模事故編】新旧対照表

最終案

項　　目	担　　当
第１　基本方針	（削除）
第２　予防計画	総務部危機管理課、海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署、防災関係機関
第４　事後の監視等	経済環境部環境保全課

第１　基本方針

（略）

１　対象災害

（略）

２　市の役割

（略）

(1)～(6)（略）

(7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する避難指示

(8)～(12)（略）

第２　予防計画

１　広域的な活動体制

（略）

現行

項　　目	担　　当
第１　基本方針	―
第２　予防計画	総務部危機管理課、海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署、防災関係機関
第４　事後の監視等	市民環境部環境保全課

第１　基本方針

（略）

１　対象災害

（略）

２　市の役割

（略）

(1)～(6)（略）

(7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する避難の勧告、指示

(8)～(12)（略）

第２　予防計画

１　広域的な活動体制

（略）

最終案	現行
２　情報連絡体制の整備 （略） ３　油防除作業体制の整備 （略） 第３　応急対策計画 １　防除方針 （略） ２　応急活動体制 （略） ３　情報の収集・伝達 （略） ４　警戒区域の設定、避難 計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対する避難指示を行う。 ５　流出油の防除 （略） ６　広報広聴活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物質等による地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。	２　情報連絡体制の整備 （略） ３　油防除作業体制の整備 （略） 第３　応急対策計画 １　防除方針 （略） ２　応急活動体制 （略） ３　情報の収集・伝達 （略） ４　警戒区域の設定、避難 計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対する避難の勧告、指示を行う。 ５　流出油の防除 （略） ６　広報広聴活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物質等による地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

最終案	現行
（略）	（略）
７　環境保全等に関する対策	７　環境保全等に関する対策
（略）	（略）
８　油回収作業実施者の健康対策	８　油回収作業実施者の健康対策
医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター（君津保健所）及び君津木更津医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。	医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター及び君津木更津医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。
９　補償対策	９　補償対策
（略）	（略）
第４　事後の監視等	第４　事後の監視等
（略）	（略）
第６節　航空機災害対策計画	第６節　航空機災害対策計画
（表略）	（表略）
第１　基本方針	第１　基本方針
（略）	（略）
第２　予防計画	第２　予防計画
（略）	（略）
第３　応急対策計画	第３　応急対策計画
１　応急活動体制	１　応急活動体制
（略）	（略）
２　情報の収集・伝達	２　情報の収集・伝達

最終案	現行
（略）	（略）
３　消防活動	３　消防活動
（略）	（略）
４　救助・救護活動	４　救助・救護活動
（略）	（略）
５　遺体の収容	５　遺体の収容
（略）	（略）
６　交通規制	６　交通規制
（略）	（略）
７　広報活動	７　広報活動
秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。	秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。
８　避難	８　避難
計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要に応じて避難指示を出し、安全な避難所等に収容する。	計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要に応じて避難の勧告・指示を出し、安全な避難所等に収容する。
９　防疫・清掃	９　防疫・清掃
（略）	（略）
10　その他被災者家族への支援	10　その他被災者家族への支援
（略）	（略）
第７節　鉄道災害対策計画	第７節　鉄道災害対策計画

最終案	現行
（表略） 第１　基本方針 （略） 第２　予防計画 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 計画分析班は、災害発生後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。 ２　情報の収集・伝達 （略） ３　消防活動 （略） ４　救助・応急救護活動 （略） ５　交通規制 （略） ６　避難 （略）	（表略） 第１　基本方針 （略） 第２　予防計画 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 計画分析班は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。 ２　情報の収集・伝達 （略） ３　消防活動 （略） ４　救助・応急救護活動 （略） ５　交通規制 （略） ６　避難 （略）

最終案	現行
７　広報活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。 第８節　道路災害対策計画 （表略） 第１　基本方針 （略） ■計画の対象となる道路災害 （略） 第２　予防計画 １　危険箇所の把握・改修 （略） ２　資機材の保有 ３　危険物積載車の災害予防 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 （略） ２　情報の収集・伝達 （略）	７　広報活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。 第８節　道路災害対策計画 （表略） 第１　基本方針 （略） ■計画の対象となる道路災害 （略） 第２　予防計画 １　危険箇所の把握・改修 （略） ２　資機材の保有 ３　危険物積載車の災害予防 （略） 第３　応急対策計画 １　応急活動体制 （略） ２　情報の収集・伝達 （略）

最終案	現行
３　消防活動 （略） **また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。** ４　救急・救助活動 消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。 また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。 ５　交通規制 道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。 ６　避難 計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 ７　広報活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響	３　消防活動 （略） **また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。** ４　救急・救助活動 消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。 また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。 ５　交通規制 道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。 ６　避難 計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 ７　広報活動 秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響

最終案

等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

８　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成 12 年３月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

第９節　放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	（削除）
第２　予防計画	総務部危機管理課、消防本部・消防署、核燃料物質使用事業者
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、経済班、消防班、かずさ水道広域連合企業団、放射性物質取扱事業者、県

第１　基本方針

１　基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び

現行

等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

８　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成 12 年３月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

第９節　放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	―
第２　予防計画	総務部危機管理課、消防本部・消防署、核燃料物質使用事業者
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、経済班、消防班、かずさ水道広域連合企業団、放射性物質取扱事業者、県

第１　基本方針

１　基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び

最終案	現行
試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が 10 か所存在している。 また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。 これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。 **２　放射性物質事故の想定** (1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定 県内に所在する核燃料物質使用事業所は９施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは４施設であり、他の５施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。	試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が 10 か所存在している。 また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。 これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。 しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。 なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。 **２　放射性物質事故の想定** (1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定 県内に所在する核燃料物質使用事業所は９施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは４施設であり、他の５施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

最終案	現行
人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定する。 (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定 核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。 本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。 この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。 (3) 他県事故に伴う本市への影響想定 原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。 したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地	人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定する。 (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定 核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。 本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。 この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。 (3) 他県事故に伴う本市への影響想定 原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。 したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地

最終案	現行
震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定する。 (4) 原子力艦の事故の想定 原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。	震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定する。 (4) 原子力艦の事故の想定 原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。
第２　予防計画	**第２　予防計画**
１　通報体制の整備	**１　通報体制の整備**
核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。	核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。
２　放射性物質取扱施設の把握	**２　放射性物質取扱施設の把握**
危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。	危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
３　情報の収集・連絡体制の確保	**３　情報の収集・連絡体制の確保**
危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。	危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。
４　放射性物質事故発生時の体制整備	**４　放射性物質事故発生時の体制整備**

最終案	現行
危機管理課は、次の対策の実施を検討する。 (1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制 (2) 被爆治療可能施設の把握 (3) 防護資機材の整備 (4) 退避施設の指定 (5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制 (6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、訓練の実施	危機管理課は、次の対策の実施を検討する。 (1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制 (2) 被爆治療可能施設の把握 (3) 防護資機材の整備 (4) 退避施設の指定 (5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制 (6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、訓練の実施
５　退避誘導体制の整備	**５　退避誘導体制の整備**
市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。 また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。	市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。 また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
第３　応急対策計画	**第３　応急対策計画**
１　応急活動体制	**１　応急活動体制**
計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との	計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との

最終案

間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配備職員
第１配備	放射性物質事故応急対策本部（本部長:総務部長）	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所
第２配備			上記に掲げる課等に加えて、各課１名以上の連絡員をおくものとする。
第３配備	災害対策本部（本部長：市長）	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
第４配備			全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
第５配備			全　員

２　事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の

現行

間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配備職員
第１配備	放射性物質事故応急対策本部（本部長：総務部長）	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所
第２配備			上記に掲げる課等に加えて、各課１名以上の連絡員をおくものとする。
第３配備	災害対策本部（本部長：市長）	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
第４配備			全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
第５配備			全　員

２　事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の

最終案	現行
事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。 ① 事故発生の時刻　② 事故発生の場所及び施設 ③ 事故の状況　④ 放射性物質の放出に関する情報 ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等　⑥ その他必要と認める事項 (2) 被害状況の報告 計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたときは、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。 また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。 **３　緊急時の環境放射線モニタリング** 県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響について把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。 県が行うモニタリング項目は次のとおりである。 ① 大気汚染調査　② 水質調査　③ 土壌調査 ④ 農林水産物への影響調査　⑤ 食物の流通状況調査 また、市（各班）は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。 **４　消火活動**	事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。 ① 事故発生の時刻　② 事故発生の場所及び施設 ③ 事故の状況　④ 放射性物質の放出に関する情報 ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等　⑥ その他必要と認める事項 (2) 被害状況の報告 計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたときは、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。 また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。 **３　緊急時の環境放射線モニタリング** 県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響について把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。 県が行うモニタリング項目は次のとおりである。 ① 大気汚染調査　② 水質調査　③ 土壌調査 ④ 農林水産物への影響調査　⑤ 食物の流通状況調査 また、市（各班）は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。 **４　消火活動**

最終案	現行
放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。 消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。 **５　退避施設の選定及び退避誘導** (1) 退避施設の選定 計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定（開設）し市民への周知を図る。 (2) 退避誘導 計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難指示の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。 避難誘導に当たっては、避難所（退避所）、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (3) 広域避難 ア　広域避難者の受入れ 市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、市は、県または他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災	放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。 消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。 **５　退避施設の選定及び退避誘導** (1) 退避施設の選定 計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定（開設）し市民への周知を図る。 (2) 退避誘導 計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。 避難誘導に当たっては、避難所（退避所）、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (3) 広域避難 ア　広域避難者の受入れ 市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、市は、県または他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災

最終案	現行
者を受入れるものとする。 イ　市外への広域避難者の受入れ 本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は	者を受入れるものとする。 イ　市外への広域避難者の受入れ 本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は
６　放射性物質等による汚染の除去	**６　放射性物質等による汚染の除去**
事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。	事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。
７　広報広聴活動	**７　広報広聴活動**
秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、ＳＮＳ等により広報活動を行う。	秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、ＳＮＳ（ツイッター等）等により広報活動を行う。
また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。	また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。
８　飲食物の摂取制限等	**８　飲食物の摂取制限等**
県及び市（経済班）は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。	県及び市（経済班）は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。
また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の	また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の

最終案	現行
各種制限措置等を解除する。 ９　健康管理 医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。 10　風評被害対策 秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。	各種制限措置等を解除する。 ９　健康管理 医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。 10　風評被害対策 秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。